

金融庁委嘱調査

金融機関の破綻事例に関する調査

報告書

三井情報開発株式会社

目次

1. 調査概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査内容	1
2. 金融機関の破綻を取り巻く経済・社会環境	3
2.1 金融機関の破綻を取り巻く経済環境	3
2.2 金融機関の破綻を取り巻く社会環境	10
3. わが国における金融機関の破綻事例の分析	15
3.1 わが国における金融機関の破綻事例の整理	15
3.2 破綻金融機関における各種データの整理	28
3.3 業態別の金融機関の破綻要因	40
4. わが国における金融機関の破綻のパターン分析	47
4.1 金融機関における経営リスクとマネジメント	47
4.2 事例からみる金融機関の破綻のパターン分析	52
4.3 金融破綻に関する定量分析	58
4.4 金融機関の破綻メカニズムの整理	74
5. 金融機関における破綻リスク低減のあり方	78
5.1 外部環境に関するリスクマネジメント	78
5.2 内部環境に関するリスクマネジメント	78
6. 参考文献	79
参考資料 1 破綻金融機関個票	80
(1) 銀行 (15 行)	80
(2) 信用組合、証券、生命保険 (3 機関)	95
参考資料 2 金融機関の破綻要因比較表	97
(1) 銀行 (16 行)	97
(2) 信用金庫 (22 金庫)	98
(3) 信用組合 (132 組合)	99

1. 調査概要

1.1 調査目的

本調査は、1990年代に我が国において破綻した金融機関について、その破綻要因の特定と、各要因と破綻との間に見られる相関関係の程度等を分析することを目的とした。

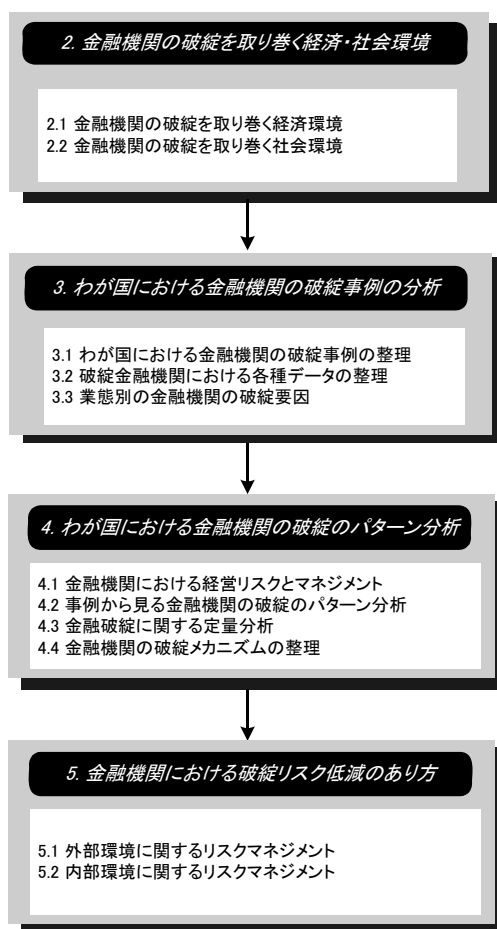
金融機関の破綻については、各金融機関の業態やビジネスモデルによって、要因と破綻との関連性が異なるほか、各事業者における破綻につながるリスクに対するマネジメントの対応方法によっても関連性あるいは経営リスクの顕在化等が異なる。本調査では、このような各事例における業態やビジネスモデル特性による違い、あるいは財務リスクや情報管理リスク等の破綻につながるリスクに対するマネジメントの違いに着目した整理を行った。これにより、我が国金融機関の破綻のパターンを類型化することにより、今後の金融行政を行うに当たって参考とするための資料とすることを目的とした。

1.2 調査内容

(1) 調査フロー

上記の目的を達成するため、以下の調査フローにて分析を行った。

図表 1-1 調査フロー



(2) 調査方法

調査方法としては、以下の方法を用いた。

①文献調査 (Web 調査含む)

文献調査は、一般論文、書籍のほか、業界紙の縮刷版（ニッキン等）、経済・経営系雑誌（週刊ダイヤモンド、週刊エコノミスト）等を対象に行った。また各金融機関のディスクリージャー等も適宜参照した。

Web 調査は、原則として国内の公的機関、金融機関業界団体、各金融機関、大学等研究機関が管理するものを対象とし、有識者等、著作者が明確である場合には、個人の Web についても調査の対象とした。

②データベース調査

データベースは、定量データ収集に関するもののほか、新聞、雑誌（会社四季報）等の記事検索データベースなどを調査の対象とした。

2. 金融機関の破綻を取り巻く経済・社会環境

本章では、1990年代以降の金融機関の経営を取り巻く環境について、経済・社会環境の推移という観点から取りまとめた。

2.1 金融機関の破綻を取り巻く経済環境

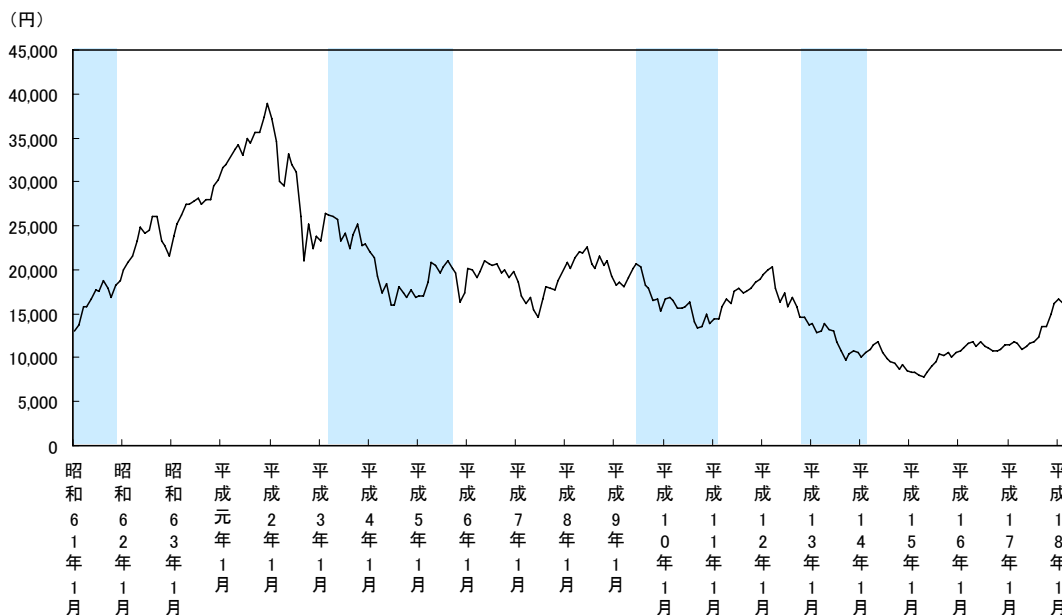
(1) バブル景気の発生と崩壊

1980年代後半に、我が国では土地や株式を中心とした投資ブームが発生し、資産価格が急上昇した。この傾向は実体経済の成長を超えた水準となり、いわゆるバブル景気を生み出した。バブル景気が発生した理由としては、昭和60年のプラザ合意をきっかけとした円高不況対策としての超低金利政策が長期化したこと、金融機関が不動産関連投資に積極的だったこと、一部の個人や企業を中心に株式や不動産などの「財テク」がブームとなったことが挙げられる。

その結果、平成元年末には日経平均株価が38,000円台を記録し、大都市圏を中心に不動産価格の高騰が発生したが、平成元年5月から始まった公定歩合の引き上げや、平成2年4月の不動産融資に対する総量規制、平成3年4月の地価税法を契機として、株価や地価は一気に下落に転じた。

バブル期には、多くの企業で有価証券や不動産を担保とした借入をもとに事業を拡大するビジネスモデルを採用していた。しかし、こうしたビジネスモデルはバブル崩壊とともに行き詰まり、それを採用していた企業向けの債権が、次々と不良債権化していった。その後資産価格が大きく回復する状況にはならなかったため、バブル崩壊に伴う不良債権の発生は、長らく金融機関の経営を圧迫する原因となった。

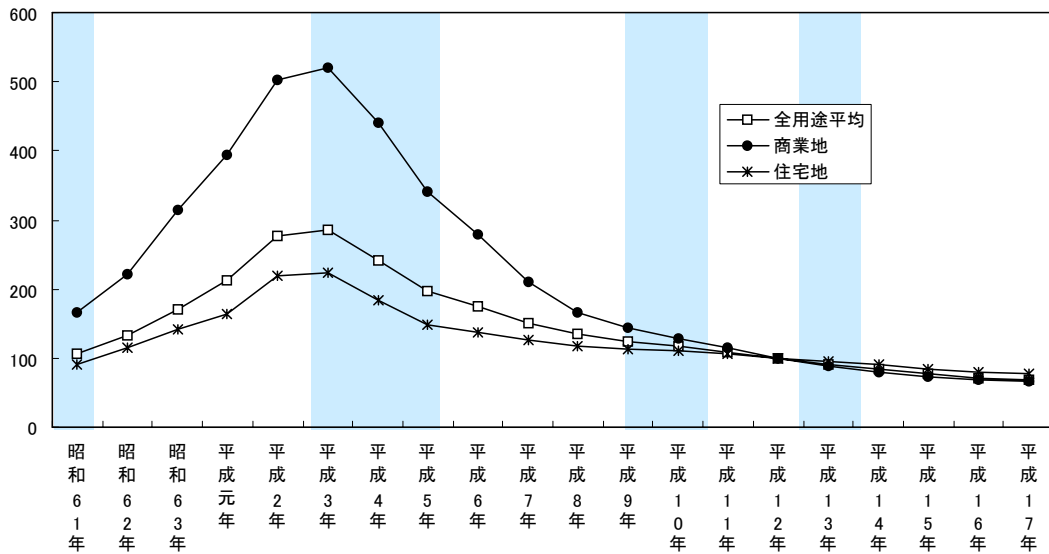
図表 2-1 日経平均株価の推移



注：グラフ中で網掛けした時期は、景気後退期を示している（以降の図表も同様）。

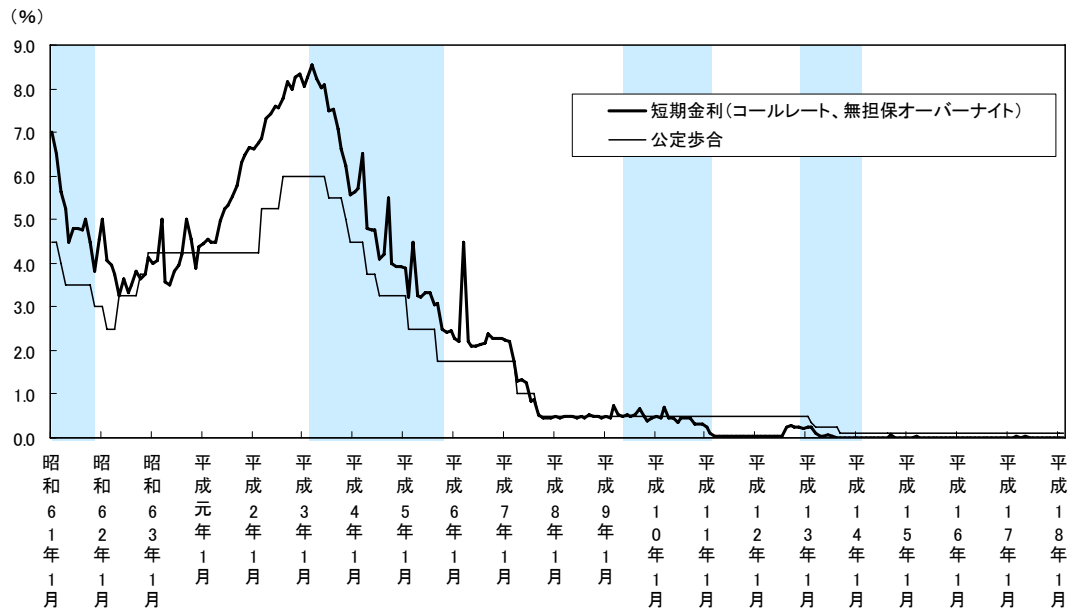
出所：日本経済新聞社資料

図表 2-2 市街地価格指数（六大都市）の推移



出所：(財)日本不動産研究所研究部「市街地価格指数」

図表 2-3 公定歩合、短期金利の推移



出所：日本銀行「金融経済統計月報」

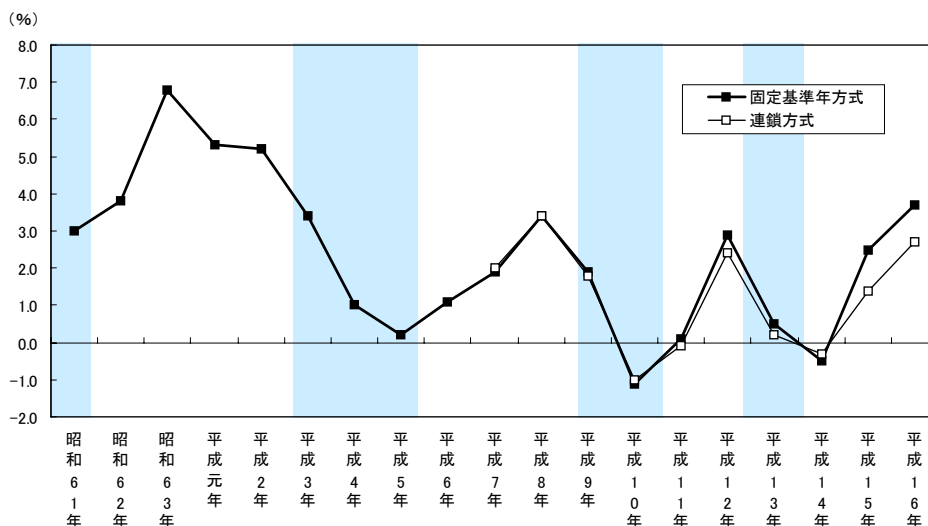
(2) バブル崩壊後の景気低迷

1980年代後半以降、日本経済はいわゆる「バブル景気」に乗って高い成長を遂げていたが、バブル崩壊以降は長期にわたる経済停滞に陥り、経済成長率も低い水準が続いた。このうち、平成9年から10年にかけての景気の落ち込みは、橋本内閣の財政引締め政策やアジア通貨危機とともに、国内の金融機関の大型破綻が続いたことによる金融危機の影

響が指摘されている。また、平成12年以降の景気縮小については、同年初めのITバブルの崩壊や、平成12年8月のゼロ金利解除政策が、主因として指摘されることが多い。

こうした景気の長期低迷は、金融機関が抱える不良債権の処理を遅らせると同時に、企業倒産の増加等を通じて新たな不良債権を発生させ、金融機関の経営をさらに圧迫する原因となった¹。

図表 2-4 経済成長率の推移

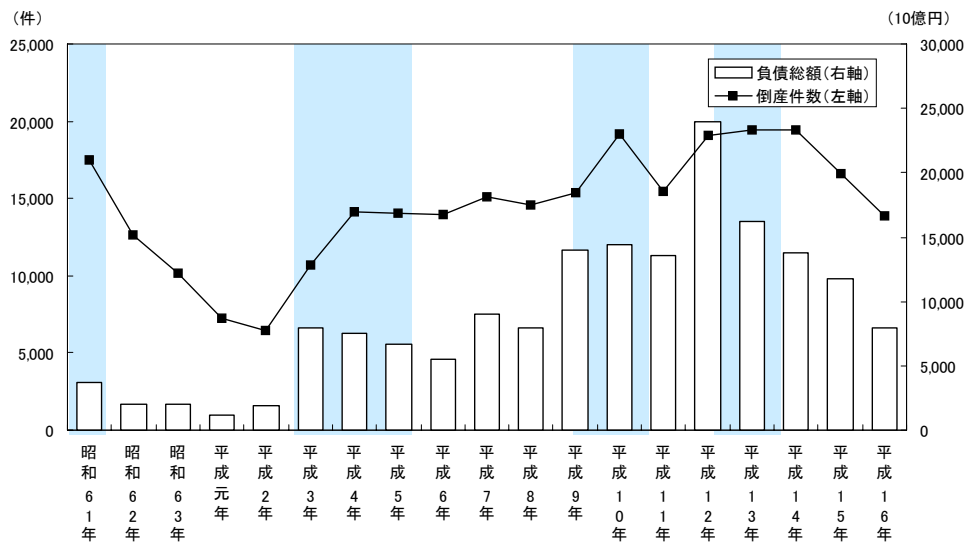


注1：時系列データを比較するために、旧基準係数（93SNA，平成7年基準）でグラフを作成した。

注2：平成7年以降の固定基準年方式は参考系列である。

出所：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

図表 2-5 企業倒産の推移



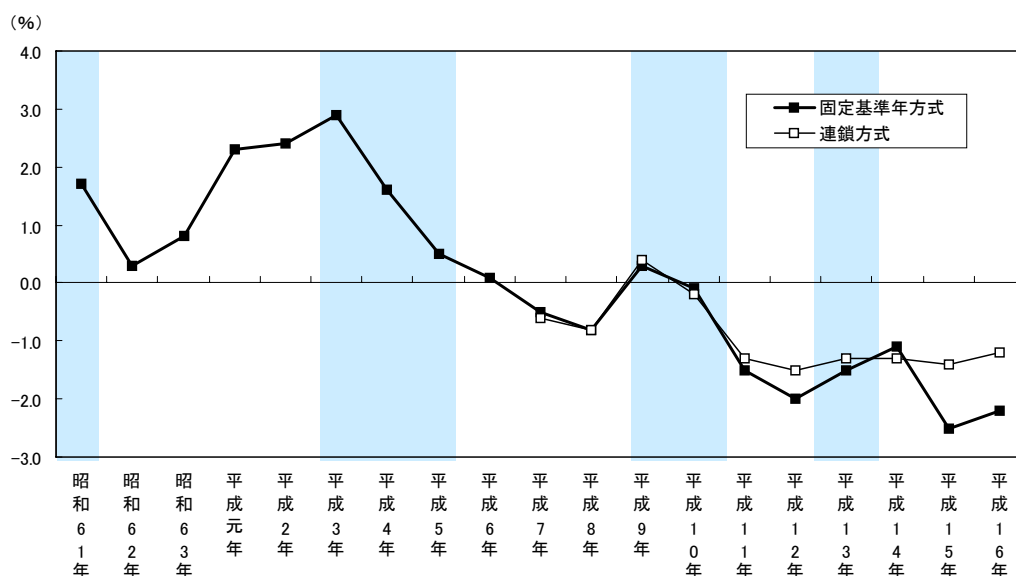
出所：帝国データバンク資料

また、1990年代以降（平成2年～）の景気低迷を物価の側面から見ると、バブル崩壊

¹ ただし、1990年代以降（平成2年～）全ての時期が不況だったというわけではなく、景気循環の回復過程で高い成長率を達成した時期もある。また、平成15年度以降現在までの時期は、景気循環的には回復過程といえる。

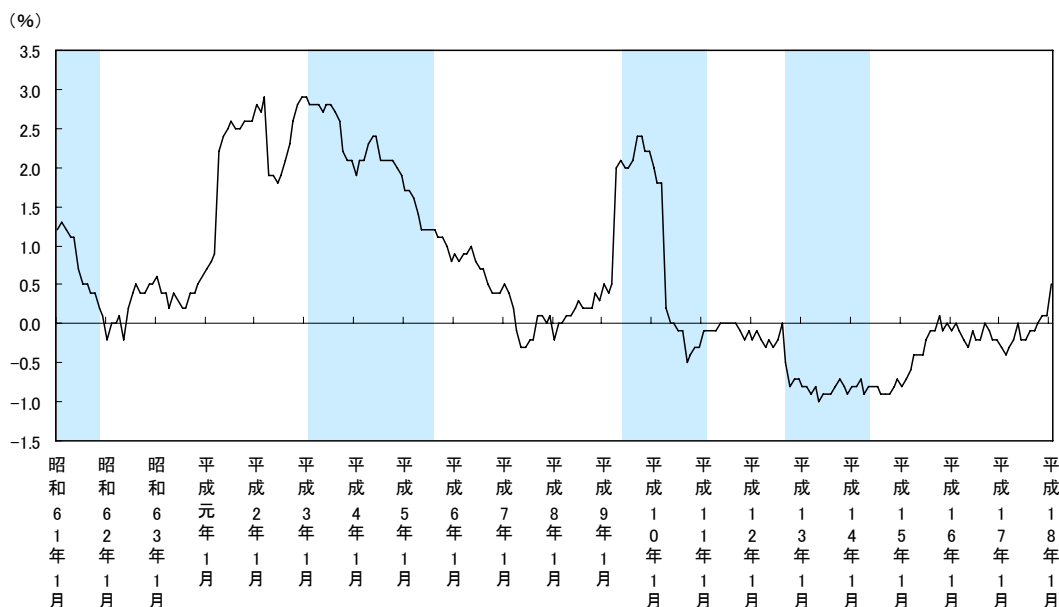
以降急速に物価上昇率が低下しており、デフレーション、デフレが長期にわたって続いた。こうした状態は、本来は資金の貸し手である金融機関にとって借り手からの所得移転をもたらす効果を持つと考えられるが、実際には借り手側の実質負担増と資産価格下落を通じて、不良債権を増大させる結果を招いた。

図表 2-6 GDPデフレ率の推移



出所：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

図表 2-7 消費者物価指数（全国、生鮮食料品を除く総合）の推移



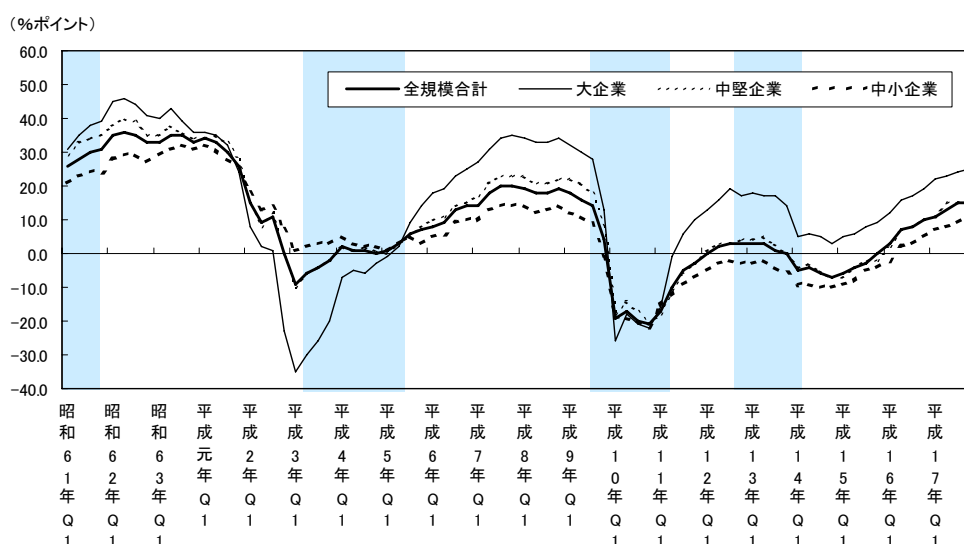
注：平成9年に一時的に消費者物価指数が上昇しているのは、消費税率の引き上げによる影響である。

出所：総務省統計局「消費者物価指数」

(3) 金融機関の経営態度

1990年代以降（平成2年～）の長期にわたる景気低迷は、不良債権問題等を通じて金融機関の経営姿勢に大きな変化をもたらした。例えば、日銀短観で金融機関の貸出態度を見ると、平成3年以降のバブル崩壊時期と、平成9年以降の金融不安時期とに、金融機関の貸出態度が急速に硬化していた様子が窺える。

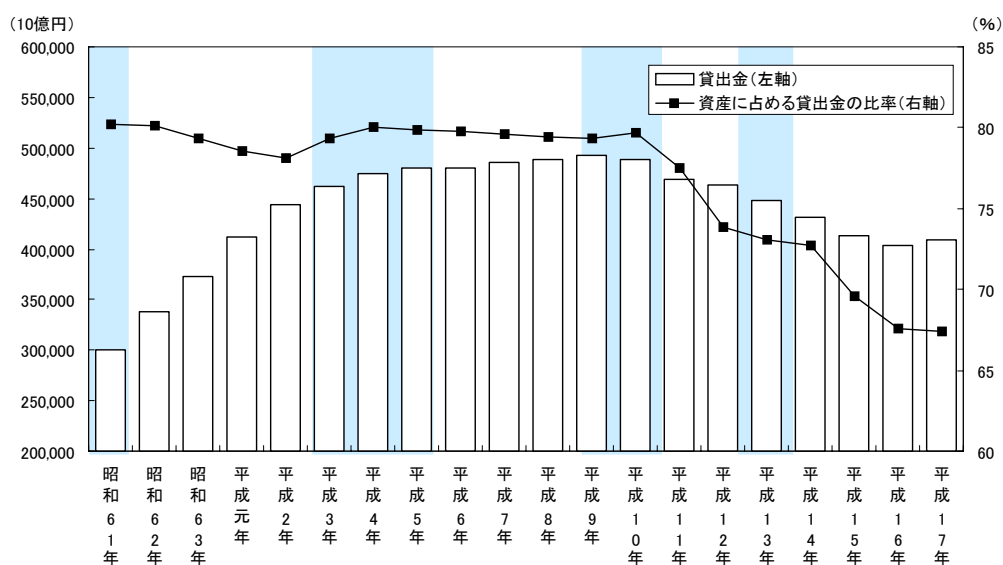
図表 2-8 日銀短観（金融機関の貸出態度、全産業）の推移



出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

国内銀行の貸出金残高を見ると、バブル期に大幅に増大した貸出金は、バブル崩壊で頭打ちとなったが、特に平成10年以降は減少に転じている。平成11年以降については資産に占める貸出金の比率も急速に低下しており、同時期に国内銀行が資産構造を大きく変化させていたことが分かる。

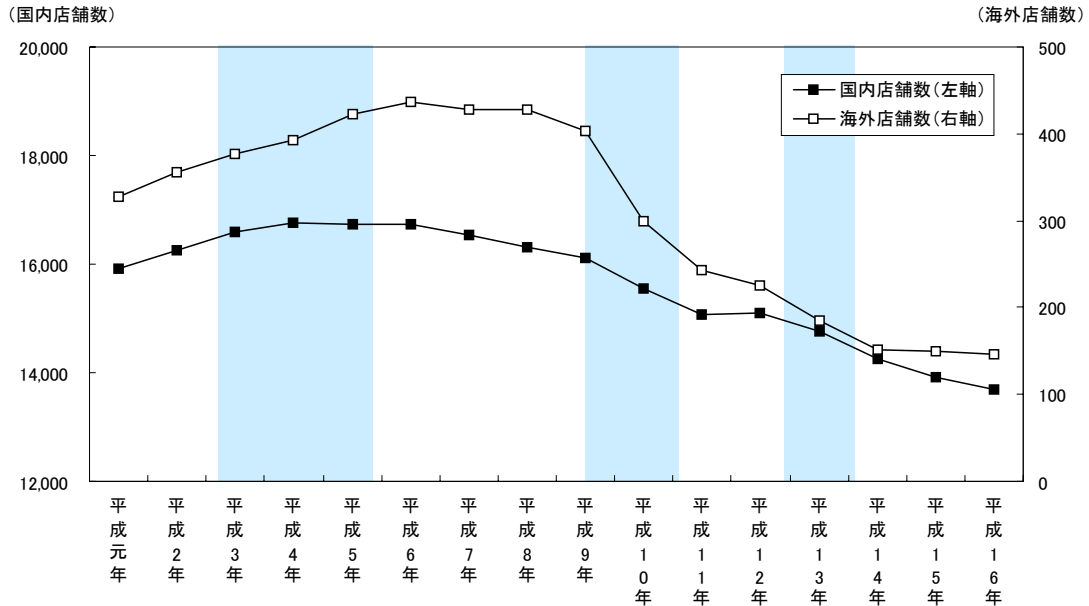
図表 2-9 貸出金（国内銀行）の推移



出所：日本銀行「金融経済統計月報」

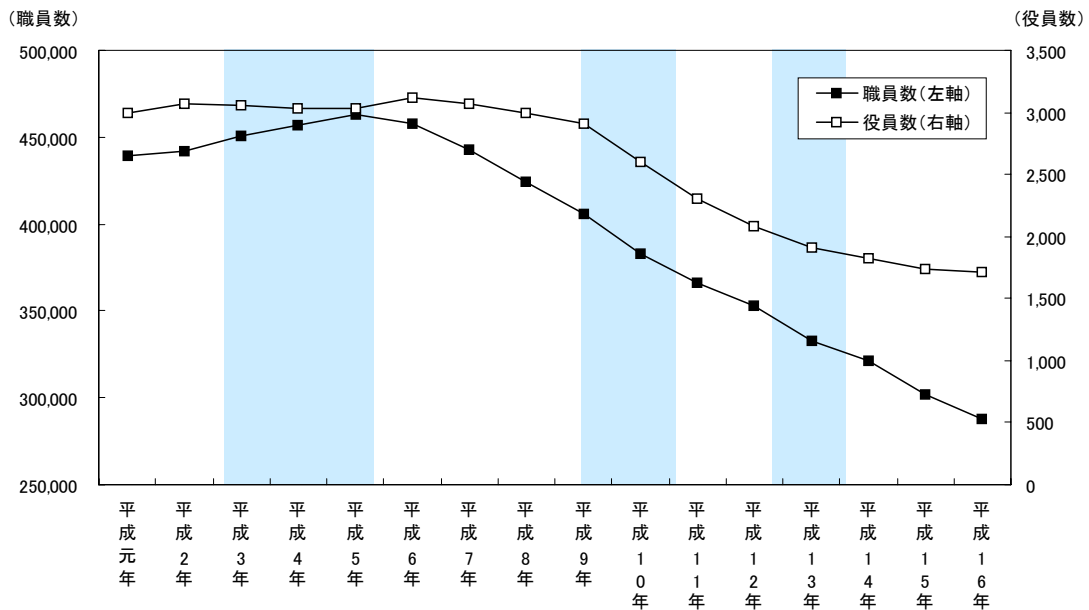
ここで、1990年以降（平成2年～）の全国銀行の店舗数・役職員数を見ると、いずれも平成4年～6年をピークに減少に転じており、同時期を境にして業界全体でのリストラが進んだことが分かる。特に、海外店舗数については、平成10年以降に急激に数が減少しており、金融危機の影響を受けて邦銀が海外から撤退を進めざるを得なかった状況が窺える。

図表 2-10 全国銀行の店舗数の推移



出所：全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」

図表 2-11 全国銀行の役職員数の推移



出所：全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」

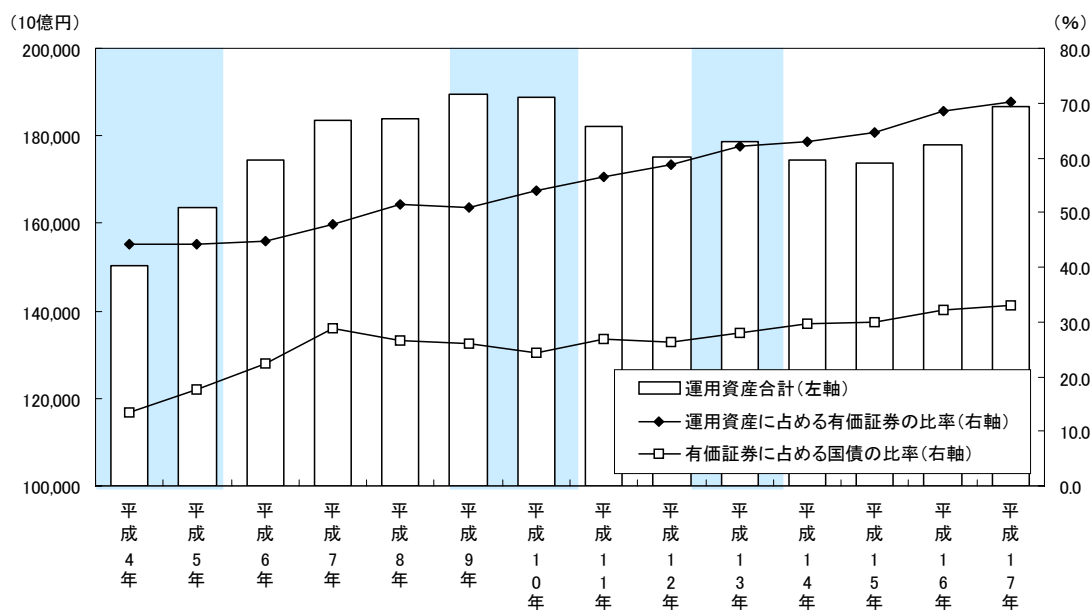
図表 2-12 全国銀行の資本金、店舗数、役員数、職員の推移

年度	銀行数	資本金 (百万円)	店 舗 数						役員数	職員数	計数対象外となっている銀行
			計	国 内		海 外		代理店			
				本支店	出張所	支 店	出張所				
1989年度	155	7,392,251	16,247	14,405	1,514	293	35	2,156	2,994	439,332	
1990年度	154	7,713,911	16,596	14,680	1,561	314	41	2,155	3,068	441,910	
1991年度	153	7,769,786	16,977	14,985	1,615	330	47	2,133	3,052	450,920	
1992年度	151	7,794,168	17,141	15,123	1,626	345	47	2,118	3,032	457,117	
1993年度	150	7,835,478	17,159	15,118	1,619	365	57	2,078	3,031	462,759	
1994年度	150	8,021,335	17,157	15,122	1,598	379	58	1,946	3,123	457,677	
1995年度	149	8,087,044	16,954	14,990	1,536	380	48	1,905	3,074	442,393	みどり
1996年度	146	8,560,232	16,728	14,847	1,454	370	57	2,177	2,991	424,009	わかしお、阪和、みどり
1997年度	146	9,043,014	16,521	14,682	1,435	344	60	2,148	2,908	405,599	たくぎん、わかしお
1998年度	138	12,206,933	15,861	14,172	1,389	252	48	993	2,595	383,088	東京相和、国民、幸福、なみはや、長銀、日債銀
1999年度	137	12,592,220	15,302	13,712	1,347	203	40	1,013	2,303	366,356	東京相和、新潟中央、幸福、なみはや、みなと、長銀、日債銀
2000年度	136	12,566,959	15,315	13,698	1,391	191	35	559	2,088	352,805	東京相和、新潟中央、関西さわやか、新生
2001年度	133	11,392,598	14,952	13,359	1,408	154	31	507	1,907	332,730	東京スター、石川、中部、新生、あおぞら
2002年度	134	10,210,607	14,415	12,826	1,438	128	23	639	1,819	321,181	
2003年度	131	9,917,006	14,060	12,516	1,395	125	24	627	1,737	302,028	
2004年度	129	10,578,054	13,823	12,299	1,378	121	25	590	1,718	288,032	

出所：全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」

また、運用資産として貸出金を増やした生命保険会社については、バブル崩壊後は、運用資産を貸出金から有価証券にシフトし続けている。

図表 2-13 生命保険運用資産の推移



出所：日本銀行「金融経済統計月報」

2.2 金融機関の破綻を取り巻く社会環境

(1) 金利の自由化

昭和42年に「金融の効率化」が提唱されて以来、金利機能の活用が金融政策のポイントとして重視されるようになった。金利自由化は、これを受けて実施されたものであるが、混乱を避けるために1970年代以降に段階的な実施が行われた。

最初に金利自由化が行われたのは、昭和54年に発売された譲渡性預金（CD）である。その後、アメリカからの市場開放の要請に基づいて発表された日米円・ドル委員会報告を契機に本格的に金利の自由化が始まり、昭和60年の市場金利連動預金（MMC）や平成3年のスーパー定期等の発売、平成5年の定期預金金利の完全自由化等を経て、平成6年には普通預金を含めて完全に自由化がなされた。

図表 2-14 金利の自由化に関する経緯

年月	CD	MMC	大口定期預金	小口MMC	小口定期預金	流動性預金
昭和54年5月	導入、最低預入金額5億円、期間3～6月、自己資本に対する発行枠10%					
昭和59年1月	3億円、75%					
昭和60年4月	1億円、1～6月、100%	導入、5000万円、1～6月、金利CD -0.75%、75%				
昭和60年10月	150%	150%	導入、10億円、3月～2年			
昭和61年4月	1月～1年、200%	1月～1年	5億円			
昭和61年9月	250%	3000万円、250%	3億円			
昭和62年4月	300%、外銀枠撤廃	2000万円、1月～2年、1年までCD -0.75%、2年まで -0.50%	1億円			
昭和62年10月	枠撤廃	1000万円	1月～2年			
昭和63年4月	5000万円、2週間～2年		5000万円			
昭和63年11月			3000万円			
平成元年4月			2000万円			
平成元年6月				300万円、6月・1年		
平成元年10月		上限金利告示廃止（大口定期に吸収、自然消滅）	1000万円（大口金利自由化完了）	3月・6月・1年・2年・3年		
平成2年4月				100万円		
平成3年4月				50万円		
平成3年11月					300万円、3月～3年	
平成4年6月				最低預入金額制限撤廃		新型貯蓄預金導入、大口定期金利連動
平成5年6月				(小口定期に吸収)	定期預金金利完全自由化、1～3年	
平成5年10月					3年までの変動金利、4年までの固定金利導入	
平成6年10月					5年までの固定金利導入	流動性金利(当座以外)完全自由化(金利自由化完了)
平成7年10月	2週間～5年				固定金利型定期預金の預入期間制限撤廃	

(2) 業務の自由化

① 業態別子会社方式による相互参入の開始

我が国の金融機関は、いわゆる「護送船団方式」に基づいて、戦後長期間にわたって銀行・証券分離、信託分離、長短金融分離がなされ、銀行、証券会社、信託銀行、長期信用銀行の競合が発生しない形となっていた。しかし、その後の経済環境の変化に伴い、こうした業務分野規制について順次見直しの検討がなされ、平成3年6月25日に金融制度調査会が業態別子会社方式による相互参入を基本とする答申・報告を公表した。

金融制度改革の必要性について、同答申では以下の通りとりまとめている。

① 経済・金融環境の変化

縦割りの金融制度は戦後の資金不足時代に限られた資金を経済各分野に安定的に供給するために整備されたものであるが、その後の経済の構造変化及び安定成長の定着に伴って金融の基調が資金過剰になり、これを維持する必要性は薄れてきている。また経済の各分野における規制緩和による競争の促進を図ることが時代の要請になっており、競争原理を一層活用して、資金の効率的な配分を促進するとともに、より良質な金融商品・サービスを利用者に提供することが重要となっている。このような観点から金利の自由化等金融の自由化が進められてきたが、業務面においても自由化を推進し、金融機関間の競争を促進することが必要となっている。

さらに、大企業・中堅企業の資金調達に銀行等からの借入形態から証券発行による調達形態へと大幅に移行していること、金利の自由化が急速に進展していることなどにより銀行等の収益構造は大きく変化してきている。このような状況の中で、銀行等の経営の健全性を確保するためには、銀行等が経営上の創意工夫を発揮し、自らの特性を活かしつつ金融環境の変化に応じた業務展開を可能とすることにより、その経営の安定化を図る必要がある。こうした観点から、現行制度を見直し、銀行等が取り扱うことができる業務の選択の範囲を拡大する必要がある。

② 国民の金融商品・サービスに対するニーズの多様化

金融資産の大幅な貯蓄に伴い、個人・企業の金融商品・サービスに対するニーズが多様化している。一方、金融技術革新の進展により、利用者の多様なニーズにこたえることが技術的には可能となってきている。いわゆる金融の証券化は、このような高度化する技術と多様化する投資家、企業等のニーズとが相まって進展しているものである。

しかし縦割りの制度や慣行に基づく制約が大きく、特に業態をまたがる新金融商品・サービスの開発・提供は、主として担い手を巡る問題から十分に進んでいない。また海外で開発された商品の国内の利用者への提供や種々の金融商品の多様化・社債発行市場の活性化・三局指導の撤廃など利用者利便向上のため必要とされる諸規制・諸慣行の改善が円滑に進んでいない。このため各金融機関の取扱商品の範囲を限定するタテ割りの金融制度を

見直し、金融機関が金融技術革新の成果を活かして創意工夫を行い、多様化する国民の金融商品・サービスに対応できるような制度を構築することが必要となっている。

③ 各国金融・資本市場の一体化

情報通信技術の発達等を背景に、世界各国の金融・資本市場の一体化が進展するに伴い、企業等の資金運用・調達により自由な市場に集中する傾向を強めている。このような状況に対応して、自国の市場を一層自由で利便性の高いものとする観点から、金融制度改革等による金融の自由化・国際化を図ることは世界的な潮流となっている。日本においても金融・資本市場を内外の利用者や金融機関に一層使いやすいものとするため、タテ割りの制度を見直し一層の自由化・国際化を実現していくことが必要である。このことは日本が世界の主要金融センターとしての責務を果たし、世界経済の発展に貢献していくうえでも意義を有している。

同答申に基づき、平成 5 年 4 月に各金融機関の証券子会社、信託子会社が営業を開始し、平成 8 年 10 月からは、生命保険と損害保険が業態別子会社による相互参入を開始した。

当初は、証券子会社が株式を取り扱えない等、業態別子会社の業務範囲に関する規制があったが、その後橋本内閣が掲げたいわゆる「日本版ビッグバン」の進展により、こうした規制は平成 11 年 10 月に完全に撤廃された。

【業務の自由化に関する経緯】

平成 3 年 6 月	金融制度調査会報告
平成 5 年 4 月	「業態別子会社方式」による銀行と証券、銀行と信託の相互参入
平成 8 年 10 月	「業態別子会社方式」による銀行と生保と損保の相互参入
平成 9 年 12 月	銀行窓口での間貸し方式での投信販売の解禁
平成 10 年 12 月	金融システム改革法及び関連法施行（銀行本体での投信販売の解禁 等）
平成 11 年 10 月	業態別子会社の業務範囲の撤廃、株式売買手数料の完全自由化
平成 13 年 4 月	保険商品の銀行窓口販売開始

②日本版ビッグバンと持ち株会社の解禁

「日本版ビッグバン」は、平成 9 年に当時の橋本内閣が掲げたもので、平成 13 年までに日本の金融市場をニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場として再生し、日本経済を活性化させるという構想であった。具体的には、フリー（市場原理が働く自由な市場）、フェア（透明で信頼できる市場）、グローバル（国際的な市場）の三原則に則り、金融持株会社の解禁、改正外為法の施行、株式売買手数料の完全自由化、銀行・保険の相互参入の促進が行われた。

このうち、金融持株会社の解禁については、平成8年6月に独占禁止法が改正され、戦後長らく禁じられていた持株会社が解禁されたのを受けた検討が続けられ、平成9年12月に金融持株会社2法が成立した。金融持株会社の解禁は、従来の業態や企業グループを超えた大規模な再編成を促し、金融機関の経営を大きく変えたといえる。

(3) 金融監督行政の推移

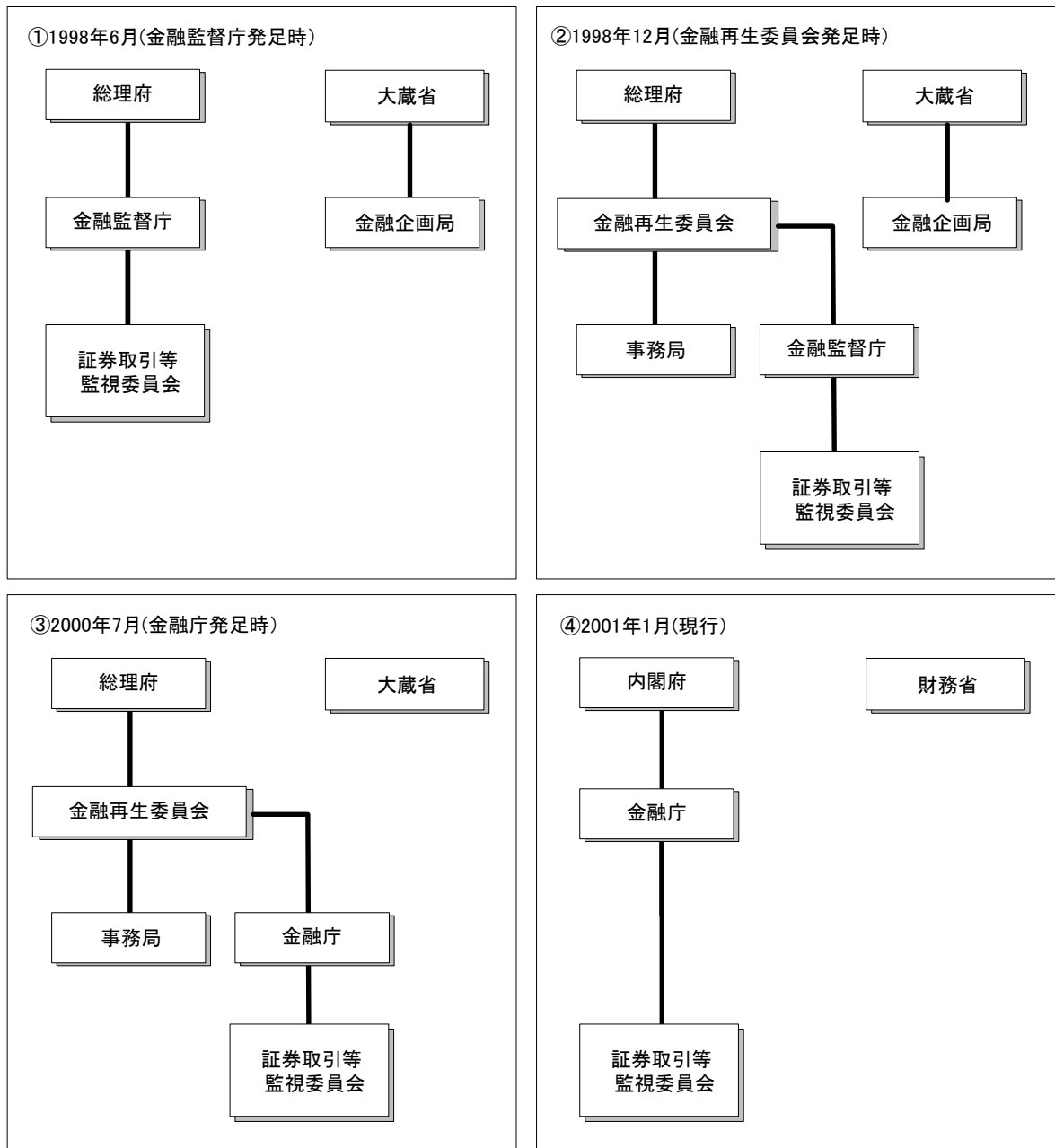
民間金融機関に係る監督行政は、大蔵省（現財務省）が担ってきたが、平成3年の証券・金融不祥事等に端を発する金融行政再編論議の流れの中で、当時の大蔵省銀行局や証券局等の所掌事務のうち、民間金融機関等の検査・監督を切り離し、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置された。金融監督庁は、明確なルールに基づく透明で公正な金融監督の担い手として、以下が運営方針の柱として掲げられ、裁量的な事前指導行政からルールに基づく事後チェック型行政への転換の流れが徹底されることとなった。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 明確なルールに基づく公正で透明な金融監督の確立② 金融監督の基本となる厳正で実効性ある検査の実施とモニタリングの充実③ 海外の金融検査監督当局等との連携強化④ 専門性の向上と高いモラルの保持⑤ 検査・監視・監督体制の計画的な整備 |
|--|

同年12月15日に同じく総理府の外局として金融再生委員会が設置されると、同庁は同委員会の管理下に移された。

平成12年7月1日には、同庁設置後も大蔵省に残されていた金融制度の企画立案に係る事務を統合して金融庁に改称され、その後平成13年1月6日の中央省庁再編により内閣府の外局として位置付けられることで、現在の金融行政体制が確立した。

図表 2-15 金融行政機構の推移



出所：金融庁資料

3. わが国における金融機関の破綻事例の分析

3.1 わが国における金融機関の破綻事例の整理²

(1) 戦後～1970年(昭和45年)(高度経済成長期)・・・預金保険制度制定前

我が国の破綻処理制度の変遷について、終戦直後の戦後処理から時代を追って説明する。

終戦直後は、日本経済自体が壊滅状態であり、多くの企業が破綻の危機にさらされていた。これは、政府が民間に対し、当時 859 億円の戦時保証債務を持っていたにも関わらず GHQ の指示により、その支払いが禁止されたことに起因する。これにより民間部門への銀行融資はほとんど不良債権化し、金融機関は深刻な経営危機にさらされた。この事態に、政府は金融機関の勘定を「金融機関経理応急措置法」施行時に、昭和 22 年 8 月 11 日午前 0 時の経理に基づき、新旧に分離し、預金の一部切捨てや公的資金での支援を行うことで、不良債権処理を行った。その際、第 1 封鎖預金(一定金額以下の少額預金)については保護対象とされ、その預金を毀損しないよう政府保証が行われた。この少額預金の保護措置等は現在の預金保険の仕組みに類似しており、金融危機に際しての処理方法はこのときの考え方がベースとされているものと思われる。

その後、高度経済成長期においては、たとえ経営が悪化した金融機関が生じたとしても、多くは行政の仲介を経て余力のある大手金融機関によって吸収・救済され、経営悪化金融機関の抱えていた損失も救済金融機関によって吸収されるのが一般的であった。結果として、預金は全額保護されていた。当時の金融機関においては、競争制限下の中で、大きなフランチャイズ・バリューが存在しており、吸収による規模の拡大が収益増に直結していたため、救済金融機関の負担は十分回収されうると考えられていた。

このように、高度成長期においては、経済成長と金融規制により金融システムに余力を留保し、金融リスクを相互扶助的に回避してきたといえる。

(2) 1971(昭和46年)～1990年(平成2年)(バブル景気まで)・・・預金保険法制定後、適用前

昭和 46 年に「預金保険法」が制定されたが、制定当初においては、破綻金融機関の清算を前提とした 1 預金者あたり 100 万円(当時)を上限とする「保険金支払方式(ペイオフ)」が定められていたのみであった。その後、昭和 61 年に金融自由化・国際化を実行する上で環境整備として「預金保険法」の改正が行われ、救済金融機関への営業譲渡を前提とした「資金援助方式」が追加されるとともに、保険金支払限度額が 1,000 万円に引き上げられた。このように預金保険法による預金保険制度の整備は進められたものの、実際に預金保険が適用された実績は無く、現実の破綻処理はそれ以前の、余力ある大手の金融機関に

² 本節は以下の文献を参考として記述を行った。

佐藤隆文(2000)「わが国における金融破綻処理制度の変遷」IFMP Discussion Paper Series

西村吉正(2003)『日本の金融制度改革』東洋経済新報社

飛田紀男(2004)「終戦直後の金融・銀行」豊橋創造大学紀要第 8 号

平成金融危機への対応研究会(2005)「平成金融危機への対応」預金保険研究第 4 号

よる吸収・救済という形が中心となっていた。預金の保護についても、預金保険制度上は、限度額の範囲での保護とはなっていたものの、現実には預金保険制度の外で全額が保護されていた。

(3) 1991 (平成 3 年) ~1996 年 (平成 8 年) (バブル崩壊後) …預金保険法適用後、救済機関の新設

この時期の金融機関を取り巻く状況としては、昭和 61 年に改正された預金保険法以後、金融自由化が進み、金融機関のフランチャイズ・バリューは著しく下落し、破綻金融機関の受け皿となる価値が失われていった。また、バブル崩壊が生じ、その影響が深刻化するにつれ、破綻の増加・損失額の巨大化のため、吸収合併のコストは膨大なものとなっていた。結果として、吸収合併のメリットやコストの両面において、従来の大銀行による吸収・救済というスキームは難しくなっていた。行政側の問題としても、規制の緩和・撤廃が進められた結果、指導力を発揮し民間の協力を得ることが難しくなっていた。このような状況の下で、預金保険制度の適用が行われることとなった。

平成 3 年 7 月に破綻した東邦相互銀行の処理（伊予銀行に吸収合併）に際して、初めて預金保険法に基づく資金援助が実行された。その後、東洋信用金庫の破綻（平成 4 年 4 月）等に預金保険法が適用され、徐々に預金保険法の適用が一般化していった。金融機関を取り巻く環境としても、前述の通り、受皿となる金融機関が破綻金融機関を引き受ける際には、預金保険法に基づく資金援助を強く求める姿勢が一般的になっており、この時期に破綻金融機関の受け皿となる金融機関の側においても財務面のゆとりがなくなっていた。預金保険法の適用を伴う金融破綻の推移についても適用件数については、平成 3~5 年度が計 4 件と散発的であったのに対し、平成 6~7 年度は計 10 件に増加している。預金保険法の適用形態については、いずれも「資金援助方式」によるものであるが、破綻処理の形態については、前半は救済金融機関への吸収合併が中心であったのに対し、後半は営業譲渡・事業譲渡が主流となっている。

預金の保護については、従来からの事実上の政策目標であった預金全額保護の方針が維持される一方、制度上の預金保険からの資金援助は限度額の範囲内に限定されるため、それだけでは、破綻金融機関の損失額を負担できない状況が生じた。損失額も巨額化していく中でこのギャップをどう埋めるかという問題が生じていたが、一部民間金融機関による負担を要請し、個別事案ごとの行政努力で預金の全額保護を実現するのが一般的であった。

この時期の後半、預金保険法に基づく資金援助の初の実行から 3 年余りの時点でそれまでのスキームが適用できない事態が生じた。それは、救済金融機関が現れない状況が出現したことである。当時の制度において預金保険による資金援助は救済金融機関に対してのみなされるものであるため、そのままでは預金保険法の適用ができないか、ペイオフ適用ということになって、破綻金融機関の清算という選択肢しか残ってはいなかった。

平成 6 年 12 月に破綻した東京協和信用組合・安全信用組合は、約 1,100 億円の債務超過

を抱え自力債権は不可能と判断された。救済金融機関も現れず、このケースに対しては、ペイオフ適用回避のため、東京共同銀行という新たな受け皿金融機関が設立され、ここへの事業譲渡を前提にこれに対して資金援助が実行されることで破綻処理が行われた。これ以後救済金融機関が現れないケースはその後も続発し、平成7年7月に破綻したコスモ信用組合は前述の東京共同銀行への事業譲渡によって、同様に兵庫銀行（平成7年8月破綻）は新設のみどり銀行への営業譲渡によって、木津信用組合（平成7年8月破綻）は整理回収銀行（東京共同銀行を改組）への事業譲渡によって、太平洋銀行（平成8年3月破綻）は新設のわかしお銀行への営業譲渡によって処理された。

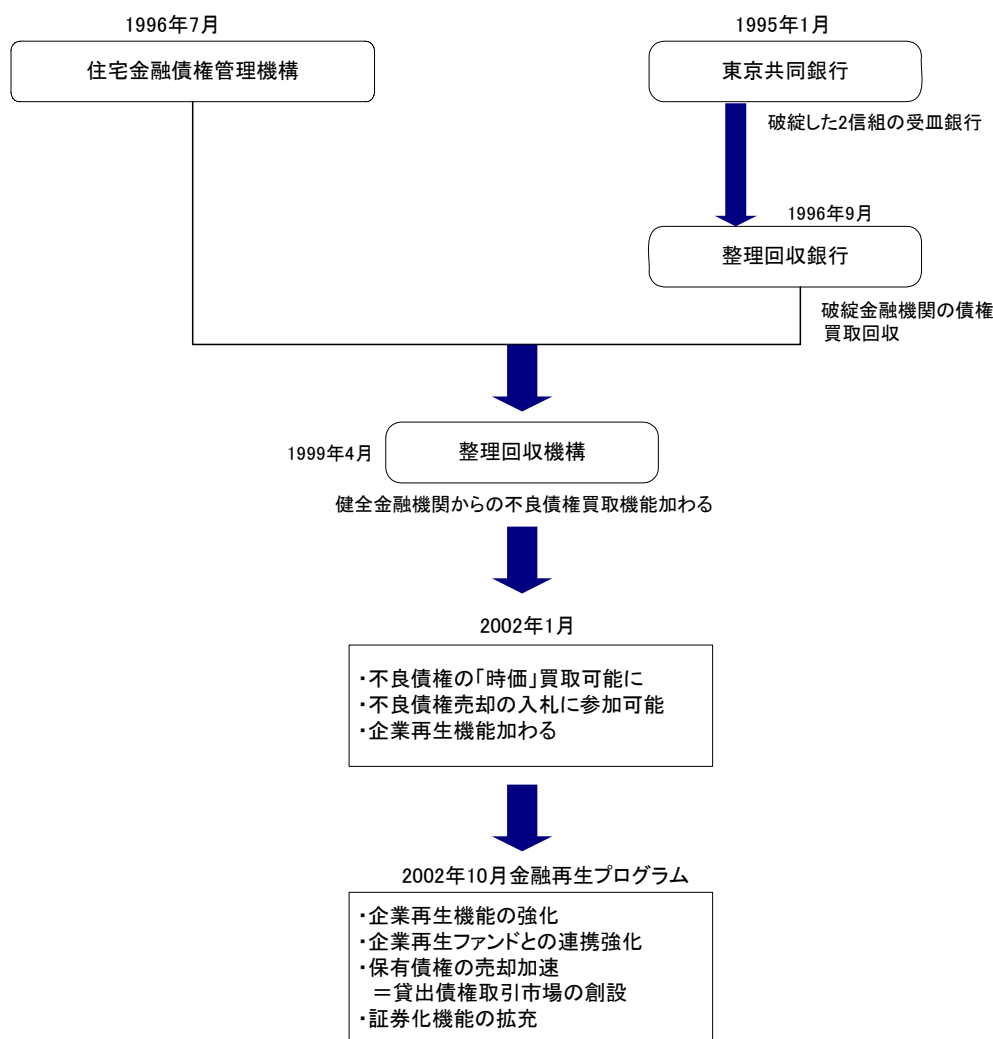
以上の点をまとめると、救済金融機関が登場し難くなった一般的背景については、次の4点を指摘できる。

【救済金融機関の吸収合併が難しくなった背景】

- ① 金融自由化等の進展で銀行のフランチャイズ・バリューが低下し、営業譲受等による業務の量的拡大が収益増などのメリットを享受し難くなった点。
- ② 救済金融機関の候補となる金融機関自身の財務内容が悪化し、受け皿となるゆとりがなくなった点。
- ③ 破綻金融機関から承継することとなる資産の健全性の判断が難しく、資産評価を経て承継するとしても2次ロス発生の懸念が残る点。
- ④ 資産・負債同額の状態でも業務を引き継ぐと、このままでは自己資本比率が低下して財務体質が低下する点。

以上のような状況下で、預金の全額保護の実現と金融機能の維持のため、救済金融機関が見出せない場合には個別事案毎に救済金融機関を新設するという対応が図られた点が、この時期の特徴といえる。この状況の中で、前述した東京共同銀行は、平成8年の法改正によって整理回収銀行に改組され、破綻信用組合の常設的な受け皿機関の役割を持つこととなる（図表 3-1）。ただし、同行は新規の信用供与を行わないため、事業譲渡としては、預金の保護と債権の回収を主目的とするものとなり、金融機能の維持は限定されることとなった。

図表 3-1 整理回収機構の沿革と機能拡充



出所：日経金融新聞（平成 14 年 11 月 22 日）

（４）1996（平成 8）～1998（平成 10）年 10 月（大型破綻続出期）・・・預金全額保護の制度化と公的資金投入

この時期における制度整備は、平成 6～7 年に顕在化した二つの大きな問題、すなわち、①上限つき預金保護という制度的枠組みと預金全額保護という事実上の政策目標との間の乖離が、主として財源面から現実問題となったこと、及び②救済金融機関が現れないケースが例外的でなくなり、資金援助方式による破綻処理が重大な制約にぶつかったこと、をめぐって進められたといえる。

第一の問題については、実態を制度に合わせるのではなく、制度を従来からの事実上の政策目標に合わせる形で対応がなされた。すなわち、平成 8 年の預金保険法改正による、預金全額保護の制度化である。具体的には、資金援助方式についてペイオフ・コストを超える援助を可能となる「特別資金援助」の導入と、その財源としての「特別保険料」の徴

収である。また預金保険の支出急増に鑑み、一般保険料も従来の0.012%から4倍の0.048%に引き上げられ、合計の保険料水準は、従来の7倍となった。これらの措置の位置付けについては、この制度のもととなった平成7年12月の金融制度調査会答申『金融システム安定化のための諸施策—市場規律に基づく新しい金融システムの構築—』に記述されている。同答申には、市場規律の発揮と自己責任原則の徹底を基本とした透明性の高い新しい行政手法の導入等を提言しているが、他方で、今後概ね5年間は、信用不安を払拭させるために預金者保護、信用秩序維持に最大限努力すべきことを述べている。

平成7年8月に破綻した木津信用組合（債務超過額約1兆円）は、この改正を受け、整理回収銀行への事業譲渡とペイオフ・コストを超える資金援助によって処理された。また平成8年11月に破綻した阪和銀行は、預金全額保護の制度的担保のもとで、当局の業務停止命令により銀行を実質的に清算し、預金の払い戻し業務のための紀伊預金管理銀行を設立する形で処理されることとなった。

しかし、平成9年11月に起きた一連の金融破綻は、新たな制度的対応を必要とした。短期金融市場でのデフォルト発生という戦後初の事態を伴った三洋証券の会社更生法適用申請（平成9年11月3日）、それに続き北海道拓殖銀行の破綻（平成9年11月17日）、山一証券の自主廃業発表（平成9年11月24日）、徳陽シティ銀行の破綻（平成9年11月26日）が相次いで発生し、これらによってインターバンク市場の取引は激減した。この事態を受け、預金等取扱金融機関については、我が国の金融システムの根幹をなすものとして、いわゆる金融三法を基本とし、預金等の全額を保護するとともに、インターバンク等の安全を確保するなどの対応を行い、金融システムの安定を確保する旨表明した（平成9年11月大蔵大臣談話）。しかし、その結果銀行の貸し出し姿勢は極端に慎重化し、いわゆる貸渋りが一般化して、金融システムの機能不全が懸念されるに至った。このような金融不安の深刻化を受け、預金全額保護を前提とした破綻処理の財源として、17兆円公的資金（交付国債7兆円と政府保証枠10兆円）が用意された。これにより、ペイオフ・コスト超の特別資金援助は特別保険料に加え、公的資金という財源的裏づけをもつこととなった。ちなみに、平成9年に破綻した京都共栄銀行、北海道拓殖銀行、徳陽シティ銀行などは、この制度の下で預金保険が適用されている。この時期における制度整備の第二の課題は、救済金融機関が現れない場合の対応であった。この点については、前述のように、まず平成8年の預金保険法改正で、破綻信用組合の（常設の）受皿として、東京共同銀行を改組する形で整理回収銀行が設置され、さらに平成10年年初の預金保険法改正で、これを破綻信用組合に限定せず（銀行を含む）破綻金融機関一般の受け皿と位置付ける見直しが行われた。ただし、前述したとおり同行が新規の信用供与を行わない点に変更はないため、広範な金融機能の維持が不可欠な場合のための制度整備は、平成10年秋の金融再生法の制定に持ち越された。

(5) 1998 (平成 10) 年 10 月～2001(平成 13)年 3 月 (金融再生法制定後) …預金全額保護・公的資金・金融再生法の枠組み

日本長期信用銀行の処理が問題となった平成 10 年年の臨時国会で、「金融再生法」が制定 (平成 10 年 10 月) され、それまでの制度整備ではカバーされていなかった、救済金融機関の選定中で、かつ金融機能の維持が特に重要である場合への対応が盛り込まれた。そして新しい破綻処理方針である「特別公的管理制度」と「金融整理管財人・ブリッジバンク制度」が導入された (図表 3-2、図表 3-3)。両制度の特徴を以下に示す。

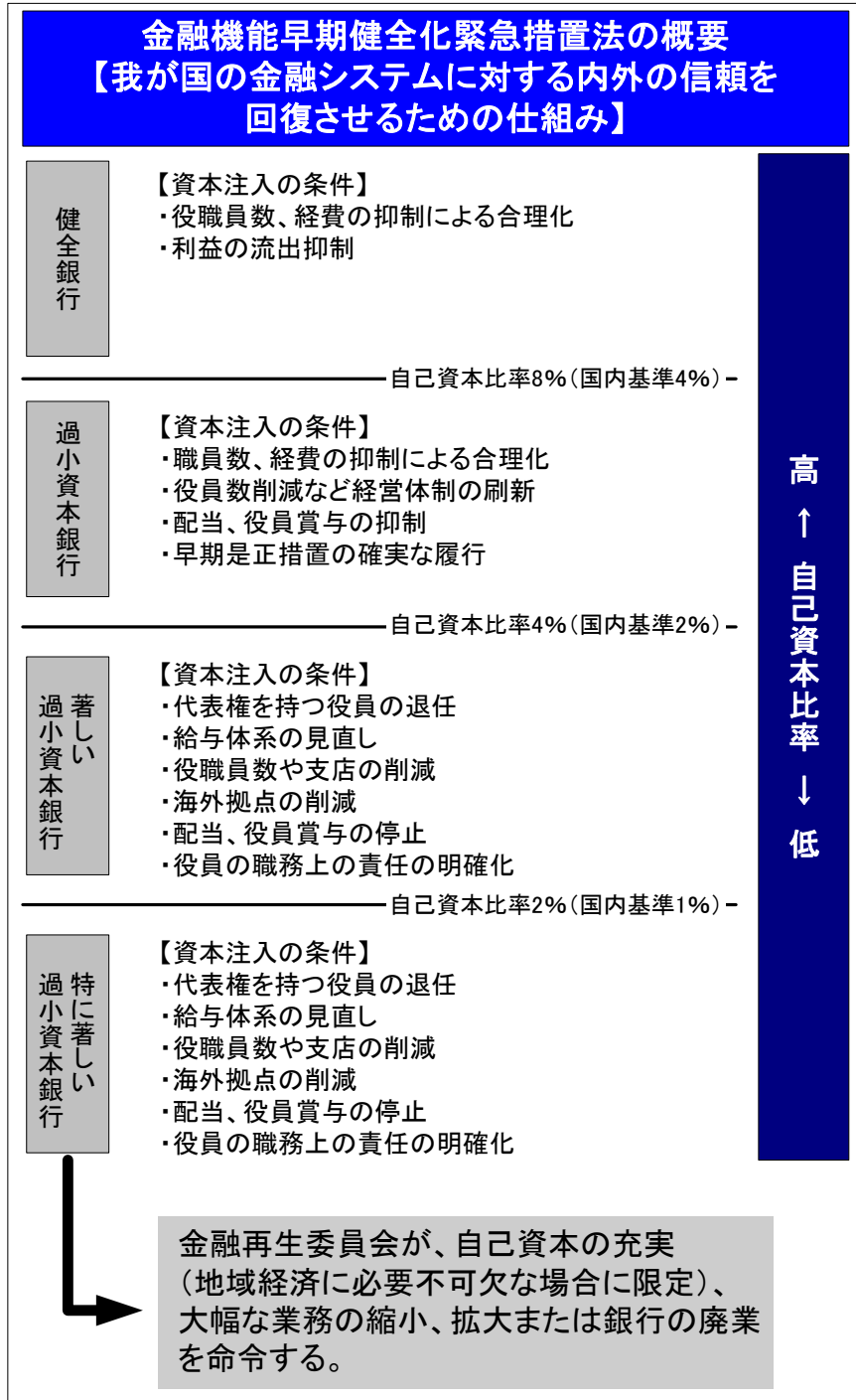
【特別公的管理制度、金融整理管財人・ブリッジバンク制度の特徴】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 救済金融機関が破綻時点で直ちに見出されなくても当面の金融機能の維持が可能である② 破綻時点で直ちに救済金融機関を確定する必要がないため、比較的迅速に破綻処理に入ることができ、また、破綻処理の手続き面で当局に強い権限が与えられている③ 金融仲介機能の維持を重視し、借り手の保護に配慮している |
|--|

両制度は、上記の特徴を持つことで、これまでの破綻処理制度の欠落部分を埋めるものとなった。また預金の全額保護については、それまでに整備された特別資金援助と公的資金の枠組みが重用されることとなった。

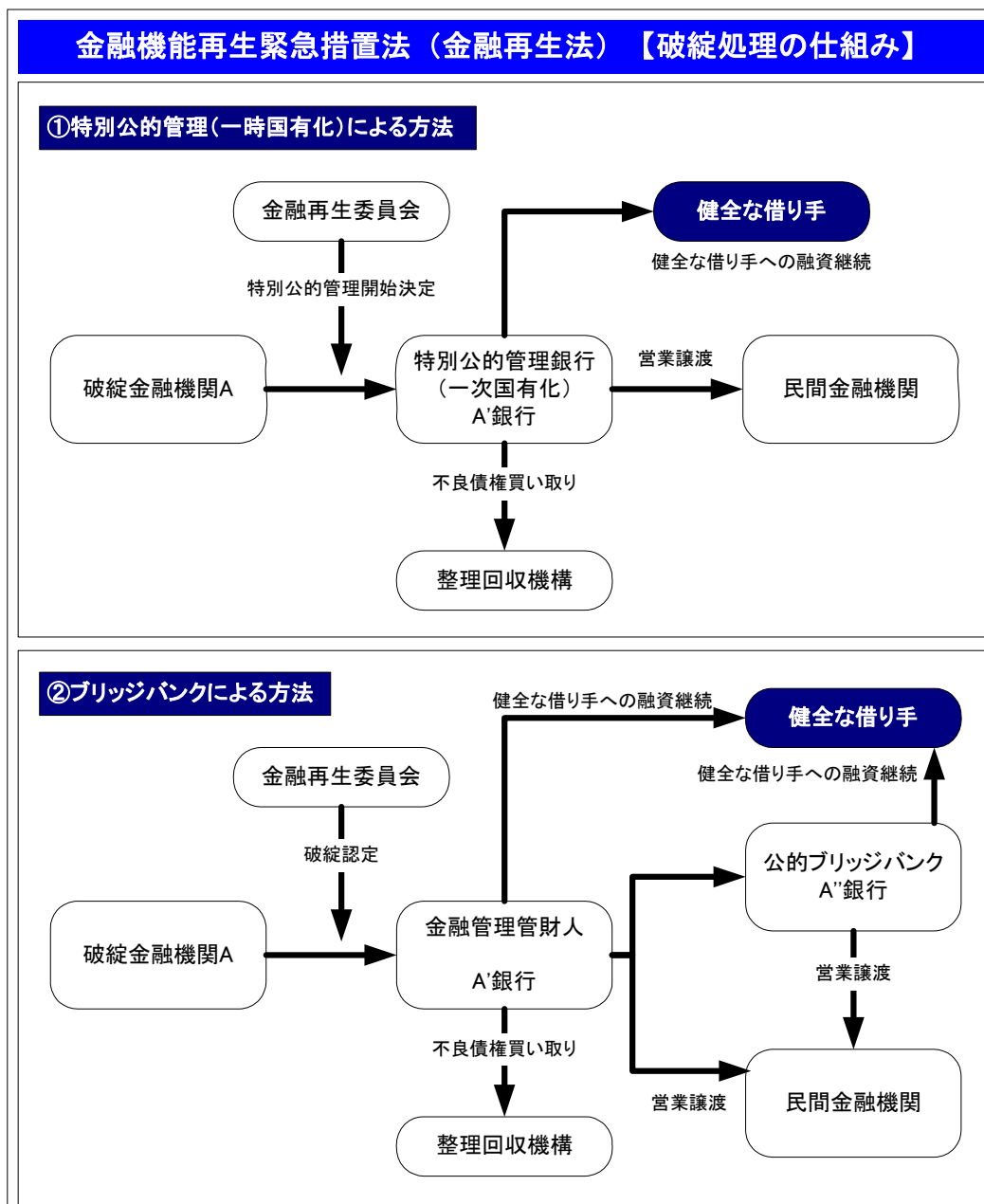
平成 10 年 10 月以降、平成 11 年 3 月末まで施行された金融再生法下において、破綻した長信銀 2 行 (長銀、日債銀) に対しては、特別公的管理による処理がなされた一方で、多くの地域銀行や信金、信組に対しては、破綻の申出を契機として金融整理管財人の派遣による処理がなされた。また、破綻処理の出口においては、いずれの場合も預金保険法に基づく資金援助が行われた。主要な個別破綻事案としては、日本長期信用銀行 (平成 10 年 10 月) 及び日本債券信用銀行 (平成 10 年 12 月) が特別公的管理によって、また国民銀行 (平成 11 年 4 月)、幸福銀行 (平成 11 年 5 月)、東京相和銀行 (平成 11 年 6 月)、なみはや銀行 (平成 11 年 8 月)、新潟中央銀行 (平成 11 年 10 月) 等が金融整理管財人による管理によって処理されている。

図表 3-2 金融機能早期健全化緊急措置法の概要



出所：三井情報開発(株)総合研究所「実務入門 よくわかる金融の仕組み」

図表 3-3 金融機能再生緊急措置法（金融再生法）



出所：三井情報開発(株)総合研究所「実務入門 よくわかる金融の仕組み」

（6）2001（平成13）年4月～（改正預金保険法以後）…恒久的な破綻処理制度への移行

預金等を全額保護する特例措置が平成13年3月末限りで終了することが法律で予定されていたことから、「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」金融審議会で審議され、答申（平成11年12月21日）がとりまとめられた。

同答申では、特例措置終了後の破綻処理のあり方として、破綻処理の結果大幅な債務超過が生じるようなことがないよう、市場規律を有効に機能させて問題のある金融機関を早

期に発見し、早期に是正していくことを基本としている。その上で、預金者等の損失及び預金保険の負担を最小限に止めることが重要であり、回復の見込みがなくなった金融機関は債務超過の程度が極力小さな段階で早期処理を行っていくべきであるとの考えが示された。

その破綻処理手法としては、破綻処理に要するコストがより小さいと見込まれる処理方法を選択するとともに、破綻に伴う混乱を最小限に止めることが重要であり、資金援助方式の適用を優先し、保険金支払方式の適用はできるだけ回避すべきであるとの方針が示された。更に、破綻処理を迅速に行うため、以下の点が提言された。

【特例措置終了後の破綻処理の迅速化へ向けた提言】

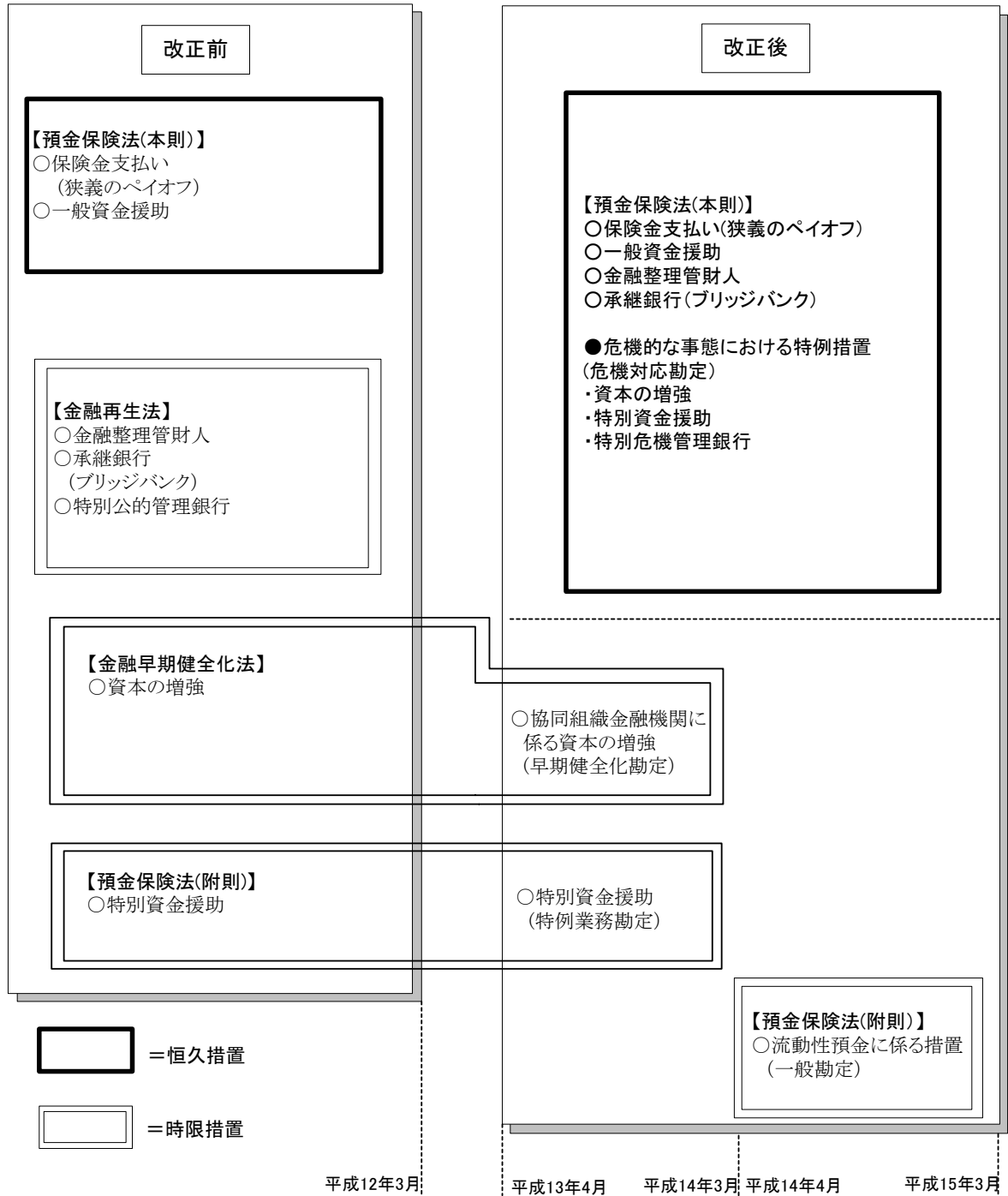
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 預金者データの整備等の事前準備② 追加的な資金援助等資金援助が可能となる場合の拡大③ 裁判所の代替許可制度等営業譲渡手続の迅速化・簡素化 |
|--|

このように、破綻処理迅速化へ向けた手当てに言及するとともに、通常破綻の枠組みでは対応できない危機的な事態が予測される場合の対応の必要性が言及された。

他方、平成13年3月末までとされていた特例措置の終了時期については、我が国の経済を確実な安定軌道にのせるため、一部の中小金融機関について、より強固な金融システムの構築を図る必要があるとの観点から、終了時期を1年延長して平成14年3月末までとすることが適当である旨の合意が、平成11年12月29日、自民、自由、公明の与党三党の政策責任者によりなされた。

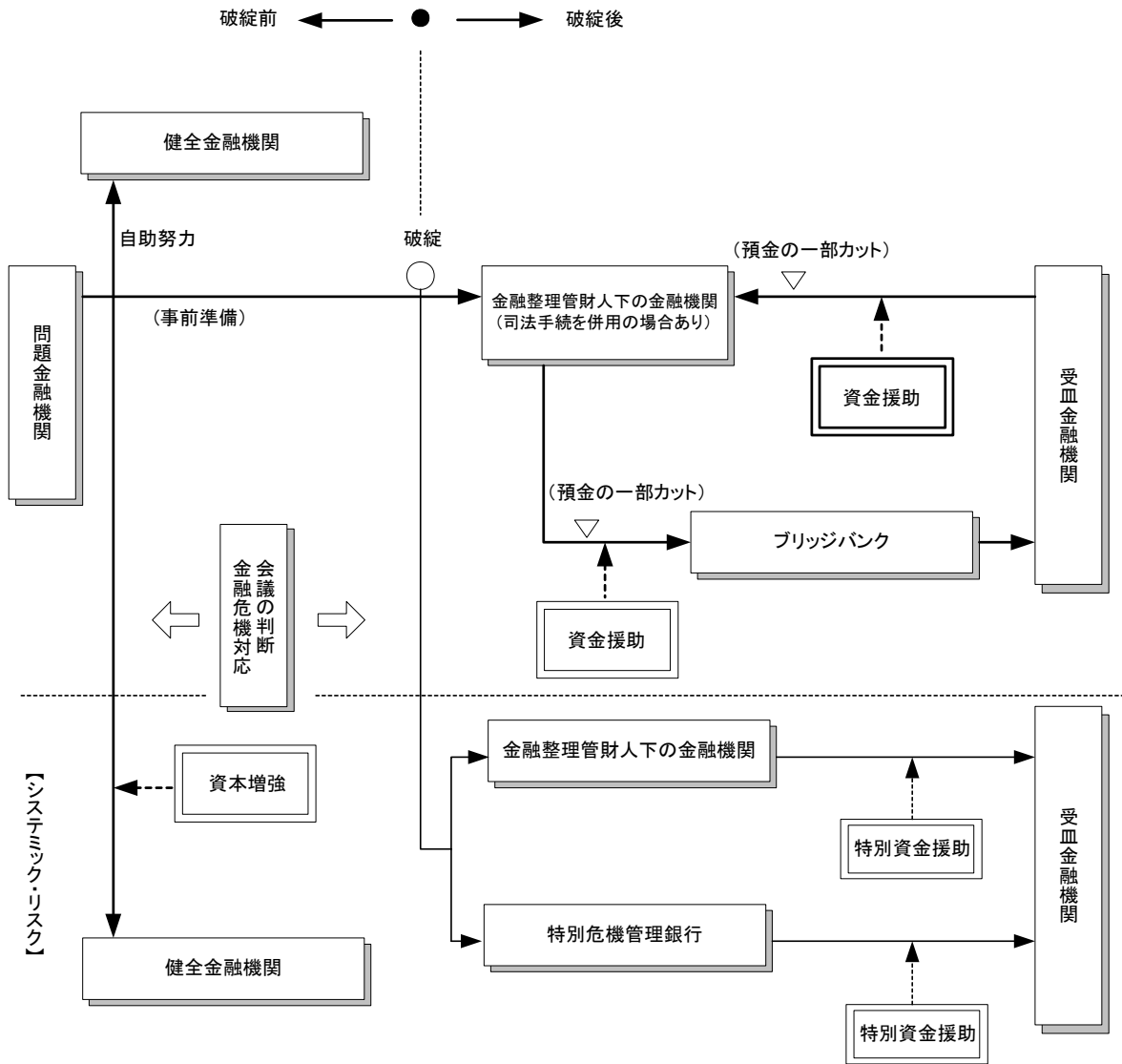
これらの答申及び合意等を踏まえ、我が国の金融機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、金融機関の破綻処理のための恒久的な制度を整備するとともに、全額保護のための交付国債の増額及び預金等全額保護の特例措置の1年延長等を行う平成12年改正預金保険法が、平成12年5月に成立し、平成13年4月1日（一部平成12年6月30日）から施行されることとなった。

図表 3-4 預金保険法改正後の主なセーフティ・ネット



出所：谷内繁（2000）「預金保険法の一部改正法」ファイナンス7月号

図表 3-5 特例措置修了後の破綻処理の全体イメージ



出所：谷内繁（2000）「預金保険法の一部改正法」ファイナンス7月号

図表 3-6 破綻処理に関する流れ

処理手法による区分	時期	出来事	概要等	破綻処理の傾向	破綻金融機関	
(2) 預金保険法制定後、適用前	昭和46年7月	・預金保険機構創設、ペイオフ制度導入（支払限度額100万円）	・金融行政は護送船団方式により執り行われる	・破綻金融機関を大手行が合併により救済		
	昭和61年5月	・支払限度額1000万円に変更				
(3) 預金保険適用後、救済金融機関の新設	平成3年6月	・金融制度調査会答申「新しい金融制度について」公表	・業態制限を緩和し、競争の促進を目的として、以下を実現。（銀行と証券会社が業態別子会社を通じて相互乗入れ可能、長信銀、東京銀行、労金と普通銀行が合併可能）	・合併（あるいは救済金融機関設立）による破綻処理の時代（バブルの後処理的な破綻処理）	東邦相互銀行	
	平成3年7月					
	平成4年6月	・「金融・証券制度改革法」成立	・ペイオフの5年間凍結等			
	平成4年8月	・大蔵省「金融行政の当面の運営方針」を公表				
	平成5年1月	・共同債権買取機構始まる				
	平成6年12月					
	平成7年6月	・政府、向こう5年間（平成13年3月末まで）の預金金額保護の特例措置を発表（大蔵省「金融システムの機能回復について」）	《ペイオフ延期の理由》 ・金融機関の抱える不良債権問題 ・金融機関のディスクロージャーが不十分 ・預金者に自己責任を問えるコンセンサスが未形成			東京協和信用組合、安全信用組合
	平成7年7月					コスモ信用組合
	平成7年8月					木津信用組合、兵庫銀行
	平成7年12月	・住専処理策閣議決定				
(4) 預金全額保護の制度化と公的資金投入	平成8年3月				太平洋銀行	
	平成8年6月	・預金保険法改正（ペイオフの一時凍結）	・預金者保護を目的としてペイオフを5年間凍結 ・破綻金融機関の受け皿金融機関に対し、ペイオフコストを上回る資金援助を行うための財源として特別保険料を徴収	・住専処理法案成立		
	平成8年11月				阪和銀行	
	平成9年7月	・アジア金融危機		・アジア金融危機により、金融不安が増大し、マーケット主導の破綻続く。金融安定化策（積極的な破綻処理策、資本増強制度の整備等）の必要性高まる		
	平成9年10月				京都共栄銀行	
	平成9年11月				三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行	
	平成9年12月	・預金保険法改正	・「新設合併」について、預金保険による資金援助が可能	・公的資金を活用した破綻処理の開始		
	平成10年2月	・預金保険法改正	・預金保険機構に新たに特例業務勘定を設置、金融機関の破綻処理に際し、特別保険料で賄い切れなかったペイオフコストを超える金銭贈与等を国庫負担で賄うため、特例業務基金として7兆円の交付国債を手当て			
	平成10年3月	・「金融システム安定化法」成立	・預金保険機構に優良銀行の発行する優先株、劣後債を引き受ける金融危機管理勘定を設けるとともに、損失負担に備えて3兆円の交付国債を交付（実際には使用されず）	・大手21行に1.8兆円の公的資金注入		
	平成10年4月	・早期是正措置導入				
平成10年5月				みどり銀行		
平成10年6月	・金融監督庁が発足	・大蔵省から金融行政を分離				

(5) 預金全額保護・ 公的資金・ 金融再生法の枠組み	平成10年10月	・「金融再生法、早期健全化法」成立 (公的資金枠60兆円に拡大)	【金融再生法】 ・金融整理管財人制度、ブリッジバンク制度、特別公的管理 (一時国有化) など、破綻金融機関処理のための枠組みを整備 ・金融機能の再生に際し必要とされる資金の調達を目的として預金保険機構に金融再生勘定を設けるとともに、同勘定による借り入れに対し18兆円の政府保証を付与 【早期健全化法】 ・健全な金融機関が発行した株式や劣後債務を引き受け、資本増強を支援できる枠組みを整備 ・資本増強に際し必要とされる資金の調達を目的として、預金保険機構に早期健全化勘定を設けるとともに、同勘定による借り入れに対し25兆円の政府保証を付与	・金融再生法の枠組みに基づく破綻処理の開始	福徳銀行・なにわ銀行特定合併 日本長期信用銀行、一時国有化(特別公的管理)
	平成10年12月			・金融早期健全化法に基づく健全金融機関による公的資本注入の開始(破綻防止措置の整備)	日本債権信用銀行、一時国有化(特別公的管理)
	平成11年3月				
	平成11年4月				国民銀行
	平成11年5月				幸福銀行
	平成11年6月				東京相和銀行
	平成11年7月	・「金融検査マニュアル」公表			
	平成11年8月			・メガバンクの統合加速	
	平成11年10月				なみはや銀行 新潟中央銀行
	平成11年12月	・金融審議会「特例措置修了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」公表。	・連立与党がペイオフ解禁を平成14年4月まで1年延期を決定。但し普通預金等決済性預金は平成15年4月まで更に延期。 《延期の直接的な理由》 ・信用組合の監督・検査権限が平成12年4月に都道府県から国に移管されるため、平成13年3月までに必要な対応が間に合わない		
平成12年5月	・預金保険法改正、破綻金融機関の営業譲渡円滑化策				
平成12年7月	・金融庁発足				
(6) 恒久的な破綻処理制度への移行	平成13年11月	・大手12行への特別検査開始(平成14年3月まで実施)	・100億円以上の大口融資先向け債権の査定		
	平成13年12月				石川銀行
	平成14年1月	・「金融再生プログラム」公表	・大手銀に平成17年3月期までの不良債権比率半減を求める	・不良債権処理を目的とした積極的な破綻防止措置の強化	
	平成14年3月				中部銀行
	平成14年4月	・定期性預金のペイオフ解禁			
	平成15年5月			・りそな銀行、金融危機対応会議において資本増強の必要性の認定	
	平成15年11月				足利銀行(金融危機対応会議において、特別危機管理の必要性の認定及び特別危機管理開始決定)
平成16年8月	・「金融機能強化特別措置法」成立				
平成17年4月	・ペイオフ全面解禁				

出所：各種資料より三井情報開発(株)総合研究所作成

3.2 破綻金融機関における各種データの整理

平成7年の兵庫銀行の破綻以後、金融機関の破綻が顕在化した。特に平成9年から平成11年にかけては、北海道拓殖銀行や日本長期信用銀行等の大型破綻が続出し、この時期に日本長期信用銀行等の大型破綻が続出した。ここでは、破綻した金融機関の中でも銀行に焦点をあて、その財務データの変動の特徴を分析する。

そこで、銀行破綻の集中した平成9～11年を対象とし、年次毎の破綻の傾向を各行の財務データから分析する。その際、各銀行の破綻年を含む5期分の決算データをもとに、同時期の全国銀行平均値との比較を行う。比較に際しては、各銀行データの初年度の値を100として、各年度の値と比較した比率にて行った。なお、預貸率と不良債権比率については、下記の計算式により比較している。

採用した財務データは、「預金残高」、「貸出金残高」、「預貸率」、「業務純益比率」、「不良債権比率」である。これらの指標を採用した理由は、①既往の研究において、破綻前の預金残高の低下、それに伴う貸出金残高の変動、預貸率の上昇が破綻金融機関の特徴として指摘されており、本稿においても、それら指標の変化状況を確認することが必要である。②預金等の減少による流動性の悪化から高金利での調達等が考慮されることにより、業務純益の低下が破綻前に起こりうる。③破綻の原因として、不良債権比率の上昇に伴う銀行体力の低下が考えられうるとの仮説からである。

それぞれの指標については以下のとおり。

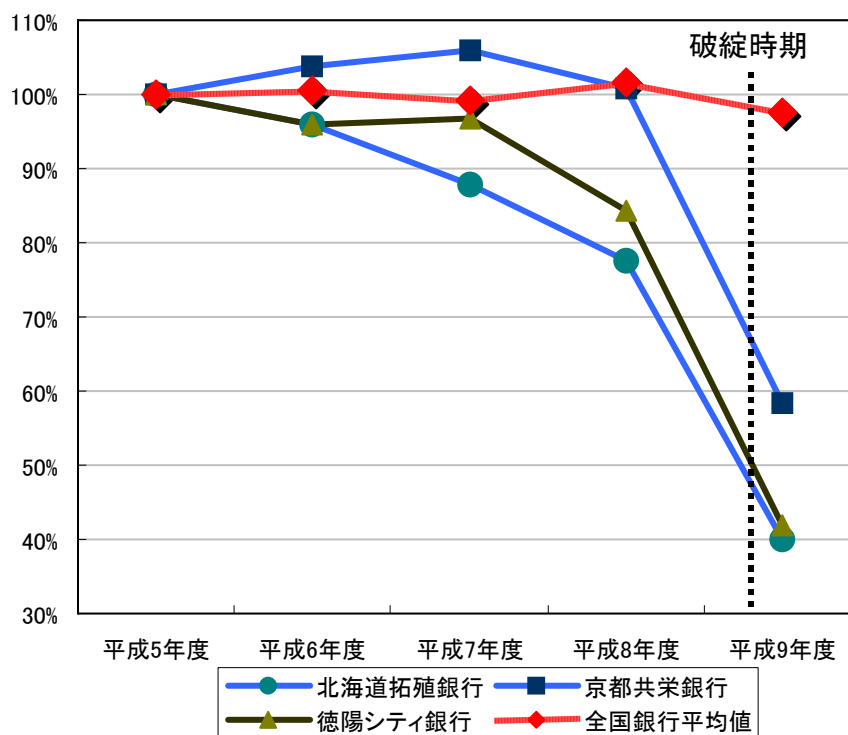
【指標一覧】

- | |
|--|
| <p>① 預金残高：預金残高もしくは債券残高</p> <p>② 貸出金残高：貸出金残高</p> <p>③ 預貸率：貸出金 / (預金 + 譲渡性預金)</p> <p>④ 業務純益：(業務粗利益) - (一般貸倒引当金繰入額) - (経費) - (債券費)</p> <p>業務純益比率：比較年度の業務純益 / 比較初年度の業務純益</p> <p>⑤ 不良債権比率：不良債権 / 貸出金</p> <p>※ ここでいう不良債権とは、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権といったリスク管理債権を指す。ただし、平成10年以前においては、破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権、経営支援先に対する債権という旧リスク管理債権を指すものとする。</p> |
|--|

(1) 預金残高増減率

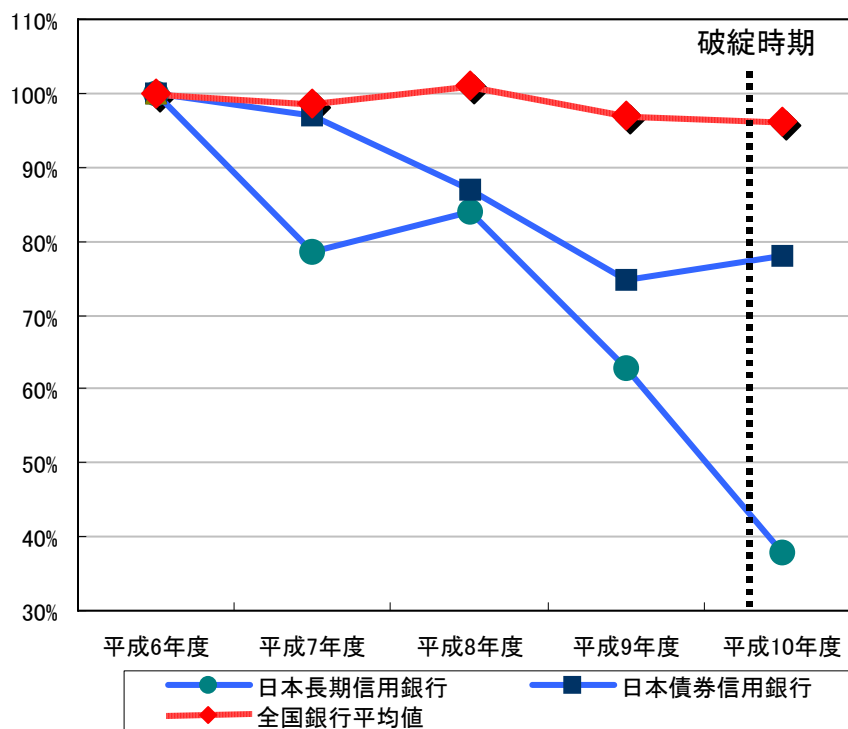
預金残高の増減について、破綻銀行と全国銀行平均値を比較してみると、全国銀行平均値は若干の変動があるものの横ばいであるのに対し、破綻銀行は、4年前から徐々に低下し始め1年前には、低下が顕著に表れている。なお、平成11年度に破綻した金融機関に着目すると、破綻1年前までは、全国平均との大きな差はなかったものの、破綻年になると急激に預金残高が減少しており、他年度と傾向が異なっていた。

図表 3-7 預金残高増減率の推移（平成9年度破綻銀行）



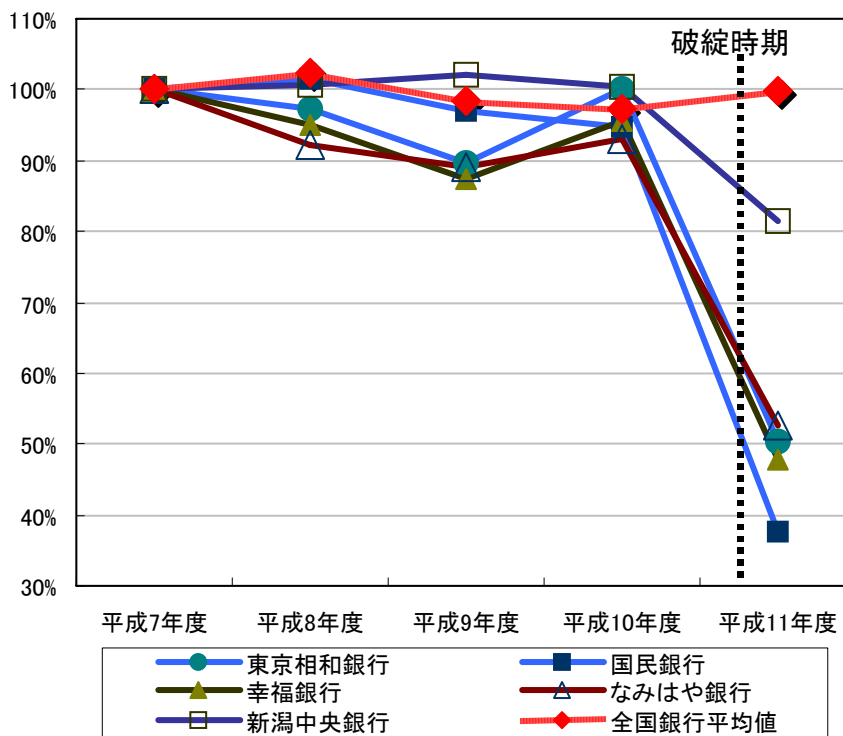
出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

図表 3-8 預金残高比率の推移（平成10年度破綻銀行）



出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

図表 3-9 預金残高比率の推移（平成11年度破綻銀行）

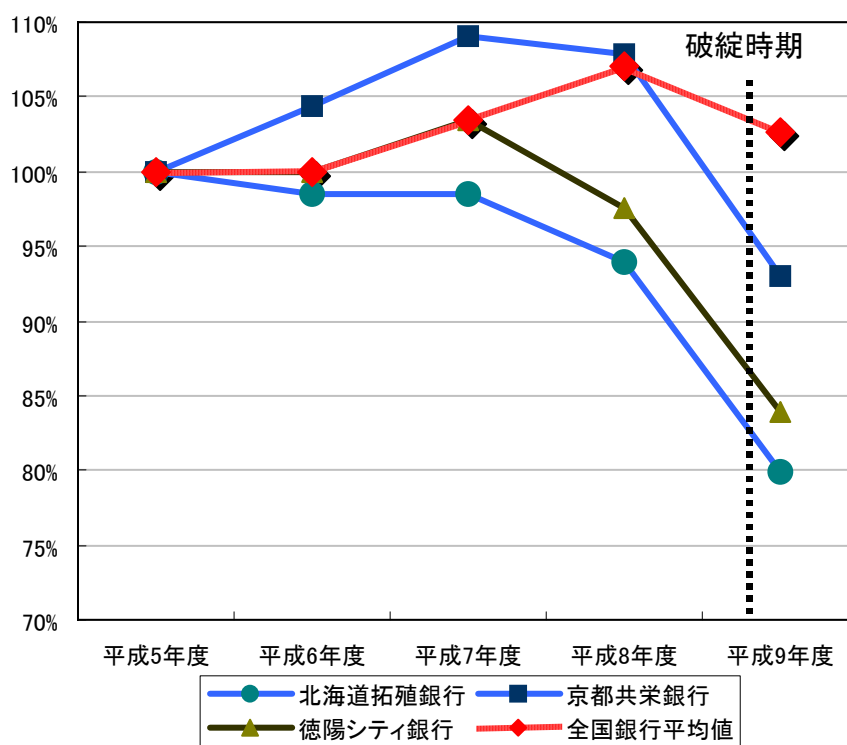


出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

(2) 貸出金残高増減率

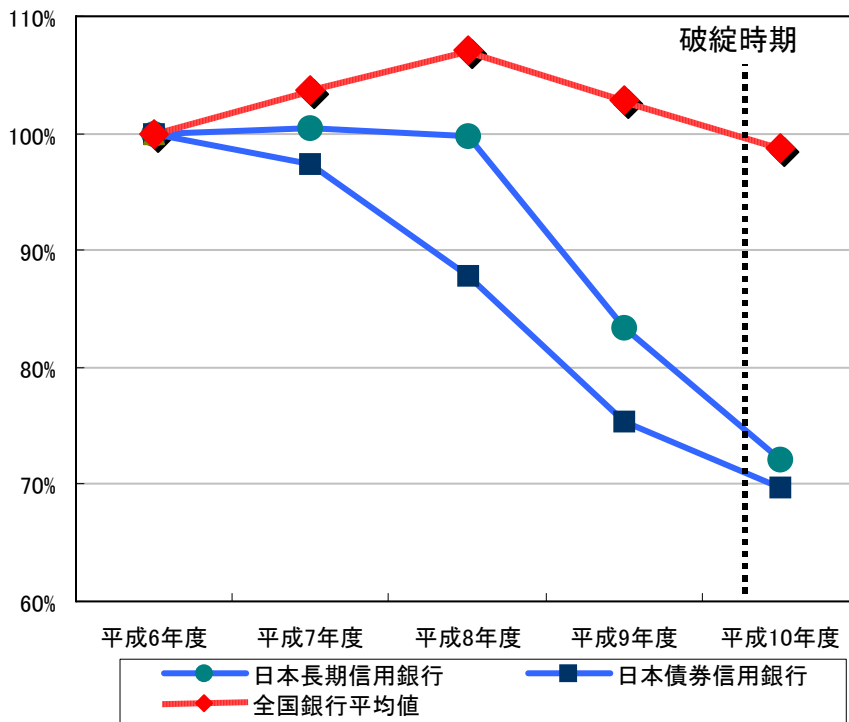
貸出金残高の増減率について、破綻銀行と全国銀行平均値を比較した。その傾向をみると、全国銀行平均値は平成8年度に上昇しているものの、その後、下降しており、変動はあるものの横ばいである。一方、破綻銀行は平成9年度、10年度破綻行では、破綻の4年前から徐々に預金残高が漸減している銀行と、破綻の1年前に突然減少している銀行の二つのパターンに分かれた。しかし、平成11年度に破綻した金融機関に着目すると、概ね破綻の4年前より漸減しているものの、破綻1年前に貸出金残高が増加し、破綻年での急激な預金減少が生じており、若干異なった傾向がみられる。

図表 3-10 貸出金残高増減率の推移（平成9年度破綻銀行）



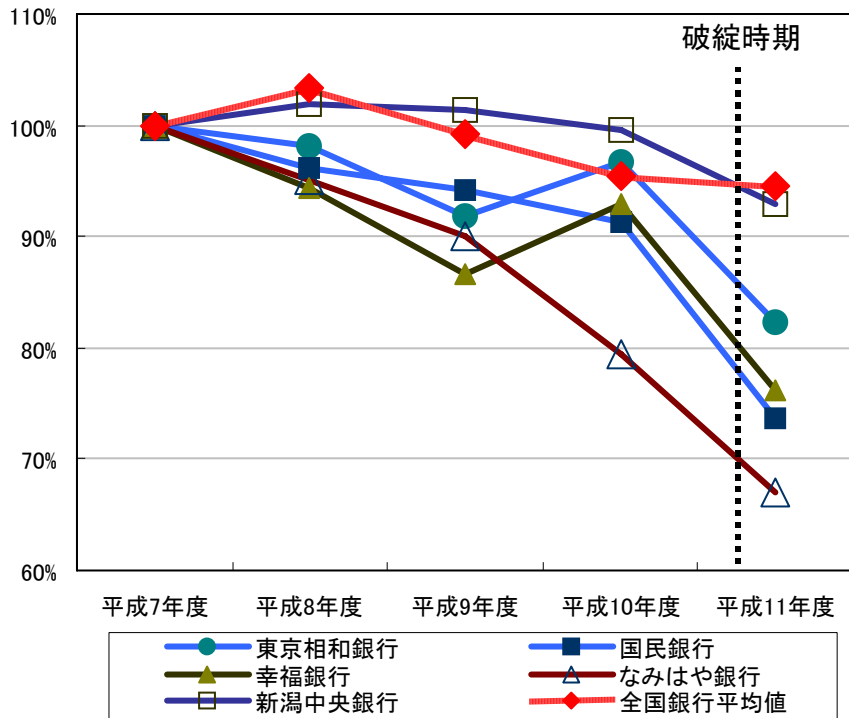
出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

図表 3-11 貸出金残高増減率の推移（平成10年度破綻銀行）



出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

図表 3-12 貸出金残高増減率の推移（平成11年度破綻銀行）

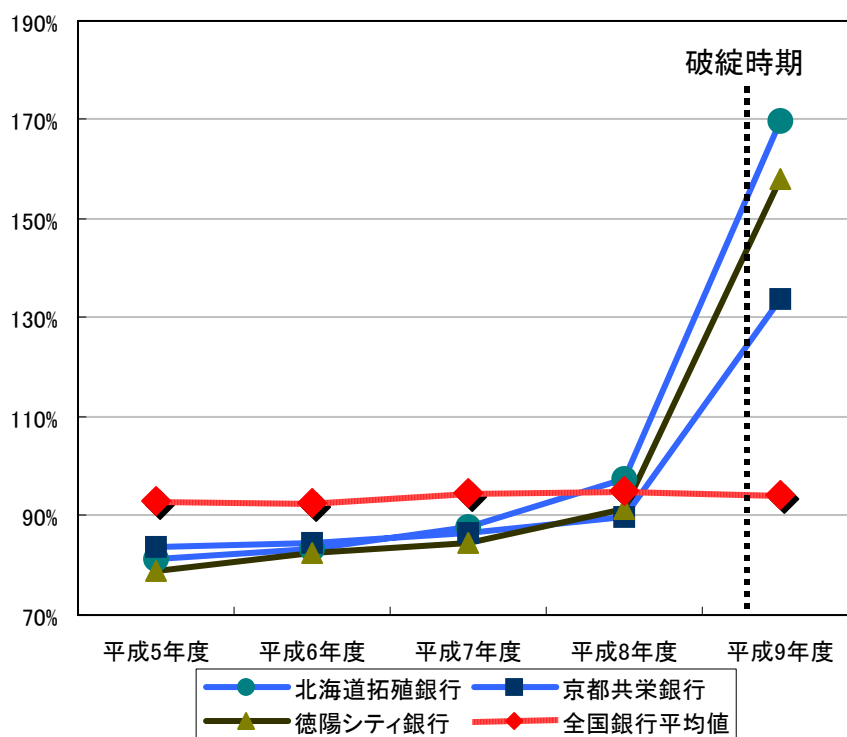


出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

(3) 預貸率

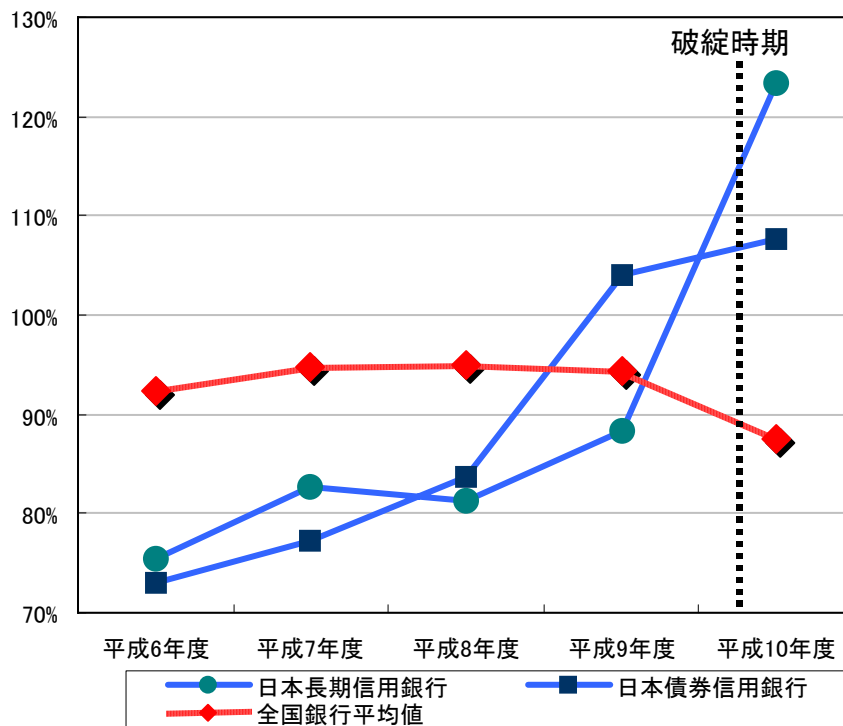
預貸率について、破綻銀行と全国銀行平均値を比較してみると、全国銀行平均値は若干の変動があるものの横ばいであるのに対し、破綻銀行は、2つの傾向がみられる。一つ目は、平成9年、11年に破綻した銀行に見られる傾向で、破綻前年まで横ばいで推移し、破綻年に急激に上昇をしている。二つ目は、平成10年に破綻した銀行に見られる傾向で、4年前から徐々に上昇し始め1～2年前には、100%を超えている。

図表 3-13 預貸率の推移（平成9年度破綻銀行）



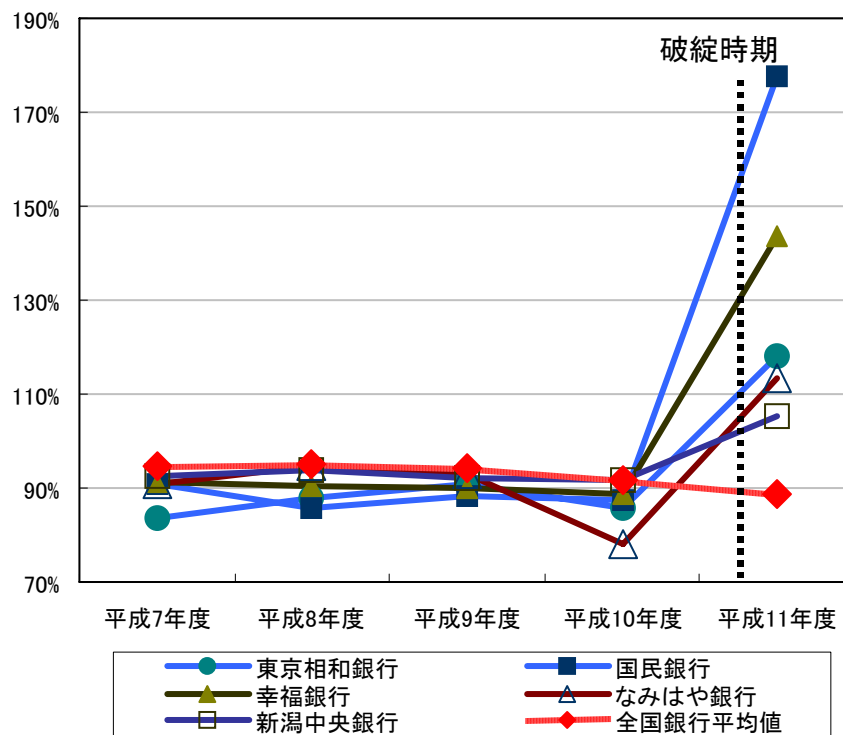
出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

図表 3-14 預貸率の推移（平成10年度破綻銀行）



出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

図表 3-15 預貸率の推移（平成11年度破綻銀行）

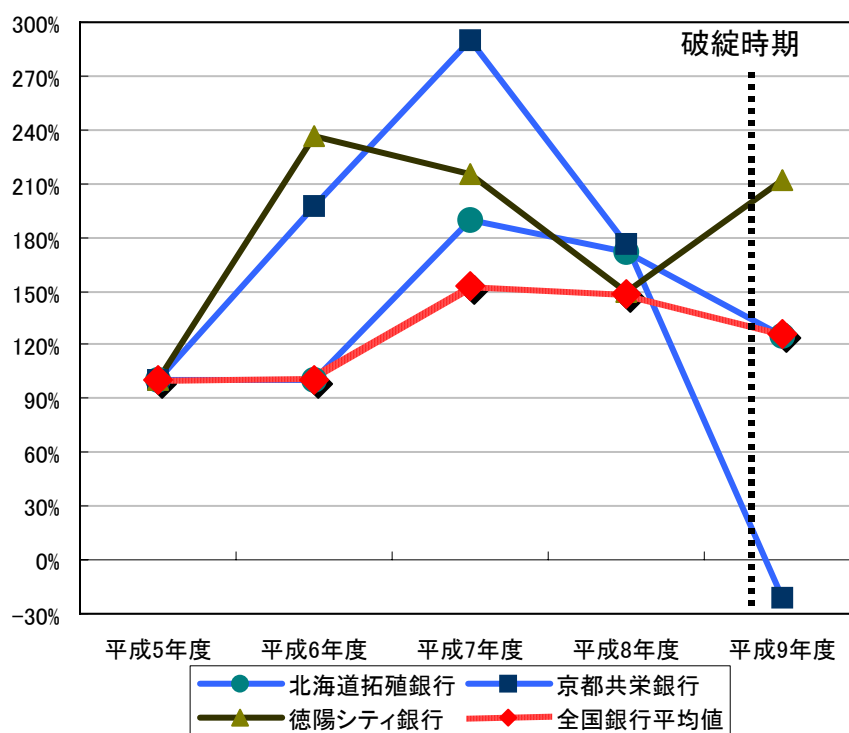


出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

(4) 業務純益比率の推移

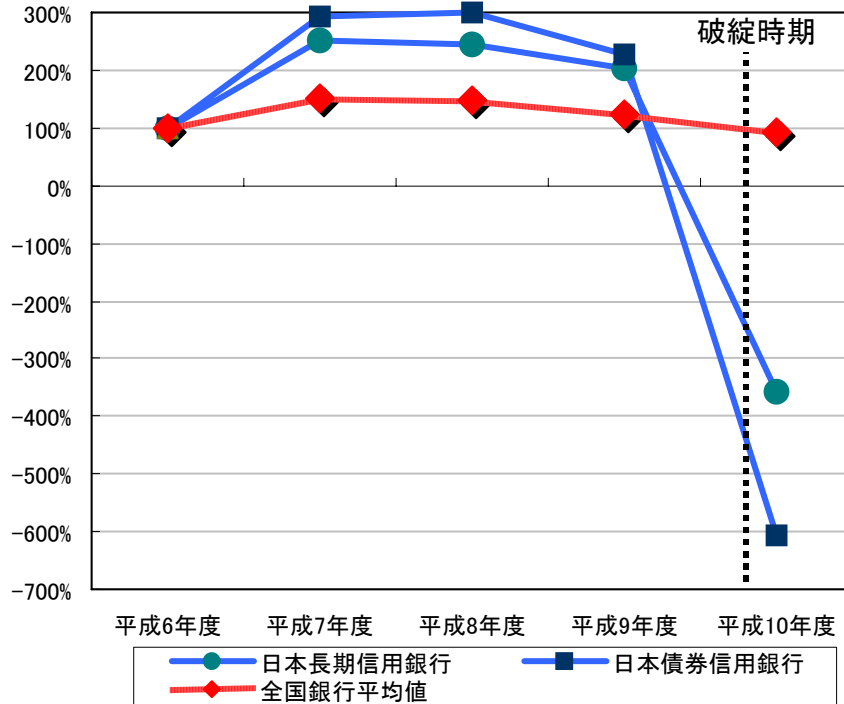
業務純益比率について、破綻銀行と全国銀行平均値を比較した。その傾向をみると、全国銀行平均値は平成7年度に上昇し、その後は横ばいである。一方、破綻銀行には、二つの特徴がみられる。一方は、業務純益が破綻年においても減少せずに破綻に至っているケース、他方では、破綻1年前もしくは破綻年に業務純益の急激な低下が起きているケースである。

図表 3-16 業務純益比率の推移（平成9年度破綻銀行）



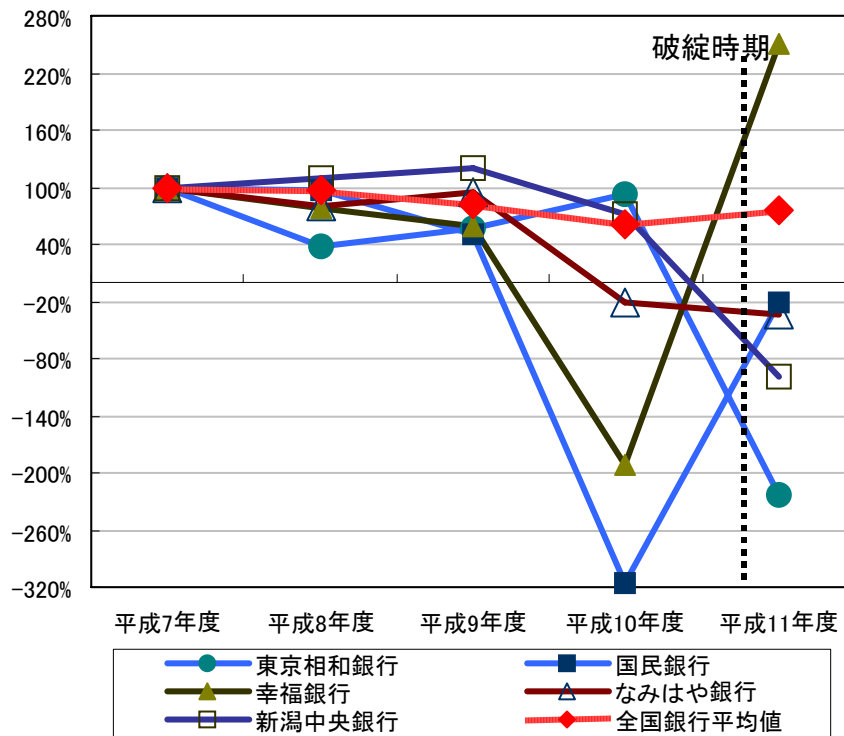
出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

図表 3-17 業務純益比率の推移（平成10年度破綻銀行）



出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

図表 3-18 業務純益比率の推移（平成11年度破綻銀行）

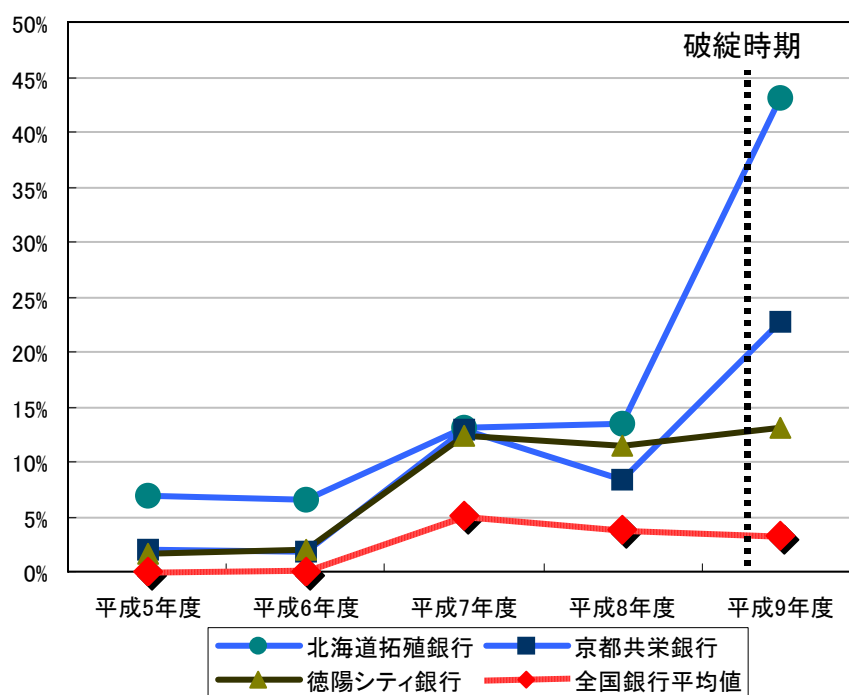


出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

(5) 不良債権比率の推移

不良債権比率の推移について、破綻銀行と全国銀行平均値を比較した。その傾向をみると、全国銀行平均値は横ばいで推移している。一方、破綻銀行は、破綻2年前から上昇しており、急速な不良債権化、それに伴う流動性の低下がよみとれる。この指標については、年度間の、傾向の違いは少ない。

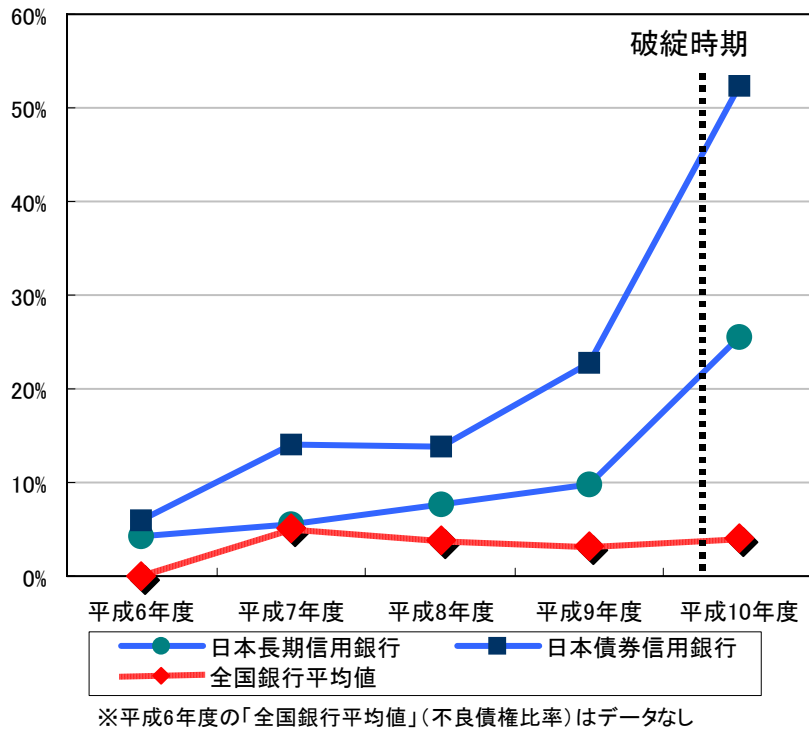
図表 3-19 不良債権比率の推移（平成9年度破綻銀行）



※平成5年度、6年度の「全国銀行平均値」(不良債権比率)はデータなし

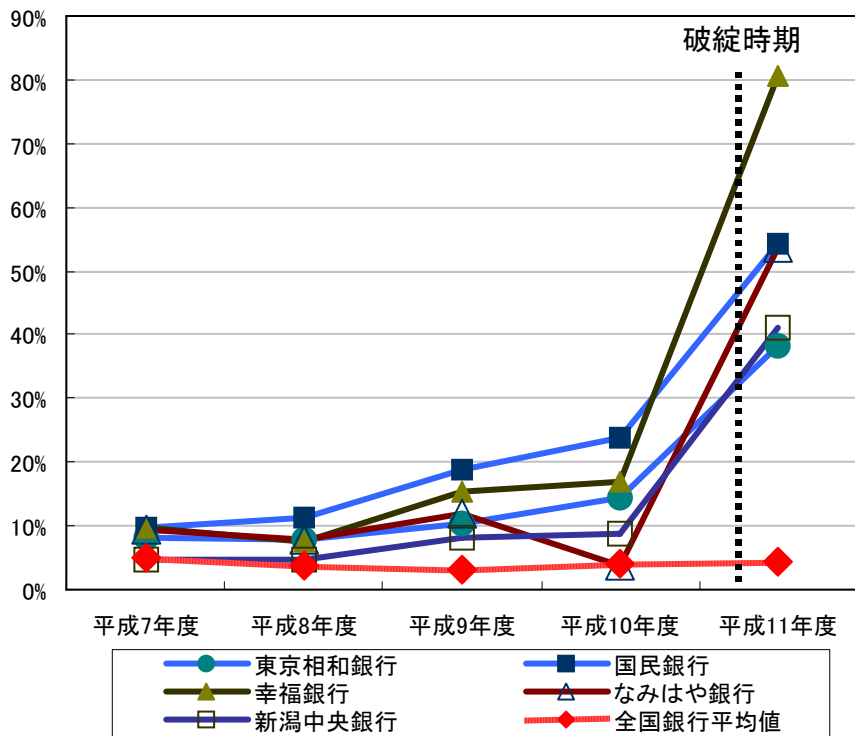
出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

図表 3-20 不良債権比率の推移（平成10年度破綻銀行）



出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

図表 3-21 不良債権比率の推移（平成11年度破綻銀行）



出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

(6) 小結

以上の各種財務データから、銀行の破綻が集中した平成9年度から11年度の間以下の変動が起きていたことが理解できる。

- ・ 預金残高増減率について、平成9年度、10年度破綻行では、破綻の4年前から徐々に預金残高が漸減しているのに対し、11年度破綻行では、破綻年での急激な預金減少が生じている。
- ・ 貸出金残高増減率について、平成9年度、10年度破綻行では、破綻の4年前から徐々に預金残高が漸減している銀行と、破綻の1年前に突然減少している銀行の二つのパターンに分かれたが、11年度破綻行では、概ね破綻の4年前より漸減しているものの、破綻1年前に貸出金残高が増加し、破綻年での急激な預金減少が生じている。
- ・ 預貸率について、2つの傾向がみられる。一つ目は、破綻前年まで横ばいで推移し、破綻年に急激に上昇をするケース。二つ目は、4年前から徐々に上昇し始め1～2年前には、100%を超えているケースである。
- ・ 業務純益比率について、破綻年においても業務純益が減少せずに破綻に至っているケース、他方では、破綻1年前もしくは破綻年に業務純益の急激な低下が起きており流動性の悪化等の影響が見られるケースの大きく2つに分かれる。
- ・ 不良債権比率はどの破綻金融機関も3年前には、上昇傾向がみられる。

上記の点から、平成9年度と10年度の銀行破綻と11年度の銀行破綻については、異なった傾向が見られた。この原因は、平成9年度、10年度に破綻した銀行については、遅くとも4年前までには、破綻の兆候が財務データを通じて現れており、結果として破綻に至ったといえるが、11年度の銀行破綻については、前者と比較し、財務データからは、破綻の兆候がはっきりと表れなかったものの、平成9年度や10年度の相次ぐ銀行の大規模破綻を通じ、市場の目が厳しくなり、破綻に至ったものと推測される。

3.3 業態別の金融機関の破綻要因

ここでは、破綻金融機関の個別の破綻要因の整理結果を踏まえて、業態ごとに共通する破綻要因について、検討する。なお個別の破綻金融機関の破綻要因については、巻末資料参照。

(1) 銀行

銀行の破綻要因についてみると、大きく分けてバブル期以前からの融資が不良債権化したことを根本的な理由とする場合と、バブル期における融資の不良債権化を要因とする場合に分けることができる。

たとえば、太平洋（旧第一相互銀行）の場合、昭和 61 年に端を発する大口融資規制違反に基づく融資が不良債権化しており、バブル期の前後を通じてこの処理への対応がなされてきたものの融資による債権の劣化が収まらず、ついには財務状況の悪化による破綻に至っている。このほかバブル期前からの不良債権が比較的強い間接的な理由になったケースとして、阪和銀行、石川銀行、中部銀行などが挙げられる。これらの銀行ではバブル期以前に不良債権問題が生じており、これをバブル期に清算しようとして、よりリスクの高い融資などに向かい、結果としてより大きな不良債権問題を抱えるに至っている。

図表 3-22 太平洋銀行（旧第一相互銀行）の破綻に至る経緯

昭和 61 年 8 月	・ 第一相銀に対する大蔵省検査。最上恒産への大口融資規制違反が発覚
昭和 63 年 2 月	・ 東京地検特捜部が最上恒産事件の参考人として当時の小林第一相銀社長らから事情聴取
3 月	・ 東京地検が最上恒産などを起訴
4 月	・ 大蔵省が第一相銀に対し 3 カ月にわたる長期検査に着手。最上恒産向け融資額が増加していたことが発覚
7 月	・ 大蔵省が銀行法 26 条に基づく業務改善命令を出すとともに、決算承認銀行に指定
12 月	・ 太陽神戸（現さくら）、富士、東海、三和の 4 行が顧問団として支援
平成元年 1 月	・ 小林第一相銀社長が辞任
	・ 三和銀行が第一相銀への出資比率を 5% に引き上げ、他 3 行と並ぶ。三和など第一相銀合併に意欲見せる
2 月	・ 債権回収子会社「千代田ファクタリング」を設立、最上恒産向け不良債権を第一相銀本体から分離、移管。都銀 4 行が計 1000 億円の支援融資を実施
6 月	・ 太陽神戸銀行から社長を派遣。会長に大蔵省OB、富士、東海は常務、三和は取締役を送り込む
10 月	・ 第一相銀から太平洋銀行に普銀転換
12 月	・ 千代田ファクタリングから都銀 4 行への利払いが停止
平成 4 年 5 月	・ 支援策が行き詰まり、都銀 4 行による新たな支援を実施。さくら 30%、富士 25.8%、東海 24.3%、三和 19.9% のシェアでの支援融資 2200 億円。このうち 1100 億円は日銀が実質負担。各行が新たに役員も派遣
平成 8 年 3 月	・ 支援策が再び行き詰まり、新銀行への事業譲渡を中心とする処理策を検討

これら以外の銀行では、バブル期までに不良債権問題は生じていなかったものの、バブル期の融資が不良債権化し、その不良債権処理過程で破綻に至っている。これについてより、詳細に見ると大きく以下の二つのフェーズに分けることができる。

- ・ バブル期において、直接あるいは間接的な不動産を中心とする融資が急拡大し、これらが各銀行の体力を超えたレベルでなされた
- ・ 不動産を中心とする融資が、バブル崩壊により不良債権化するなかで、これに対する対応が十分採りえなかった

前者についてみると、破綻した金融機関の多くでは、バブル前後にそれぞれ収益上の課題を有していたケースが多い。例えば長信銀では、1980年代後半から金融自由化が進み、長短分離原則が撤廃される中で、新たな収益モデルを構築することが命題とされていた。他方、普銀転換間もない第二地銀の多くでは、地方銀行と信用金庫・信用組合との関係で、地域における競争力が十分でないケースがあり、新たな収益確保のモデルが求められた。

このように新たな収益モデルを模索する必要性が高いことが、当時簡単に収益を生み出す不動産投資への傾向を高めること背景として挙げることができる³。

二番目の不良債権後の対応についてであるが、これについては、以下の要因が挙げられる。

- ・ 上述のようにそもそも本業の収益モデルという点で問題があったことから、不良債権を償却するための原資となる利益を生み出しにくい
- ・ 不動産等を担保とする融資への依存が高かったことから、反動として不動産をはじめとする資産市場の崩壊により不良債権額が多く発生し、しかもそれが本来の経営規模を超えるものであった

上記のような要因のため、BISによる自己資本比率確保の議論はあったものの、不良債権処理に対して適切な対応を採って対処するという選択肢が採りにくかった⁴。その結果、銀行では経営不振な融資先などに対して、「追い貸し」することで融資先の破綻を防ぐなどの対応が採られることが多く、不良債権自体を外部的に把握することが困難となった。

³ 例えば石川銀行や京都共栄銀行などでは、地元から離れた東京圏での不動産融資を積極的に行った。

⁴ 加えて、90年代前半には、不良債権を「塩漬け」にし、資産市場の好転を待って、不良債権問題を処理しようとする風潮が多かったことも、銀行などで不良債権対策をしなかった要因として挙げられる。

こうしたプロセスを経て、銀行が破綻に至る直接的な要因としては、大きく以下の3点が上げられる。

- ・ 資産内容の悪化や経営不安により、破綻処理に至るケース
- ・ 決済資金などがショートする、あるいはその恐れが極めて高くなることにより破綻処理に至るケース
- ・ 債務超過により、破綻処理に至るケース

最初のケースは、破綻処理スキームが明確になる前にみられたもので、例えば不良債務処理問題をめぐる対応が困難になるなどを監督官庁と協議した上で、破綻処理を行う。このケースに至るリスクとしては、不良債権処理に関して、利害関係者（支援銀行等）との協議が不調に終わることによる結果として、破綻に至るケースなどが挙げられる（例えば前述の太平洋銀行）。

次に決済資金がショート（ないしはその恐れ）するケースについては、平成9年の金融危機などで多く見られたもので、銀行が決済資金を市場で調達できないケースである。この背景としては、銀行に対する市場の評価があり、経営が不安視される銀行については、急激な預金の流出や株価の下落が起こる。その結果、銀行では内部的な流動性の確保が困難になるほか、市場からの信任が得られないことにより、資金市場での決済資金の調達が困難になる。そこで銀行の風評をはじめとする市場からの評価自体が金融機関にとってのリスクとなる⁵。

三番目の債務超過に関しては、客観的な基準である自己資本比率を用い、当該比率が一定の水準を下回った金融機関に対し、予め定めた是正措置命令を発動する早期是正措置が整備されたほか、債務超過等により破綻に至った場合のための破綻処理に関する法整備がなされてきたが、これら制度が適用される際の判断基準が重要な点である。とりわけ、債務超過である状況を判断するためには、以下の2つの観点に着目すべきと思われる。

- ・ 不良債権の認定
- ・ 資産の認定

不良債権の認定については、銀行側の自己査定において、不良債権と認定された場合には、それぞれのランクに応じた貸倒引当金を計上しなければならず、その結果、資産不足＝債務超過が生じる。資産の認定に関しては、特に税効果会計が重要であるとされる。すなわち税効果会計により、税効果相当額を自己資本に組み入れることが可能となる。この点については、その認定に際しては会計監査による適正さが求められるが、金融機関側の見込

⁵ なお早期是正措置命令の発令自体が、このリスクに直結するケースが認められる。

みと会計監査の認定とのギャップが破綻要因となったケースが見られる⁶。このようなケースでは、金融機関側の資産認定に対する事前の判断がリスクとなり、これと実際に認定される資産額とのギャップが生じることに對する事前対応がなされていないことが破綻につながっている。

このように銀行の破綻事例における要因として、不良債権の発生から資産の認定までのファクターをみてきたが、そもそもこうした一連の銀行側の対応につながるものとして、マネジメント上のリスクが挙げられる。例えば内部けん制機能が形骸化している場合には、査定の低い融資案件であっても、経営者側の一存で決められることが多く、実際このようなことが、後に不良債権の発生につながる融資となっているケースが多い。このように銀行の意思決定メカニズムが可視化されない、あるいはけん制効果が働きにくい場合には、不適切な判断がなされるリスクが高く、結果として破綻リスクを増大させる方向につながる。

(2) 信金・信組

信金・信組の場合、以下の4つの破綻ケースを挙げることができる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① バブル期以前からの融資がバブル期以後、不良債権となったこと等により破綻するケース② バブル期の融資が不良債権等となり、あるいは資産運用が損失となって破綻するケース③ バブル期以後に行った融資が、不良債権化し、あるいは資産運用の失敗などの原因となって破綻するケース④ 不祥事など個人的な事件により多額の損失が生じ、それが原因で破綻するケース |
|--|

第一のケースは、特に信組に多く見られるパターンで、本来特定の業種等を融資先の中核と位置づけていたものの、その業種自体が構造変化などで振るわなくなってしまうたり、あるいはバブル期以前の放漫経営などにより、融資が不良債権化するパターンである。例えば信金では佐伯信金、信組では山陽信組や岩手信組のケースなどが挙げられる。これらについては、バブルでの不良債権が破綻の直接的な要因ではなく、当該金融機関の融資先等の業況の変化に金融機関の経営が応えられないことが要因であるといえる。その意味では社会的な環境、ないしはニーズの変化がリスクとして生じたものといえる。全体的にはバブル崩壊直後に経営環境がさらに悪化して破綻するケースが多いが、一部の信金・信組では、バブル期以後の経営環境の悪化の下でも、直ちには破綻せず、存続のための対応を講じたものの、数年間経過した後に破綻に至るケースもある。なお一部のケースでは、こ

⁶足利銀行は、平成15年9月の中間決算において、監査法人の繰延税金資産の計上否認による全額取崩しを行った結果、大幅な赤字を計上することとなり債務超過となったもの。

うした社会的なニーズの変化による金融機関経営の停滞を挽回するために、バブル期に資産運用に走り、その結果、破綻に至るといったケースも見られる。

第二のケースは、バブル期の融資や資産運用が、バブル崩壊により、不良債権化したり、損失が顕在化し破綻にいたるケースである。前者については、銀行の場合に見たものと同様のケースも見られるが、信金・信組の場合には、経営者の個人的な利益を図るために、容易に利益を上げられるとされた不動産融資に傾斜した事例も見られる。これは信金・信組の場合には、銀行などに比べて、より経営体質がワンマンであったり、内部牽制が構築されていなかったりするケースが多いことから生じるものと考えられる。その意味では、背景となるリスクとしては、銀行に比べて、より経営体制・管理に対するリスクが大きいものと考えられる。後者については、前者同様に、経営者の個人的な利益追求のためになされるケースのほか、第一のケースで述べたように、本来の融資業務が不振であることから、これを挽回するために余剰資金を有価証券投資などに充てて、これが失敗に終わるといったケースが、信組で特に多く見られる。例えば北九州信組や逋信信組などのケースが挙げられる。これらの場合には、上述のように金融機関に対するニーズの変化自体がリスクであるのに加え、それまでの金融機関経営とは異なる金融サービスを安易に展開しようとしたために、資産運用に対するリスクマネジメントなどの体制が欠如していたことも、直接的な要因としてあげることができる。特にバブル期においては、取り扱う金額が多くなりやすかったことから、そのリスクは一層高くなったと言える。

三番目のケースは、バブル以降に、本来融資先としての業種が不振となったり、バブル期以降に有価証券投資などを失敗したために破綻に至るケースである。この場合には、基本的には第1のケースや第2のケースと同様の構造であるといえる。但し金融機関が破綻した場合のための処理スキームの整備が進む中で、金融機関の経営指標の可視化が求められるようになっており、このために破綻要因（多くは債務超過）が顕著に表れやすかったと言うことが特徴として挙げられる。特に平成13年頃に破綻した信組においては、このような傾向が強く見られる。そのため、対応すべきリスクとして信用リスクや市場リスクが挙げられ、これらへの対応がより強く求められたものの、破綻した信金信組では、これらの体制が十分でなかったケースが多いと言うことが指摘できる。

四番目のケースについては、例えば職員が個人的な使途で使い込むなどのケースである。このようなケースは銀行などでも見られるものであるが、信金や信組の場合には、経営体力などとの関係で、このような不祥事が金融機関経営に大きな影響を与えやすい。そのため、内部コンプライアンス統制が金融経営継続という観点から見ても重要なファクターとして位置づけられ、職員の管理体制についてもリスク要因として挙げられる。

(3) 保険会社

保険会社の破綻については、多くのものが預かり資産と運用資産のギャップによる債務超過が原因となっている。すなわちバブル期に業績を伸ばそうとする保険会社は、養老年金保険など高利回りの商品で資金を顧客から集める一方で、当時利回りの高かった不動産投資や証券投資に資金を振り分け、その利ざやを確保するというビジネスモデルをとっていたが、これがバブル期後の資産市場の暴落により、ビジネスモデルが成り立たなくなり、逆ざやによる損失が進む中で、債務超過に陥るといった構造となっている。

特に生命保険という商品の特質上、長期における資金の運用に対する対応が求められるものの、当時進められた金融自由化を背景として、保険会社においても短期的な金融商品により、顧客の拡大を図ろうとする動きが強く見られ、このことが、資金の調達及び運用において、短期的なビジョンのみで行われる傾向が強かった。特にバブル期には調達金利が高金利であったことから、一層リスクが大きくなったものといえる。

そこで保険会社のリスクとしては、調達コストの長期的な管理に関するリスクと、運用資産のポートフォリオ管理と長期運用に関するリスクなどが直接的な要因として挙げることができるが、これに加えて、保険会社の本来の機能とバブル期という「ビジネスチャンス」の判断切り分けが重要であり、破綻した金融機関においてはこの点の判断も大きなリスクとしてあげられる。

(4) 証券

証券会社の破綻に関しては、それぞれの証券会社により要因は異なるが、前提的な要因としては、バブル期以降の証券取引の低迷と、これによる収入の減少が挙げられる。こうした状況の中で、バブル期において生じた負債の処理を進めていくことに失敗した証券会社が破綻に至ったものといえる。

例えば、山一証券の場合、直接の要因となったのは、膨大な簿外債務の存在であるが、この債務はバブル後に適宜処理する機会があったものの、それを避けることにより経営継続に直結するほどの金額に増やしてしまっている。簿外債務の根本的な原因は、運用委託元からの利益保証によるものであるが、既に1991年の段階で禁止されており、他の証券会社はこれを機に、消滅させる方向で動いているにも拘わらず、山一証券では「とぼし」という手法により存続させて、これが簿外債務につながっている。このケースでは利益保証に対して、正面から処理しなかったという経営方針が最大の要因として指摘されるが、その背景としては、低迷する証券市場において山一証券は特に営業収入の低迷が目立ち、このことが経営判断を誤らせる一つの要因であるといわれている。

三洋証券のケースでは、バブル期のノンバンク向けの融資の不良債権化に対して、「経営改善計画」が支援金融機関などにより策定されたものの、バブル期以降の営業収入などでは達成できず、破綻に至っている。

こうした点から見ると、証券会社の破綻においては、破綻までのプロセスを一般化する

ことが難しいが、そもそも手数料収入によりビジネスを行うという特質と、それ以外の業務とのギャップ（例えば保護預かりや融資業務など）の判断が、共通したリスクであるといえる。そのため、前提として、手数料収入をビジネス戦略上どう位置付けるかが、証券会社経営において共通のファクターであり、破綻した証券会社においてはこれらが十分でなかったと言える。

4. わが国における金融機関の破綻のパターン分析

4.1 金融機関における経営リスクとマネジメント

4.1.1 金融機関経営を取り巻くリスク

金融機関の経営を取り巻くリスクには様々なものが存在するが、金融業務に特有なリスクと、金融機関に限らず企業活動全般に関連するリスクとがある。

(1) 金融業務に特有なリスク

金融業務の根幹をなす資金運用に際しては、融資先や購入した債券の発行先といった資金の運用先が債務不履行に陥り損失を被ったり、信用力の悪化により債券価格が下落（スプレッドが拡大）し損失を被る「信用リスク」が存在する。

また、資金調達においては、金融機関自身の債務履行能力が問題となり、保有する資産の換金可能性や市場からの資金調達力にかかわる「流動性リスク」が存在する。

さらに、運用と調達という資金仲介面から考察すると、金利、株価、為替レートなどの市場動向によって、資金調達の費用や資金運用にかかわる利益が影響を受ける「市場リスク」が存在する。

この他にも、外国為替や有価証券売買の決済に際して取引先のデフォルトや事務上のミスによる「決済リスク」などのリスクも指摘されており、これらを金融業務特有のリスクとして考えることができる。

(2) 企業活動全般に関わるリスク

金融機関を、経済活動を行う一企業組織であると考えた場合にも、そこには各種のリスクが存在する。その代表例として挙げられるのが、事務上のリスクやシステム上のリスクである「オペレーショナルリスク」である。オペレーショナルリスクの定義は一義的ではないが、狭義のオペレーショナルリスクとしては、事務上のミスや不正によるリスク（事務リスク）と、システム不備によるリスク（システムリスク）から定義される場合が多い。BISでは、これらに加えて契約上の解釈相違や契約文面上の不備によるリスク（法的リスク）も含めた広い意味でのオペレーショナルリスクを定義している。オペレーショナルリスクは、計量不可能なリスクとして考えられた時期もあったが、現在ではデータの収集や統計的な分析も進み計量化手法が研究されている。新しいBIS規制では必要な自己資本を割り当てることも求められているため、リスク管理上無視することはできないものとなってきている。

これ以外にも、金融機関の取った行動が金融市場の他の参加者にネガティブに受け取られ、それがもとになって業務に支障をきたしたり、損失を被る「レピュテーションリスク」、金融取引や金融商品の保有にあたって、当初想定していない税務上の取り扱いにより損失を被る「税務リスク」、金融取引において、契約の不備やその法的解釈の問題、取引先

の行為能力といった法的な要因によって生じる「リーガルリスク」、国または規制機関・団体等が実施している制度の変更等を要因として、金融取引や金融商品の保有に損失を被る「制度リスク」等が指摘されている。

図表 4-1 金融機関経営を取り巻くリスク

リスク種別	概要
信用リスク	金融取引の取引先や保有する金融商品の発行体のデフォルト、もしくは信用力の変化によって生じるリスクであり、①取引先リスク、②発行体リスクに分類される。
市場リスク	金利、外国為替レート、株価などの市場で取引される商品の価格やレートが変化することによって金融商品または金融取引に生じるリスクであり、大きく、金利リスク、為替リスク、株式リスク、コモディティ・リスクに分類される。
流動性リスク	大きく、市場流動性リスクと資金調達リスクに分類される。 <u>市場流動性リスク</u> ：保有している金融商品の反対売買、または取引残高のある金融取引の解消が通常よりも不利な条件でしかできなくなる、もしくは困難になるリスク。 <u>資金調達リスク</u> ：金融商品の保有や金融取引の残高維持にあたっての資金調達が、通常よりも不利な条件でしかできなくなる、もしくは困難になるリスク。
決済リスク	<u>狭義の決済リスク</u> ：外国為替取引や有価証券売買取引決済において、取引先のデフォルト、事務処理等の理由により、支払うべき通貨を支払った、または引き渡すべき証券を引き渡したにも関わらず、受け取るべき通貨または証券を受け取れなくなるリスク。 <u>広義の決済リスク</u> ：外国為替取引や有価証券売買取引の決済において、取引から決済までの間の取引先のデフォルト、事務処理等の理由により、予定通り決済が履行されなくなるリスク、もしくは支払うべき通貨を支払った、または引き渡すべき証券を引き渡したにもかかわらず、受け取るべき通貨または証券を受け取れなくなるリスク。
オペレーショナル・リスク	金融取引における資金決済、証券受け渡し、担保管理等の事務処理のミス・不正、事務処理を行うシステムの不備、その運用のミス・不正といった事務処理上の種々の要因により生じるリスク。大きく、事務リスクとシステムリスクとに分類される。
リーガル・リスク	金融取引において、契約の不備やその法的解釈の問題、取引先の行為能力といった法的な要因によって生じるリスク。
レピュテーション・リスク	金融機関の取った行動が、金融市場の他の参加者にネガティブに受け取られ、それがもとになって業務に支障をきたしたり、損失を被るリスク。
税務リスク	金融取引や金融商品の保有にあたって、当初想定していない税務上の取り扱いにより損失を被るリスク。
制度リスク	国または規制機関・団体等が実施している制度の変更等を要因として、金融取引や金融商品の保有に損失を被るリスク。
システミック・リスク	金融機関の破たん等が金融システム全体の機能不全をもたらすリスク。

出所：小野覚「金融リスクマネジメント」（2002年、東洋経済新報社）等をもとに作成

4.1.2 各種リスクの概要

前項で述べた金融機関の経営を取り巻く各種リスクのうち、我が国の金融破綻の事例に関連すると思われる主要なリスクについて、注目されるようになった背景と具体的な事例を以下に取りまとめる。

(1) 信用リスク

信用リスクは、銀行の本来業務である貸出を行った際、貸付先企業が倒産しその資金を回収できないことから生じる損失リスクを指すが、金融機関の歴史とともに存在してきた伝統的なリスクといえる。国内外を問わず、金融機関の破綻は信用リスクの顕在化によるケースが多い。1990年代末の日本における金融機関の破綻の数々は、バブル崩壊による不良債権を遠因とするケースが非常に多く、まさに信用リスクが顕在化した典型といえる。1980年代末の米国貯蓄貸付組合（S&L）の相次ぐ破綻、1990年代初めの北欧の金融危機も同様に信用リスクが顕在化したケースであり、古くは日本の昭和金融恐慌も第一次世界大戦中およびその後の貸付債権の不良化によるものである。このように、信用リスクは従来から金融機関にとって最も基本的かつ重要なリスクといえる。

信用リスクの計量手法としては、バーゼルⅡで以下が提示されている。この分野については、定量化がかなり進んでいるといえる。

■ 標準的手法

外部格付けを利用した上でリスクウェイトを細分化する方法。

■ 基礎的内部格付け手法

デフォルト確率を銀行が推計する方法。

■ 先進的内部格付け手法

デフォルト確率に加え、デフォルト時損失率等も銀行が推計する方法。

(2) 市場リスク

市場リスクは、市場で取引される商品の価格やレートが変化することによって金融商品または金融取引に生じるリスクを指す。大きく、金利リスク、為替リスク、株式リスクとに分類されるが、それぞれ以下の経緯からリスク管理の必要性が認識されてきた。

金利リスクについては、1979年の譲渡性預金（CD）以降進展した預金金利の自由化、そして、第1次石油危機後に大量発行された国債の円滑な消化・流通のために1984年より開始された銀行による公共債ディーリングという、大きく2つの流れの中でリスクに対する関心が高まっていった。為替リスクについては、1971年の米国による金・ドルの交換停止、いわゆるニクソン・ショックとその後のドルの変動相場制への移行により認識されるようになった。株式リスクについては、古くは1930年代大恐慌化の米国で、株式を保有していた銀行が株式相場下落の影響を直接受け、多数の銀行が破綻に追い込まれるという形で大

大きく顕在化した。その後米国では、1933 年銀行法（いわゆるグラス＝スティーガル法）により銀行業務と証券業務の兼業を禁止、その一環として銀行による株式保有も禁止し、銀行システムの株式リスクからの遮断を図った。日本では、大手を中心に銀行が政策保有目的で大量の株式を保有している。かつて 1980 年代までは巨額の含み益であったこれらの株式も、1990 年代以降の株式相場低迷の中で、含み益が枯渇、もしくは含み損に転じるケースが発生し、そのリスクが大きくクローズアップされるようになった。

なお、市場リスクを把握する際に用いられる一般的な計量化手法として、VaR（バリュー・アット・リスク）が用いられている。VaR とは、一定期間後に一定の確率で、保有するポートフォリオに発生しうる最大損失額を統計的に示したリスク指標であり、以下の利点を有している⁷。

図表 4-2 VaRを用いる利点

①ポートフォリオ全体としてのリスクを1つのデータに集約し、把握できる
②算出される損失額の統計的信頼区間を示すことで、客観性を持たせることが可能
③リスク量が損失額という金額で表示されるためポートフォリオの期待収益や自己資本額と比較することによりリスク量の妥当性を判断することが容易となる

出所：吉藤茂（2005）『図説 金融工学とリスクマネジメント』

（3）流動性リスク

流動性リスクには、市場流動性リスク（保有している金融商品の反対売買、または取引残高のある金融取引の解消が通常よりも不利な条件でしかできなくなる、もしくは困難になるリスク）と、資金調達リスク（金融商品の保有や金融取引の残高維持にあたっての資金調達が、通常よりも不利な条件でしかできなくなる、もしくは困難になるリスク）とがある。

流動性リスクは、銀行をはじめとする金融機関にとって本質的なリスクであるにも関わらず、預金金利を始めとする各種規制が長く続いた中で、銀行が預金流出を懸念する必要性が少なかったこと、バブル崩壊後しばらくは金融機関が資金調達を憂慮するような事態が発生しなかったこと等の理由から、我が国においてはそれほど注目されていなかった。

しかし、1990 年代末に連続して発生した金融破綻、特に 1997 年 11 月から 1998 年にかけての大手金融機関の破綻により、日本の金融システムそのものに対する不安が高まる事態が生じた。そのため、いわゆる「ジャパン・プレミアム」（海外の金融機関が日本の金融機関向けの資金供給の際に求める上乗せ金利）が急騰する事態が発生し、資金供給量自体も大きく絞られる状況となったため、図らずも資金調達リスクが大きく顕在化することとなった。この結果、多くの日本の金融機関は、海外業務からの撤退、もしくは大規模資金

⁷ BIS 規制では、リスクホライズン（一定保有期間）として 10 営業日（2 週間）、信頼水準として 99%が求められている。

を必要とする業務の大幅縮小を余儀なくされた。

また、市場流動性リスクが顕在化した例として、1997年後半以降のアジアにおける金融危機、1998年8月のロシア危機に端を発する金融市場の混乱があげられる。とくに、ロシア危機後にはエマージング市場の債権を中心に、信用リスクを伴うあらゆる債権の流動性が低くなるという事態が生じた。

こうした流動性リスクへの対処方法としては、資金ギャップに対する極度やガイドラインを設定する管理方法が広く行われている。また、緊急時の資金ギャップ極度・ガイドラインの圧縮などのアクションプラン（コンティンジェンシープラン）を取りまとめている金融機関も多いが、大手銀行を中心に、資金調達環境の状況を3~4段階程度のリスクフェーズに分類し、リスクフェーズ毎の管理方法を定めているケースが多い。

（4）オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、金融取引における資金決済、証券受け渡し、担保管理等の事務処理のミス・不正、事務処理を行うシステムの不備、その運用のミス・不正といった事務処理上の種々の要因により生じるリスクであり、大きく事務リスクとシステムリスクとに分類される⁸。事務処理・システムは、金融機関の業務運営に必要な不可欠なものであることから、そのリスク管理の重要性も高い。

事務処理のミスは1人1人においては起こりうるものであるが、全体においてはミスが起こらないよう、ダブルチェックや例外扱いとなる事務に対しての重点チェックといった体制を整備することが必要となる。また、運悪くミスが起こってしまった場合でも、それを早期に発見し、対処する体制も併せて必要であり、これらのことが、ミスが事故や不正につながるのを防ぐことにもなる。

システムに関しては、その不備が業務に大規模な障害をもたらしかねず、その認識の上にリスク管理体制を考える必要がある。まず、システムの開発にあたって、ミスや不正が起こらない体制が必要であり、次に、システムの運用において、不正な利用が行われないようにする必要がある。同時に、防犯・防災・バックアップ対策といったことも重要な項目となる。コンピューター・ウィルスへの対策も、この防犯対策の一環といえる。

オペレーショナルリスクが顕在化した例として最も記憶に新しいのが、平成17年12月に発生したみずほ証券による東京証券取引所への株式売買取引の誤発注問題である。この問題は、みずほ証券の発注担当者が発注端末に価格と数量を逆に入力し、その際発注端末に表示されたアラームを当該担当者自身が解除したために発生したものである。みずほ証券では、この問題の原因として、①エクイティ業務分野に係る体制整備が業容の拡大に十分に対応できていなかった、②アラーム解除手続きやシステム設定等が不十分であった、③危機管理態勢や経営管理上の問題があったことを挙げている。これにより、同社は400

⁸ パーゼルⅡでは、オペレーショナルリスクを、「内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係わるリスク」と定義している。

億円以上の損失を被り、同リスクの管理が重要であることを改めて関係者に認識させる結果となった。

なお、バーゼルⅡではオペレーショナルリスクの計測について3つの手法を提示しており、民間銀行は、自行のリスク管理状況に応じて選択する形となっている。

■ 基礎的指標手法

銀行全体の粗利益に一定の掛け目（15%）を適用する。

■ 標準的手法

ビジネスライン（8区分）毎の粗利益にそれぞれ異なる掛け目（12%、15%、18%）を適用し合算。

■ 先進的計測手法

過去の損失実績等を基礎に、損失分布手法、スコアカード手法など、銀行自身が用いているリスク評価手法の質などに関する基準を満たすことが利用の条件。

（5）税務リスク

税務リスクとは、金融取引や金融商品の保有にあたって、当初想定していない税務上の取り扱いにより損失を被るリスクである。一般的には、海外に進出した日系企業が、当初想定していなかった現地での税務上の取り扱いで損失を被るケースを指す場合が多い。

4.2 事例からみる金融機関の破綻のパターン分析

4.2.1 外部環境

金融機関の破綻において最も大きな要因となったのは、バブル経済期における資産価値の急拡大とバブル崩壊後の縮小にあることは言うまでもない。資産を担保に貸付額を増大させ、これによって取得した資産をさらに担保にして貸し付けるというビジネスモデルにより業務実績を伸ばした金融機関においては、こうしたバブル崩壊が、不良債権化に直結し、これが破綻とつながったケースが多く見られる。これに関連して、高い資金調達コストを負担して多額の資金を調達した金融機関には、調達した資金を活用した資金運用等を企図していたケースがみられる。こうした金融機関では、バブル崩壊に伴い調達コストとの間に逆ざやが発生し、これを解消するために無理な経営等を行って破綻したケースなども見られる。

金融機関の破綻に関連する外部環境について、これまでの事例分析などに基づいて抽出し、検討する。

（1）資金供給ルートが多様化

1985年のプラザ合意以降、我が国の金融市場の国際化・自由化が進む中で、国内での余

剰資金が目立つようになり、その結果、金融機関は従来の預金だけではなく、コール市場等、資金の調達ルートを選択できるようになった。このことは、業績拡大を進めようとする金融機関に対して、より多くの資金を調達して、多額の運用益が見込める相手先への貸付を促進しようとするインセンティブとなり、不動産等市況が高騰する資産購入への資金シフトを促すことにつながったといえる。

本調査研究では、地域において競争力が低い金融機関などでは、従来の業績の挽回を図ることを目的として、預金以外の形で資金を調達し、これを首都圏や近畿圏などで運用するケースなどが見られる。

逆に従来有力な資金供給者であった長信銀では、資金の供給ルートの多様化に伴い、資金需要が減少したことから、新たな資金の運用先開拓が求められ、このことが不動産分野への貸付促進につながったといえる。

(2) 資金需要の多様化

上述のように 1985 年以降、国内では剰資金が目立つようになり、特に企業側では設備投資以外の投資による収益拡大を目指すケースが多く見られるようになった。これらの資金が資産投資等へ向けられたものと考えられるが、その際に媒介役として機能したのが金融機関である。

証券会社などでは、企業の剰資金を証券投資に向ける際の媒介として機能した。こうした機能を果たす際に、金融機関が企業側とリスクのある運用に対する運用益について約定することにより、後の不良債務や逆ざや等につながるケースも見られる。

(3) 資産市況の「バブル化」

周知のように 1980 年代後半に、我が国国内で生じた剰資金が資産に向かうことで不動産、有価証券などのほか、ゴルフ会員権、リゾート会員権、絵画等の市場が高騰し、その後それが急速に冷却化し、取引の停滞と市場価格の暴落を招いたことが、破綻金融機関における経営戦略およびその後の破綻過程に大きな影響を与えた。

ただバブルの影響については、金融機関のほぼ全部が受けており、その意味では、資産市場のバブル化は、外的環境と言うよりもむしろ本調査においては所与の命題として位置づけられる。

本調査ではこれらを外的環境としてとらえる場合には、バブル後の処理を行う過程において、金融機関が保有する資産が経営に与える部分をとらえるのが妥当であると考えられる。

すなわち、金融機関が保有する資産がビジネスモデルとの関係で重要な部分として位置づけられるケース（例えば生命保険会社等）や、自社の株価が金融機関に対する健全性の一指標としてとらえられる場合などである。

特に後者については、第 4 章で見たように、90 年代後半の破綻金融機関において、破綻に至る最終段階で重要な要素の一つとして位置づけられている。

4.2.2 内部環境

(1) 経営戦略

金融機関が経営戦略の誤りから破綻に至るパターンとしては、大きく以下に分類することができる。

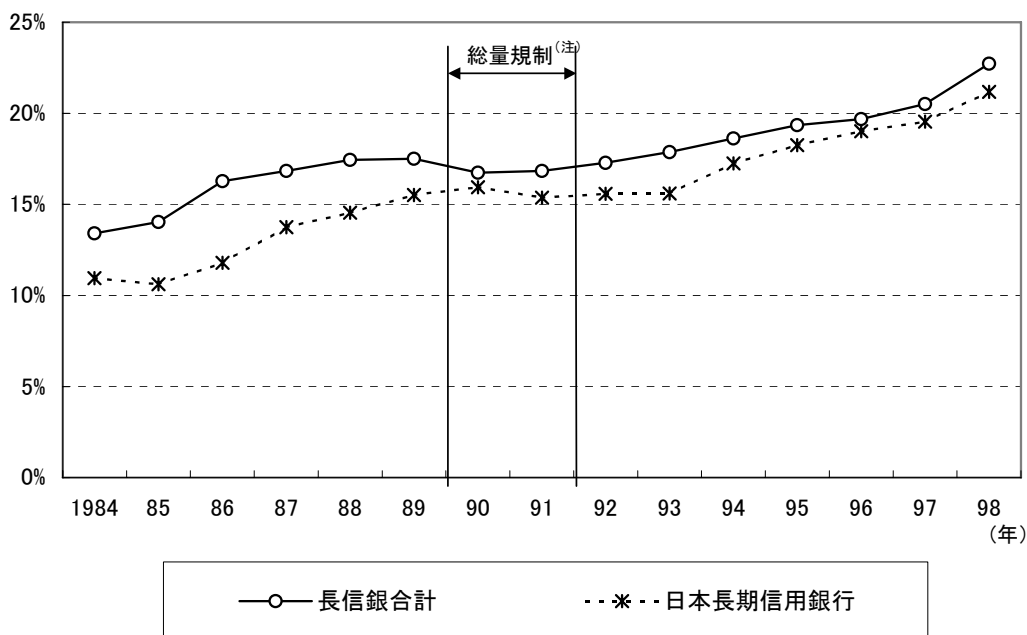
① 不動産関連業種への融資偏重

1990年代以降に破綻した金融機関には、バブル期に行った不動産関連業種への貸出が不良債権化したことが根本的な原因となっているものが多い。バブル期には、不動産を担保にした借入れによって新たな不動産を購入するという、信用拡大型のビジネスモデルが幅広い業種で採用されていたが、こうしたビジネスモデルに対して、銀行をはじめとする各種金融機関がこぞって融資を行っていた。また、金融機関が、不動産会社、建設会社、ノンバンク等を経由して直接的・間接的に不動産投資するケースも多くみられた。

しかし、こうした不動産偏重の融資姿勢は、バブル崩壊後の不動産価格の下落により、一転して不良債権の山を築くこととなった。

例えば、平成10年10月に破綻した日本長期信用銀行について、国内貸出残高に占める建設・不動産業の割合の推移をみると、長信銀全体と比較して、日本長期信用銀行の方がより低い水準で推移しているが、1995年以降は全体の水準に近づく傾向があり、他の長信銀と比較して相対的に不動産関連融資を増加させていたことが窺える。

図表 4-3 日本長期信用銀行の国内貸出残高に占める建設・不動産業の割合の推移



(注)総量規制は1990年3月発動、91年12月に解除

(出所)日本銀行「経済統計年報」及び日本長期信用銀行ディスクロージャー誌より作成

② ハイリスクなビジネスモデルの採用

経営不振からの早期脱却を目指すゆえに、ハイリスクなビジネスモデルを採用し、それが結果的に経営を圧迫したケースがみられる。

例えば、平成 11 年 8 月に破綻したなみはや銀行では、貸出に対応する資金調達に困難となった際に、高レートな預金で資金調達を進めたため、高リスクかつ高コストな経営を続けざるを得なくなったことが、経営体力を弱める要因の一つとなった。

また、平成 11 年に破綻した東京相和銀行では、経営不振が進んだ破綻直前の数年間、特定顧客から高利預金を導入する一方、高い運用利回りを目指した消費者金融向け貸出を増大させるなど、経営トップのワンマン経営に起因する不安定なビジネスモデルを採用したことが、経営破綻の大きな要因となった。

③ 収益モデル転換の失敗

経営状態を改善する最も一般的な方法としては、収益の向上が挙げられるが、バブル崩壊とその後の長期に渡る景気低迷から、経営不振となった金融機関の一部には、この収益向上を目指しながらも、結果的にビジネスモデルの転換に失敗した例がみられる。

平成 14 年 3 月に破綻した中部銀行では、特定企業への過剰融資等を行っていた従来のオーナー経営から脱却したにも関わらず、収益力の向上を図ることができなかった。そのため、旧経営陣が積み上げた不良債権を償却することができず、平成 8 年以降隔年で赤字決算を繰り返すようになり、これが破綻を早める要因となった。

さらに、平成 9 年 11 月に破綻した三洋証券では、平成 6 年に経営不振からの脱却を目指した「経営改善計画」を策定したが、その後具体的な経営改善を提示することができなかったために市場の不信を買い、資金繰りが急速に悪化することとなった。

(2) リスク管理

金融機関がリスク管理の誤りから破綻に至るパターンとしては、大きく以下に分類することができる。

① 信用リスク管理の失敗

信用リスクは、金融機関にとって最も基本的なリスクであり、その管理は金融機関にとって最も重要であるが 1990 年代以降に破綻した金融機関の中には、目先の収益性を重視して信用リスク管理を軽視し、それが不良債権の増加に結びついたケースが数多くみられる。具体的には、ずさんな審査から特定業種、特定企業への過剰融資となるケースが多く、オーナー経営陣によるワンマン経営と結びつく事例が多いのが特徴である。

例えば、平成 7 年に破綻した兵庫銀行では、取締役らによる放漫経営から、特定企業への過剰融資が行われ、後の不良債権増加に大きな影響を与えた（同行経営陣は、後に民事責任を追及された）。

また、平成8年に破綻した太平洋銀行においても、旧相互銀行時代の経営陣による特定不動産会社への過剰融資が行われ（最上恒産事件）、これが後に不良債権化して経営悪化の要因となった。

② 流動性リスク管理の失敗

1990年代末を中心に、資金調達に係る流動性リスク管理の失敗から破綻に至るケースが数多く見られた。以下に示すような様々な原因から流動性の流出が加速し、それを食い止められずに破綻を迎えるケースが多く、流動性リスク管理の失敗は、破綻に至るプロセスの最終段階で発生していることが分かる。

【流動性リスク管理の失敗：預金流出、資金調達困難化の主な要因】

財務内容の公表等から預金流出が加速したケース：国民銀行、東京相和銀行、中部銀行
不祥事（不正融資等）から預金流出が加速したケース：なみはや銀行
他の金融機関の破綻から資金調達が困難となった例：
北海道拓殖銀行、徳陽シティ銀行、日本長期信用銀行
合併期日の延期から、預金流出が加速したケース：北海道拓殖銀行

また、流動性リスク管理の失敗例として、「流動性確保に対する誤解」を挙げることができる。これは、金融機関自身の実力以上に資金調達が可能と誤解してしまうことによるものである。

例えば、平成10年10月に破綻した日本長期信用銀行では、特にバブル期を中心に「資金はマーケットから条件次第でいくらかでも調達可能である」という認識が広まり、従来行ってきた個人向け割引債の販売を軽視していたことが指摘されている⁹。

（3）経営管理

金融機関が経営管理の誤りから破綻に至るパターンとしては、大きく以下に分類することができる。

① 経営陣による放漫経営

経営管理における最も端的な失敗例は、経営陣による放漫経営である。放漫経営の事例としては、特定企業や業種への融資拡大を経営陣が独断的に行い、それが不良債権化するというものが大半であり、関係者への損害賠償請求がなされた事例も多い。

例えば、平成14年3月に破綻した中部銀行では、昭和28年から平成6年という極めて長期にわたって特定企業によるオーナー支配が継続していたが、その特定会社に対して過度な融資を行っていたほか、普通銀行転換後のバブル期には特定業種（建設・不動産、サ

⁹ 竹内正敏（1999）『実録 長銀・部店長会議』オーエス出版社

ービス)への貸出を急増させるなど、典型的な放漫経営がなされていた。こうした貸出債権は、バブル崩壊に伴い不良債権化したため、同行の経営を著しく圧迫する結果となった。

また、平成11年10月に破綻した新潟中央銀行でも、平成元年の普通銀行転換以降、バブル後に特定業種(建設・不動産、サービス)向けの融資拡大を積極的に行ったが、ゴルフ場やテーマパーク等の特定案件を頭取が独断で決裁したものが多く、その大半が不良債権化し、その後の動向の経営を大きく圧迫した。

② コーポレート・ガバナンスの欠如

①とも密接に関連するが、放漫経営から破綻に至るケースでは、経営陣による暴走を牽制する仕組みが全く機能していない。また、不良債権や簿外債務を組織的に隠蔽するなど、コーポレートガバナンスの欠如による行動が、その後当該金融機関に対する市場評価を失墜させ、それが結果的に破綻に結びつくケースも多い。

例えば、平成9年11月に破綻した徳陽シティ銀行は、昭和54年に発覚した簿外保証問題を解決して、健全行として普通銀行に転換したかに見えた。しかし、実際はより悪化した財務状況を隠蔽し続けており、平成6年の他銀行との合併時にその露呈することとなった。それにより、同行に対する信用不安は一気に高まり、その後の長期の業績低迷から破綻に至る道筋を作ることとなった。

4.3 金融破綻に関する定量分析

4.3.1 分析枠組み

本節では、以下の点を明らかにすることを目的とし、経済指標と銀行の財務指標を使用して多変量解析の枠組みで分析を行う。

- ・「外部環境」を示す経済指標と銀行の経営指標の間にはどのような関係があるか
例) 土地価格が上昇すると銀行の各経営指標はどのように変化するか
- ・健全行と破綻行の経営指標の特徴にはどのような違いがあるのか
- ・「銀行の破綻」という事象と、銀行の経営指標の間にはどのような関係があるか

これまで、個別事例を用いて定性的に近年における金融機関の破綻に関する分析を行ってきた。ここでは、これまで整理してきた破綻事例をとりあげながら、定量的に金融機関の破綻に関する分析を行う。

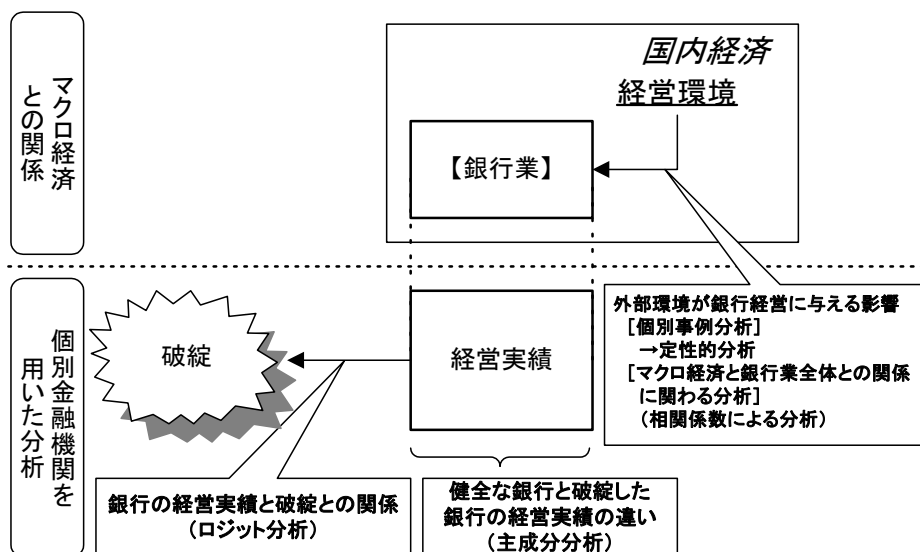
具体的には、銀行が破綻にいたる経路のうち、「外部環境が銀行経営に与える影響」、「健全な銀行と破綻した銀行の経営実績の違い」、「銀行の経営実績と破綻との関係」の3点について分析を行う(図表 4-4)。

「外部環境が銀行経営に与える影響」に関する分析としては、外部環境を捉えるレベルによって、個別事例分析とマクロ経済と銀行業全体との関係に係る分析が考えられる。個別事例分析については前節までに行った定性分析にまかせることとし、ここでは後者の分析、つまり、マクロ経済と銀行業全体との関係に係る分析を行なうこととする。具体的には、マクロ経済指標と銀行業全体(国内全銀行の総計)の経営指標との相関分析を行い、各マクロ経済指標が銀行経営にどのような影響を及ぼしているかを考察する。

「健全な銀行と破綻した銀行の経営実績の違い」に関する分析については、銀行の経営破綻が多かった90年代以降において健全な経営状態にあった銀行と同期間に破綻した銀行を対象として、財務諸表等より得られる各種指標を用いて、銀行の経営実績を定量的に把握し、健全行と破綻行の経営実績の違いについて主成分分析を行い、考察する。

「銀行の経営実績の違いと破綻との関係」に関する分析については、「健全な銀行と破綻した銀行の経営実績の違い」に関する分析において定量的に把握した経営実績を用いて、その経営実績と破綻にどのような関係があるのかを、ロジット分析を行い、考察する。

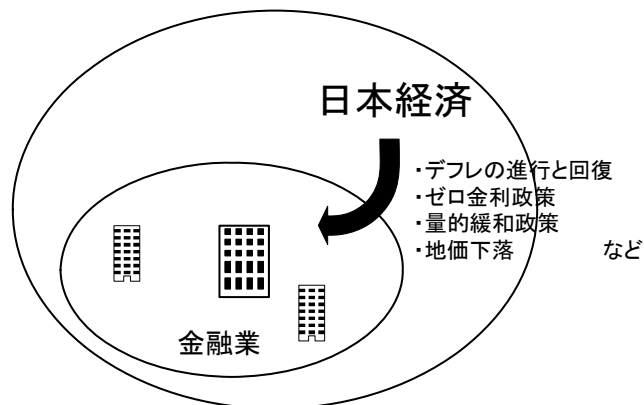
図表 4-4 分析のイメージ図



4.3.2 「外部環境が銀行経営に与える影響」に関する分析

銀行業の経営は日本経済の動向と密接に結びつき、様々な影響を受けていると考えられる。そこで、金融業をとりまく日本経済の動向のうち、具体的に何が銀行業の経営に影響を及ぼすのかを、国内経済指標と銀行の経営指標との相関係数を用いて分析する。

図表 4-5 日本経済と金融業の関係性について



この分析によって明らかにすることは、以下の通りである。

- ・ 金融業を取り巻く日本経済の動向を、外部環境の指標によってとらえ、それぞれの指標と金融業全体の経営指標との相関の有無を明らかにすることにより、金融業の経営の各項目が、外部環境のどのような事象（政策や、その結果としての現象）と密接に結びついているのかを明らかにする。

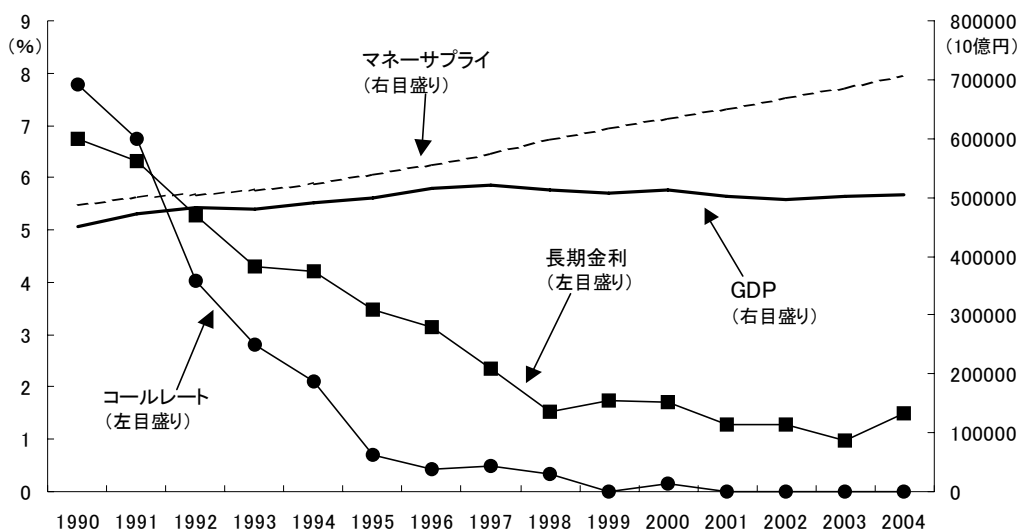
(1) 分析方法

①分析に用いた指標

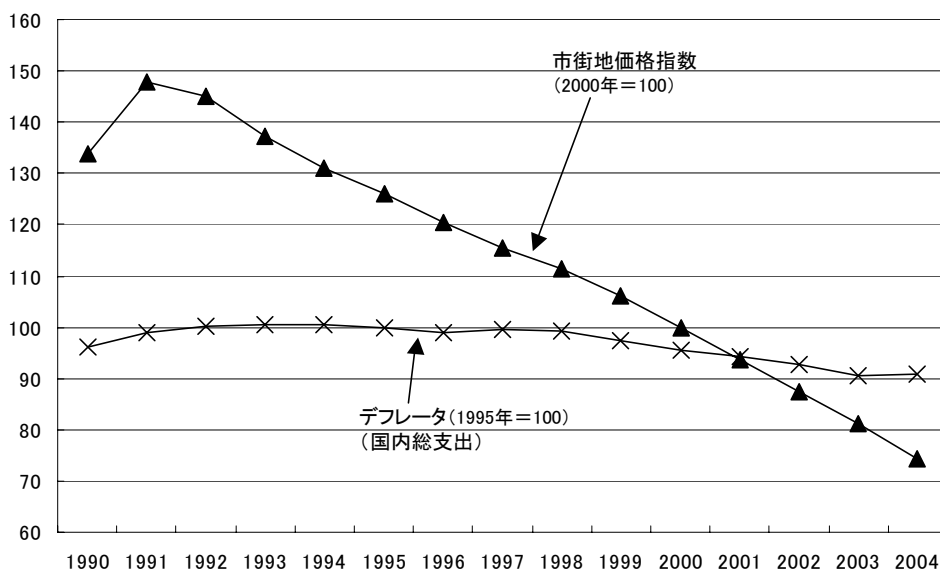
外部環境と破綻の関係については、破綻に直接繋がるというよりも、外部環境の変化によって金融機関の財務状況が変化し、その結果として破綻につながると考えられる。

そこで、マネーサプライとGDP、コールレート、長期金利、地価、デフレータを外部環境の変数として、これらと全国の銀行の財務数値の総計との相関関係を整理した。

図表 4-6 1990年以降の外部環境を表わす指標の推移



図表 4-7 1990年以降の市街地価格指数とデフレータの推移



②データ

マクロの金融業の経営・動向を表わす指標として、全国銀行の総計値の経営指標を使用している。経済指標については、暦年で公表されているものは年度換算し、2004年のデータが未公表のものについては、過去10年間の指標の推移から外挿した。

【外部環境を表わす指標】

GDP	国内総生産（実質・年度） （内閣府経済研究所「平成15年度国民経済計算（93SNA）」より）
長期金利	10年物国債など期間1年を超える融資の金利 本調査では、「10年国債応募者利回り」（財務省より）を採用。一般的に長期金利の動向を表わす代表的な指標として、この指標が用いられる機会が多い。 ※厳密に国債指標とは異なることから、貸付金利との相関に留意が必要
コールレート	（日本銀行「短期金融市場金利 月次データ」より作成） （無担保翌日物金利）
マネーサプライ	マネーサプライの指標としては、「通貨発行主体（日本銀行、国内銀行、外国銀行在日支店、信金中央金庫、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫）が発行し、通貨保有主体が保有する現金・預金の集計量である『 M_2+CD 』と、「さらに郵便貯金やその他金融機関預貯金、金銭信託、投資信託、金融債、国債などを合算した『 <u>広義流動性</u> 』の2つが用いられる機会が多いが、今回は銀行の経営指標との相関を見るために、より相関が高いと考えられる『 M_2+CD 』を用いることとした。 ※ なお、『 <u>広義流動性</u> 』についても相関係数による分析を行ったが、結果は『 M_2+CD 』と大きな差は見られなかった。 （日本銀行調査統計局経済統計課「経済統計年報」「金融経済統計月報」より）
地価	全国主要223都市（平成2年以前は昭和11年当時の主要140都市（沖縄を除く））の「市街地価格指数」 （（財）日本不動産研究所研究部「市街地価格指数」より作成）
デフレーター （国内総支出）	（内閣府経済研究所「平成15年度国民経済計算（93SNA）」『6.参考表（1）固定基準年方式による国内総支出 デフレーター（年度）』より）
全国銀行総計	全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』より

(2) 分析結果

①相関係数の解釈

整理した外部環境に関するデータと銀行の経営指標との相関係数を求めたところ、次の図の通りとなった。

図表 4-8 全国の銀行の財務指標総計値と外部環境を表わす指標の相関関係

	GDP (国内総生産 ・実質・年度)	長期金利	コールレート (年度平均)	マネーサプライ M2+CD	市街地価格指数 (全国市街地 全用途平均)	国内総支出 ・デフレーター
総資産	-0.516	0.859	0.787	-0.895	0.907	0.796
預金残高	-0.671	0.867	0.838	-0.704	0.714	0.460
譲渡性預金	0.584	-0.421	-0.328	0.249	-0.216	0.002
貸出金残高	-0.081	0.601	0.394	-0.869	0.836	0.957
有価証券残高	0.134	-0.542	-0.379	0.795	-0.786	-0.872
預貸率	0.367	0.006	-0.224	-0.420	0.365	0.687
預証率	0.216	-0.678	-0.516	0.893	-0.887	-0.932
従業員数	-0.343	0.794	0.576	-0.974	0.945	0.965
営業店舗数(国内)	-0.211	0.705	0.463	-0.857	0.821	0.913
営業店舗数(海外)	-0.051	0.611	0.357	-0.848	0.796	0.956
経常利益	-0.475	0.628	0.576	-0.470	0.469	0.296
経常収益	-0.538	0.940	0.838	-0.963	0.979	0.846
経常費用	-0.475	0.880	0.780	-0.945	0.963	0.859
特別利益	0.502	-0.513	-0.443	0.438	-0.404	-0.190
特別損失	0.344	-0.557	-0.511	0.473	-0.452	-0.335
税引前当期純利益	-0.441	0.618	0.569	-0.463	0.464	0.308
当期純利益	-0.469	0.591	0.549	-0.425	0.432	0.283
資金運用収支	0.753	-0.493	-0.703	0.130	-0.208	0.155
資金運用収益	-0.625	0.963	0.875	-0.957	0.975	0.808
資金調達費用	-0.655	0.972	0.898	-0.946	0.968	0.784
役員取引等収支	0.241	-0.446	-0.346	0.691	-0.687	-0.698
役員取引等収益	0.135	-0.243	-0.154	0.067	-0.058	-0.047
役員取引等費用	-0.114	0.133	0.130	-0.350	0.351	0.337
その他業務収支	0.245	-0.123	-0.179	0.040	-0.077	0.020
その他業務収益	0.428	0.053	-0.074	-0.257	0.239	0.440
その他業務費用	0.367	0.131	0.012	-0.324	0.324	0.506
その他経常収支	-0.541	0.635	0.617	-0.425	0.438	0.234
その他経常収益	0.447	0.020	-0.097	-0.274	0.265	0.458
その他経常費用	0.656	-0.577	-0.602	0.294	-0.309	-0.053
業務粗利益	0.803	-0.632	-0.783	0.404	-0.479	-0.150
業務純益	0.720	-0.470	-0.605	0.341	-0.415	-0.148
総資金利鞘	0.758	-0.912	-0.838	0.892	-0.905	-0.740
資金運用利回り	-0.758	0.981	0.925	-0.913	0.941	0.713
資金調達原価	-0.762	0.980	0.923	-0.916	0.943	0.719
貸倒引当金	0.821	-0.800	-0.757	0.574	-0.581	-0.289
一般貸倒引当金	0.079	-0.740	-0.558	0.866	-0.857	-0.939
債権償却特別勘定	0.879	-0.930	-0.846	0.892	-0.899	-0.684
不良債権額	0.687	-0.882	-0.749	0.825	-0.815	-0.664
不良債権比率	0.625	-0.895	-0.743	0.883	-0.870	-0.755
営業経費	0.197	0.132	-0.035	-0.497	0.459	0.699

注：相関係数の絶対値が0.8以上のものを網掛け

国内経済の総合的な指標となる GDP との相関をみると、他の外部指標と異なった傾向となっている。相関が見られたのは「業務粗利益」(0.803)、「貸倒引当金」(0.821)、「債権償却特別勘定」(0.879) となっている。

長期金利とコールレートに関しては、同じ金利を表わす「資金運用利回り」や「資金調達原価」との間に強い相関が見られるが、これは、銀行が企業へ融資する際の金利を決める目安として長期金利を利用しているため、当然の結果といえる。他の指標では、「経常収益」や「資金運用収益」などの収益と長期金利の間に正の相関が見られる。また、これらの収益との相関よりはやや弱いものの、「総資産」、「預金残高」の間にも正の相関が見られる。

次に、マネーサプライと財務指標との相関をみると、長期金利・コールレートと同様に「資金運用利回り」(-0.913)や「経常収益」(-0.963)、「資金運用収益」(-0.957)といった指標との相関が高いが、相関係数の符号はマイナスとなっており、マネーサプライが増加するとこれらの指標が減少するという結果となっている。同様に「総資産」(-0.895)や「貸出金残高」(-0.869)、「従業員数」(-0.974)や「店舗数」など銀行の規模を表わす指標との間にも強い負の相関関係が見られる。一方、正の相関関係がある指標としては「預証率」(0.893)、「総資金利鞘」(0.892)、「一般貸倒引当金」(0.866)、「債権償却特別勘定」(0.892)、「不良債権比率」(0.883)などがある。

市街地価格指数との相関関係を見ると、相関係数の絶対値が大きい指標は、マネーサプライとほぼ同様の結果となっている。しかし、相関係数の符号は全て逆となっている。

デフレーターとの相関関係をみると、「貸出金残高」(0.957)と「従業員数」(0.965)、「営業店舗数」との間で強い正の相関が見られ、「預証率」(-0.932)と「一般貸倒引当金」(-0.939)の間では強い負の相関が見られる。

②相関係数からの考察

以上から、外部環境と銀行の経営指標との間の相関関係として以下の特徴が挙げられる。

- ・ 長期金利とコールレートによって表わされる金利は、銀行の金利を表わす資金運用利回りや資金調達原価と強い相関がある。また、総資産や預金残高、経常収益、資金運用収益などとの相関も強い。
- ・ マネーサプライは総資産や貸出金残高、従業員数、店舗数など、銀行の規模を表わす指標や、資金運用利回りや経常収益、預証率、一般貸倒引当金、不良債権比率など多くの指標との間にも強い相関が見られる。
- ・ 指標の側から見ると、経常収益や資金運用収益、総資金利鞘など収益を表わす指標は、多くの外部環境を表わす指標との間に相関関係をもっている。
- ・ 定性的分析で取り上げた不良債権比率については、長期金利とマネーサプライ、地価との間に強い相関が見られた。

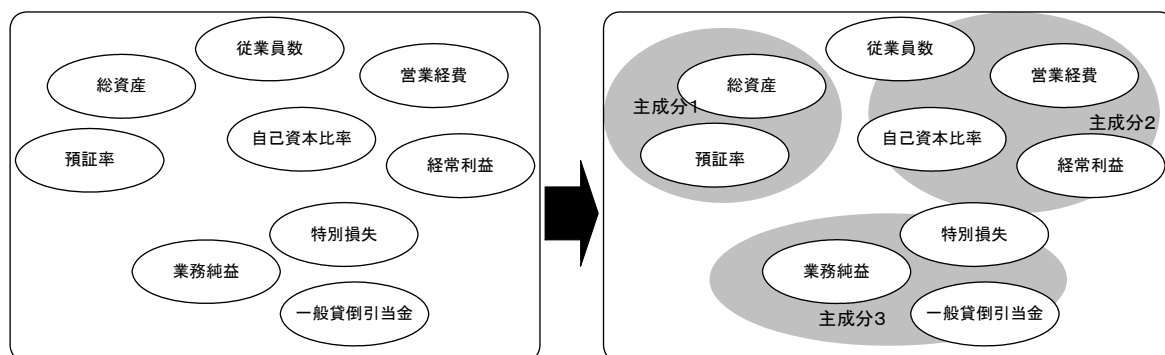
4.3.3 「健全な銀行と破綻した銀行の経営実績の違い」に関する分析

続いて、各銀行の経営実績についての分析を行なうために、金融機関の経営指標に関する主成分分析¹⁰を行った。原数値である銀行の複数の経営指標を使って主成分分析を行うことにより、各経営指標のエッセンスを凝縮した主成分が抽出され、銀行の経営を、よりシンプルにとらえることができる。

この分析によって明らかにすることは、以下の通りである。

- ・ **銀行の経営及び経営指標が、どのような要因に集約されるかを明らかにする。**
銀行の経営・パフォーマンスを表わす既存指標の数値を貸借対照表や損益計算書から収集し、それらを取りまとめた新たな指標（主成分）を作成する。新たな指標は、どのような特徴をもつ指標なのか判断し、名前を付ける。
これによって、銀行の経営スタイルといったものが捉えやすくなる。
- ・ **さらに、健全行と破綻行それぞれの主成分得点を比較し、破綻に関係の深い主成分を明らかにする。**
新たな指標が、個別行ではどのような値になるか算出し（主成分得点）、健全行と破綻行それぞれの傾向をみる。

図表 4-9 各種指標から主成分を抽出するイメージ



(1) 分析方法

①分析に用いた指標

主成分分析を行なうに当たり、対象とした銀行は以下の通りである。1991年から2004年までの間に破綻した銀行16行と破綻していない銀行（健全行）7行を対象とし、それぞれのテーマに該当する金融機関の財務指標と、経済指標を使用した。健全行に関しては平成3年度から平成15年度にわたって、破綻行に関しては破綻前5年間にわたる

¹⁰ 単位も桁数も違う複数の変数（経営指標）から、これらの情報を総合した新しい変数（主成分）を求める。各変数は単位や桁数も異なるため、単純に合計はできない。そこで、合計する前に各変数に適宜ウェイトを掛ける。主成分分析とは、数学的に最も適切なウェイトを求める作業である。

データを使用した。しかし、収集不可能であったデータも存在し、欠損値があるレコードに関しては使用しなかったため、実際に分析対象となったレコード数は71（健全行：24、破綻行：47）であった。

健全行	破綻行	
東京三菱銀行（平成5～7年度）	石川銀行（平成11、14年度）	足利銀行（平成14～16年度）
三井住友銀行（平成5～7年度）	新潟中央銀行（平成9～12年度）	北海道拓殖銀行（平成7～9年度）
静岡銀行（平成5～8年度）	中部銀行（平成12～14年度）	阪和銀行（平成6～8年度）
横浜銀行（平成5～7年度）	徳陽シティ銀行（平成7～9年度）	東京相和銀行（平成8～10年度）
群馬銀行（平成5～8年度）	国民銀行（平成8～9年度）	太平洋銀行（平成5～7年度）
常陽銀行（平成5～7年度）	幸福銀行（平成8～10年度）	兵庫銀行（平成5～6年度）
三和銀行（平成5～8年度）	なみはや銀行（平成9～11年度）	日本長期信用銀行（平成7～9年度）
	京都共栄銀行（平成6～9年度）	日本債券信用（平成8～10年度）

注）「健全行」は、「破綻行」とのより明確な対比を得るために、「ムーディーズ」による主要銀行の預金格付けにおいて、90年代に安定して上位に位置していた銀行を取り上げている

②データ

主成分分析の分析対象とした経営指標は以下の通りである。財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）に記載されている指標を使用している。分析に際し、平均が0、分散が1となるように各指標の標準化を行なった。

規模	・総資産 ・預貸率	・預金残高 ・預証率	・貸出金残高 ・従業員数	・有価証券残高
収益性	・経常利益 ・特別損失 ・資金運用収益 ・役務取引等費用 ・業務粗利益 ・資金調達原価	・経常収益 ・税引前当期純利益 ・資金調達費用 ・その他業務収支 ・業務純益 ・破綻先債権額	・経常費用 ・当期純利益 ・役務取引等収支 ・その他業務収益 ・総資金利鞘 ・貸倒引当金	・特別利益 ・資金運用収支 ・役務取引等収益 ・その他業務費用 ・資金運用利回り ・一般貸倒引当金
健全性	・不良債権額	・不良債権比率	・引当率	・自己資本比率
効率性	・営業経費			

出所：全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』、各銀行ディスクロージャー誌

（2）分析結果

①得られた主成分とその解釈

主成分の選択には、固有値、寄与率、累積寄与率を使用する。固有値とは、求めた主成分の合成変動を表わすもので、何個分の変量を主成分として要約しているかを示したものである。通常は1以上の成分を解析対象にする（「1以上」というのは少なくとも濃縮された情報であるという観点）。寄与率とは、ある特定の固有値がもつデータ変動

が、全てのデータ変動の中で、どのくらいの割合で説明できるかを示す指標である。一般的に累積寄与率によって採用すべき主成分を判断するが、おおむね累積寄与率 70%を超えたところで採用・不採用を判断でき、これが元データの全体を集約しているといえる。今回の分析の場合、固有値では 7 つの主成分が抽出されたが、第三主成分までで累積寄与率が 72.3%となっており、これら 3 つの主成分を解析対象とすることが妥当と考えられる。

次に、抽出された主成分と、分析の材料となった各指標との相関を調べ、その主成分がどのような特徴をもっているのかを見極め、その特徴を端的に表現する名前を付けていく。この作業においては、各主成分の特徴を際立たせるために主成分間での特徴比較も行ったうえで、名前をつけることとする¹¹。

第一主成分（固有値 18.80）は、正の相関で「総資産」や「貸出金残高」、「経常収益」、「有価証券残高」が大きくなっている。「総資産」や「預金残高」、「貸出金残高」、「従業員数」など、銀行の規模を表わす指標との相関が強く、また、「資金運用収益」、「役員取引等収支」など銀行の運用力・営業力を表わす指標との相関も強いことから、第一主成分は、ストックとしての資産から収益、経費に至るまで幅広く、銀行の「規模に裏付けされた収益力」を表わす指標として捉えることができる。

第二主成分（固有値 4.33）は、正の相関で「税引前当期純利益」、「当期純利益」、「経常利益」、「自己資本比率」などが大きく、負の相関では「不良債権比率」が大きくなっている。「不良債権比率」との間で強い負の関係があることから、不良債権（の可能性をばらむ）への貸出を避け、経常利益を上げるという、「貸出業務の健全性」を示す指標として捉えることができる。

一方、第三主成分（固有値 2.91）は、正の相関で「税引前当期純利益」、「当期純利益」といった指標が比較的大きく、負の相関で「預証率」、「資金調達原価」、「資金運用利回り」が大きくなっている。有価証券投資の失敗によって破綻した金融機関の傾向として「預証率」が高いことや「高利回りの商品に投資している」ことが挙げられるが、第三主成分の成分行列を見ると、「預証率」、「資金運用利回り」において強い負の相関が見られることから、「有価証券投資業務の健全性」を示す指標として捉えることができる。

¹¹ 主成分の名称は、成分行列の結果を、本調査の目的である「金融機関の破綻分析」を念頭に置きながら解釈したものであり、あくまで本調査の中で作成・命名したものであることに留意する必要がある。

図表 4-10 成分行列

	成分						
	第一主成分	第二主成分	第三主成分	第四主成分	第五主成分	第六主成分	第七主成分
総資産	0.991	-0.013	0.060	0.045	0.010	-0.040	-0.005
預金残高	0.951	0.014	0.181	0.158	-0.115	-0.002	-0.018
貸出金残高	0.988	-0.017	0.032	0.080	0.014	-0.042	-0.008
有価証券残高	0.982	-0.007	-0.064	-0.092	0.014	-0.067	0.019
預貸率	-0.195	-0.410	0.344	0.242	0.548	-0.001	0.346
預証率	0.269	0.340	-0.655	-0.365	-0.161	0.192	0.080
従業員数	0.951	0.054	0.172	0.112	-0.149	0.050	0.014
経常利益	0.206	0.749	0.284	-0.257	0.298	-0.066	0.135
経常収益	0.986	-0.014	-0.016	-0.021	0.062	-0.104	-0.004
経常費用	0.980	-0.091	-0.045	0.005	0.033	-0.099	-0.018
特別利益	0.164	-0.144	-0.157	0.194	0.190	0.709	-0.387
特別損失	0.391	0.126	0.098	0.588	0.370	0.138	-0.181
税引前当期純利益	0.193	0.790	0.425	-0.208	0.243	0.101	0.051
当期純利益	0.053	0.760	0.420	-0.259	0.309	0.080	0.068
資金運用収支	0.413	0.213	0.397	0.075	-0.111	0.392	0.270
資金運用収益	0.950	0.071	0.133	0.006	0.032	0.036	0.081
資金調達費用	0.978	0.011	0.023	-0.015	0.073	-0.094	0.001
役務取引等収支	0.951	-0.033	0.152	0.097	-0.142	0.032	-0.012
役務取引等収益	0.964	-0.024	0.177	0.086	-0.108	0.008	-0.002
役務取引等費用	0.955	-0.015	0.209	0.099	-0.089	-0.040	-0.022
その他業務収支	0.859	-0.101	-0.113	-0.121	0.082	-0.268	-0.113
その他業務収益	0.849	-0.101	-0.237	-0.272	0.152	-0.205	-0.028
その他業務費用	0.740	-0.037	-0.247	-0.340	0.181	-0.216	0.049
業務粗利益	0.883	0.006	0.200	0.209	-0.149	0.028	-0.010
業務純益	0.966	0.045	0.029	-0.016	0.080	-0.056	-0.062
総資金利鞘	-0.388	-0.223	0.453	-0.118	0.123	-0.246	-0.374
資金運用利回り	-0.042	0.426	-0.572	0.472	0.332	-0.200	-0.001
資金調達原価	0.011	0.451	-0.597	0.452	0.354	-0.160	0.106
破綻先債権額	0.721	-0.193	-0.226	-0.242	0.218	0.293	0.115
貸倒引当金	0.565	-0.394	-0.341	-0.188	0.088	0.229	0.181
一般貸倒引当金	0.815	-0.368	-0.037	0.196	-0.211	-0.076	0.058
不良債権額	0.685	-0.374	-0.391	-0.224	0.275	0.193	0.001
不良債権比率	-0.282	-0.743	0.210	-0.177	0.356	0.065	0.227
引当率	-0.108	0.389	-0.209	0.221	-0.403	0.045	0.537
自己資本比率	0.331	0.743	-0.231	-0.163	-0.115	0.131	-0.327
営業経費	0.966	0.016	0.141	0.119	-0.115	0.023	0.007
固有値	18.796	4.329	2.908	1.832	1.675	1.273	1.083
寄与率(%)	52.2	12.0	8.1	5.1	4.7	3.5	3.0
累積寄与率(%)	52.2	64.2	72.3	77.4	82.1	85.6	88.6

②主成分得点からの健全行と破綻行の考察

主成分分析によって抽出された3つの主成分を使用し、分析対象とした個別の銀行データの主成分得点を計算し、健全行と破綻行の間に得点による違いが見られるのか、分析を行った。

分析対象とした3つの主成分、「規模に裏付けされた収益力」、「貸出業務の健全性」、「有価証券投資業務の健全性」について、健全行と破綻行の主成分得点の平均値を比較すると、結果は図表4-11の通りとなり、健全行では全てプラスに、破綻行では全てマイナスの値となっている。特に「規模に裏付けされた収益力」については差が顕著であり、健全行平均が0.78であるのに対し、破綻行平均は-0.4となっている。「貸出業務の健全性」についても、健全行平均が0.54、破綻行平均が-0.28となっている。「有価証券投資業務の健全性」については、符号では健全行がプラス、破綻行がマイナスとなっているが、両者の差は小さく、中央値をみると、健全行の中央値はマイナス、破綻行の中央値はプラスとなっている。

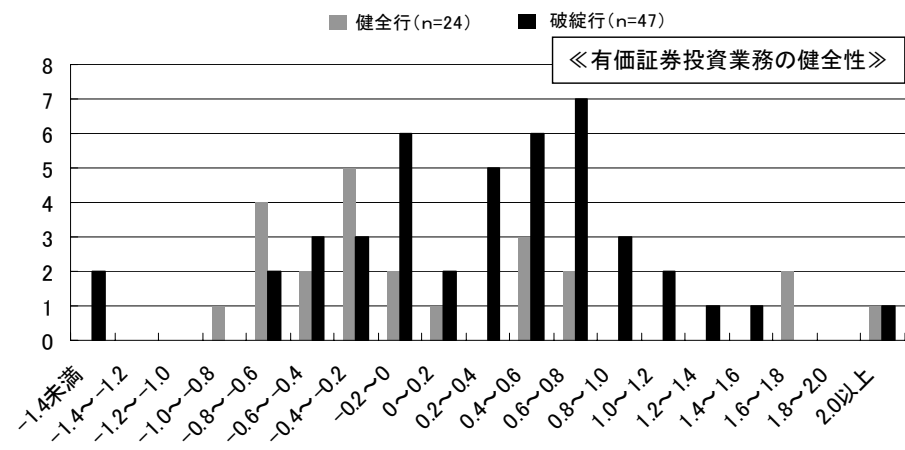
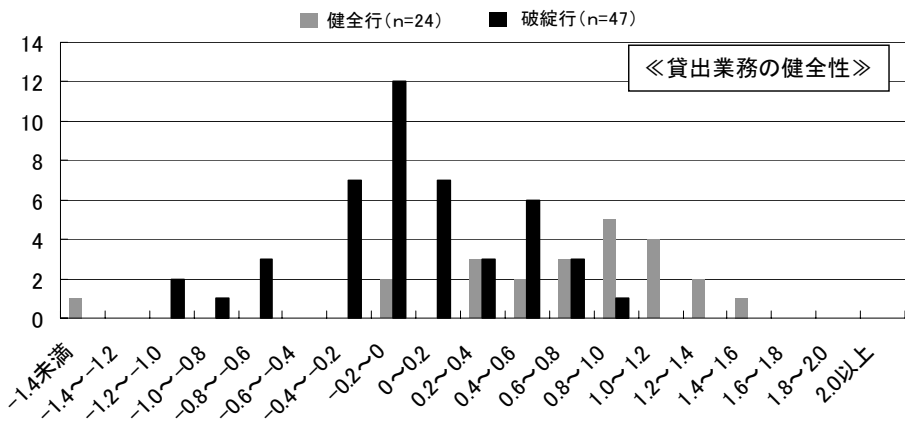
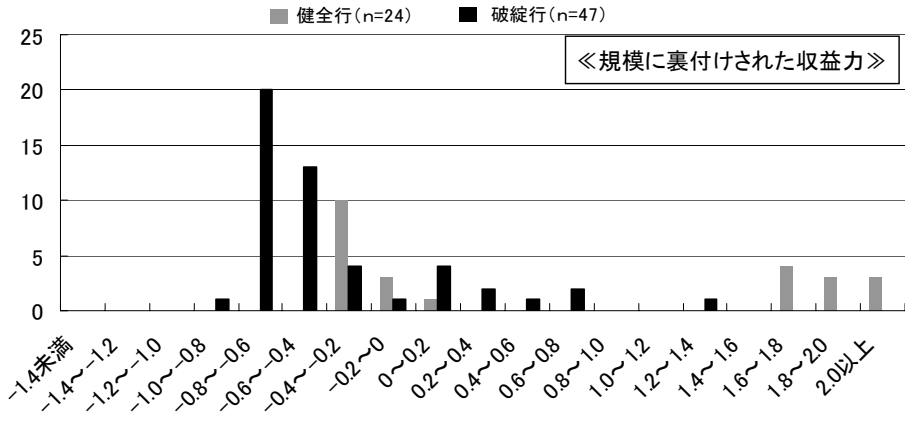
主成分ごとに、健全行と破綻行の度数分布をみると、データ数の違いがあるものの、分布に違いが出ている。「規模に裏付けされた収益力」に関する成分では、破綻行は-0.8から-0.4の階級に集中しており、健全行は-0.4付近と1.8付近に2つの山が見られる。「貸出業務の健全性」に関する成分では、健全行は0.8から1.2の間に多く集中している。「有価証券投資業務の健全性」に関する成分では、他の2つの成分とは逆に、健全行よりも破綻行において比較的高い階級に分布のピークが位置している。

図表 4-11 健全行と破綻行の主成分得点の比較（平均値）

		「規模に裏付けされた収益力」 (第一主成分)	「貸出業務の健全性」 (第二主成分)	「有価証券投資業務の健全性」 (第三主成分)
健全行 (n=24)	平均	0.784	0.540	0.006
	中央値	-0.046	0.790	-0.248
	分散	1.599	0.622	0.830
破綻行 (n=47)	平均	-0.400	-0.276	-0.003
	中央値	-0.576	-0.065	0.210
	分散	0.199	0.947	1.065

注) 主成分得点の比較は、分析対象とした個別の銀行のデータにおいて、各主成分の具体的な数値を計算した結果を述べたものであり、「破綻行の平均よりも健全行の平均の方が大きい」などのように、一つの主成分について個別データから傾向を読み取ることはできるが、「第二主成分の健全行の平均よりも第一主成分の健全行の平均の方が大きい」といったような、主成分間で数値の大きさを比較することは意味を持たない。

図表 4-12 健全行・破綻行別主成分得点による分布



以上より、主成分分析の結果として以下のことが明らかとなった。

- ・ 破綻行と健全行の財務指標等各種指標の主成分分析を行うことにより、銀行の経営実績は「規模に裏付けされた収益力」、「貸出業務の健全性」、「有価証券投資業務の健全性」の3つに集約することができた。
- ・ 「規模に裏付けされた収益力」、「貸出業務の健全性」、「有価証券投資業務の健全性」のうち、「規模に裏付けされた収益力」と「貸出業務の健全性」は、破綻行の主成分得点が低く、健全行の主成分得点は高い、という傾向がみられた。「有価証券投資業務の健全性」については、健全行と破綻行の間で主成分得点の分布に明らかな違いは見られなかった。

4.3.4 「銀行の経営実績の違いと破綻との関係」に関する分析

4.3.3 で行った主成分分析によって得られた銀行の経営実績指標である「規模に裏付けされた収益力」、「貸出業務の健全性」、「有価証券投資業務の健全性」が具体的に破綻とどのような関係にあるかをロジットモデル¹²により分析した。

この分析によって明らかにすることは、以下の通りである。

- ・ 前述の主成分分析によって抽出された主成分（新たな指標）を使って破綻行と健全行を分類するモデルを作成することにより、モデルの中で影響力の強い（「B: 回帰係数」の絶対値が大きい）変数、つまり破綻に強く影響する主成分（＝経営実績）が明らかとなる。

これまでの分析によって抽出された主成分が、破綻との関係を説明する上でどれほどの正確性をもつのかを、分析に使用した個別データを使って具体的にモデルを計算し、判別の結果を確認した。

図表 4-13 ロジットモデルのモデル式

$$\log \frac{p(x)}{1-p(x)} = b_0 + b_1 \cdot x_1 + b_2 \cdot x_2 + b_3 \cdot x_3$$

- $p(x)$: 銀行が破綻する確率
 b_0 : 定数
 b_1 : 「規模に裏付けされた収益性」の回帰係数
 x_1 : 「規模に裏付けされた収益性」の主成分得点
 b_2 : 「貸出業務の健全性」の回帰係数
 x_2 : 「貸出業務の健全性」の主成分得点
 b_3 : 「有価証券投資業務の健全性」の回帰係数
 x_3 : 「有価証券投資業務の健全性」の主成分得点

図表 4-14 ロジットモデルによる分析のイメージ

	健全／破綻	「規模に裏付けされた収益性」	「貸出業務の健全性」	「有価証券投資業務の健全性」	ロジットモデルによる判別	整合
A銀行(1996年)	健全	0.2	1.1	-0.1	健全	○
A銀行(1997年)	破綻	-0.4	0.1	-0.1	破綻	○
B銀行(1994年)	健全	0.5	0.6	-0.2	健全	○
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

¹² 従属変数が二値を取る場合（質的変数）には、正規分布とならないため、回帰分析を行うことができず、ロジスティック回帰分析が使用されることが多い。ロジスティック回帰分析では、独立変数は、名義変数でも連続値でも良い。結果と他の独立変数に影響を与える交絡因子が分析の際に調整される。疫学調査のほか、ガンリスク要因の大きさの評価など判別問題や発生確率の予測問題に適用される。

(1) 分析方法

従属変数を破綻のダミー変数（「健全行（現時点まで）：0」、「破綻行：1」）、独立変数として「規模に裏付けされた収益力」、「貸出業務の健全性」、「有価証券投資業務の健全性」の3つを用いたロジットモデルを推定した。

(2) 分析結果

分析によって作成されたモデルでは、有意確率が第一主成分（「規模に裏付けされた収益力」）、第二主成分（「貸出業務の健全性」）、第三主成分（「有価証券投資業務の健全性」）ともに5%水準で統計的に有意であった。それぞれの回帰係数¹³（下表中『B』：モデルの中でどれほどの影響力があるかを見ることができる。絶対値が大きいほど、その変数の増減の影響が大きくなる）は、「規模に裏付けされた収益力」は - 10.912 となり、絶対値は最も大きく、次いで「貸出業務の健全性」は - 6.985、「有価証券投資業務の健全性」は - 4.514 であった。

回帰式全体の被説明変数に対する説明力を示す自由度修正済み決定係数（R²）は、0.879 となっており、充分高いといえる。

図表 4-15 破綻にいたる要因に関するロジスティック回帰分析の結果（n=71）

$$\log \frac{p(x)}{1-p(x)} = 0.046 - 10.912 \cdot x_1 - 6.985 \cdot x_2 - 4.514 \cdot x_3$$

	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp (B)
「規模に裏付けされた収益性」	-10.912	3.237	11.364	1	0.0007	0.000
「貸出業務の健全性」	-6.985	1.944	12.917	1	0.0003	0.001
「有価証券投資業務の健全性」	-4.514	1.604	7.915	1	0.0049	0.011
定数	0.046	0.822	0.003	1	0.9557	1.047

自由度修正済み決定係数(R2乗)
0.879

(※Nagelkerke R² 乗を使用)

¹³ 回帰係数を比較することにより、変数の増減がモデルの結果にどれだけ影響を与えるかを把握することができる。例えば、本分析結果の場合、「有価証券投資業務の健全性」が1単位増えた場合、モデル結果には「- 4.514」の減少となって影響を及ぼすが、「規模に裏付けされた収益力」が1単位増えた場合、モデル結果には「- 10.912」もの減少となって影響し、「有価証券投資業務の健全性」よりも「規模に裏付けされた収益力」の方が、モデル結果への影響が大きいことがわかる。

また、モデルの結果がどれだけ正確に説明できたかを測定するために、個別行のデータから主成分得点を計算し、本モデルに代入し、結果の検証を行った。その結果は図表4-16の通りとなり、モデルの試算結果と、実際の結果（健全と破綻の別）が一致したのは67件（健全：22件、破綻：45件）、一致しなかったのが4件（健全：2件、破綻：2件）であった。どれほど一致したかを表わす適合率は、94.4%と非常に高くなった。

図表 4-16 ロジットモデルの検証結果 (n=71)

		ロジットモデルによる 予測結果	
		健全	破綻
実際の 結果	健全	22	2
	破綻	2	45

このロジスティック回帰分析の結果のまとめとして、次のことが明らかとなった。

- ・ ロジスティック回帰分析により、「銀行が破綻する」または「破綻しない」ということを、「規模に裏付けされた収益力」、「貸出業務の健全性」、「有価証券投資業務の健全性」の3つの経営実績により表わすことができた。
- ・ 銀行の破綻に最も強く影響するのは各銀行の有する「規模に裏付けされた収益力」であり、次いで「貸出業務の健全性」、「有価証券投資業務の健全性」の順であった。

4.4 金融機関の破綻メカニズムの整理

これまで見た金融機関の破綻のメカニズムについて、整理を行う。

金融機関の破綻に関しては、これまで見たように内部環境と外部環境が密接に関係する。

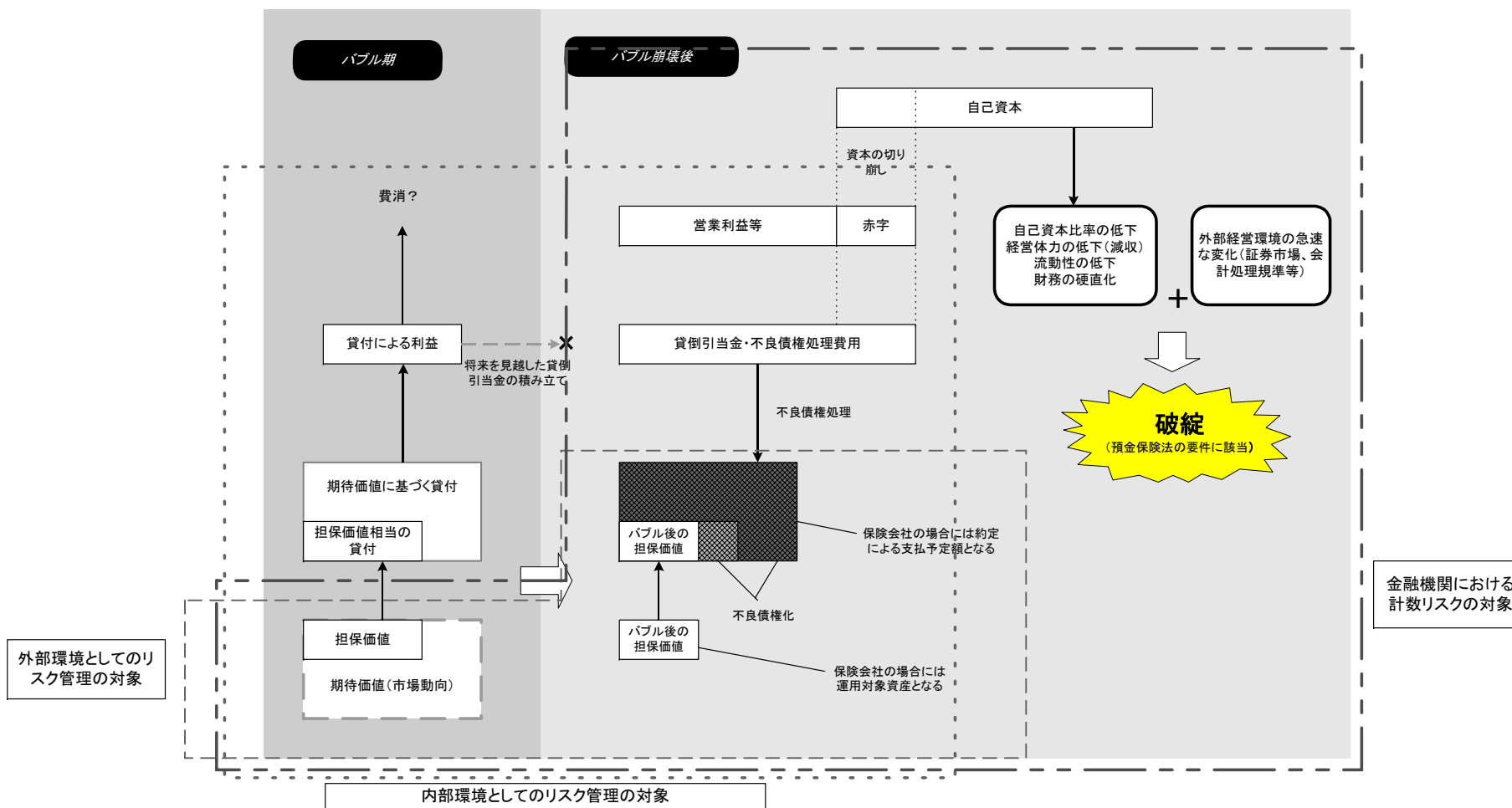
外部環境については、金融機関を取り巻くマクロ的な状況（マクロ経済環境及び制度環境）のほか、金融機関の業態・性格に応じた環境（業態ごとの制度環境、業態に馴染みやすい制度環境（例えば不動産流通政策等）、地域経済環境等）などが挙げられる。こうした外部環境に対して、各企業の特性として内部環境が適応し、いわば内部環境と外部環境が縦糸と横糸の関係で関連づけられる。またこうした環境の下で、金融機関としての行うべきリスクマネジメント（計数に対するマネジメント）をどのように取り扱うのか、扱えたのか、結果として破綻金融機関と健全金融機関に分けられていく。

本調査で見たように、破綻金融機関の多くはバブル期の貸付や投資を端緒として、破綻に至るケースが多い。そこでこのメカニズムを模式的に見たものが図表 4-17 である。この中で、特に内部環境と外部環境及び計数上管理におけるリスクマネジメントの対象についてみると、内部環境は破綻における最初の端緒に対する行動及びその後の対応（企業行動）が対象となっており、内部環境に対するリスクコントロールは、破綻要因の発生とその拡大に大きく寄与している。またこれらの背景としては、企業側の経営風土などコンプライアンスにより、その後の対応が変わっていることから、内部環境のリスクコントロールという観点から見ると、コンプライアンスの運用（整備だけでは形骸化されることも多いため）の可視化が重要であると言える。

外部環境については、破綻要因から見ると、破綻要因の端緒（動機付け）と促進要因と位置づけられるケースが多い。外部環境については、発生自体に対するコントロールは一般的に困難であり、むしろ発生に対してどのように対応するかが重要なファクターである。例えばバブル後の低金利政策という事象に対して、ビジネスモデルを低金利政策下で最も利潤を上げつつ、不良債権への対応をはかることが外部環境によるリスクへの対応であるといえる。そしてこのような外部環境への対応を具現化するためのファクターとして重要なのが、計数に対するリスクマネジメントであるといえる。逆に言えば計数に対するリスクマネジメントができないままに、外部環境への対応をとることは困難であり、破綻につながるケースが多い。例えばバブル期に金融機関が余剰資金運用をおこない、失敗して破綻に至るケースなどが代表的になものといえる。

さらにこうした外部環境と計数マネジメントに対するコントロールの状況をモニタリングする、4.3.3 でみたような各種指標との統計的な分析が有用なものであると考えられる。

図表 4-17 バブル期の貸付等と破綻の関係



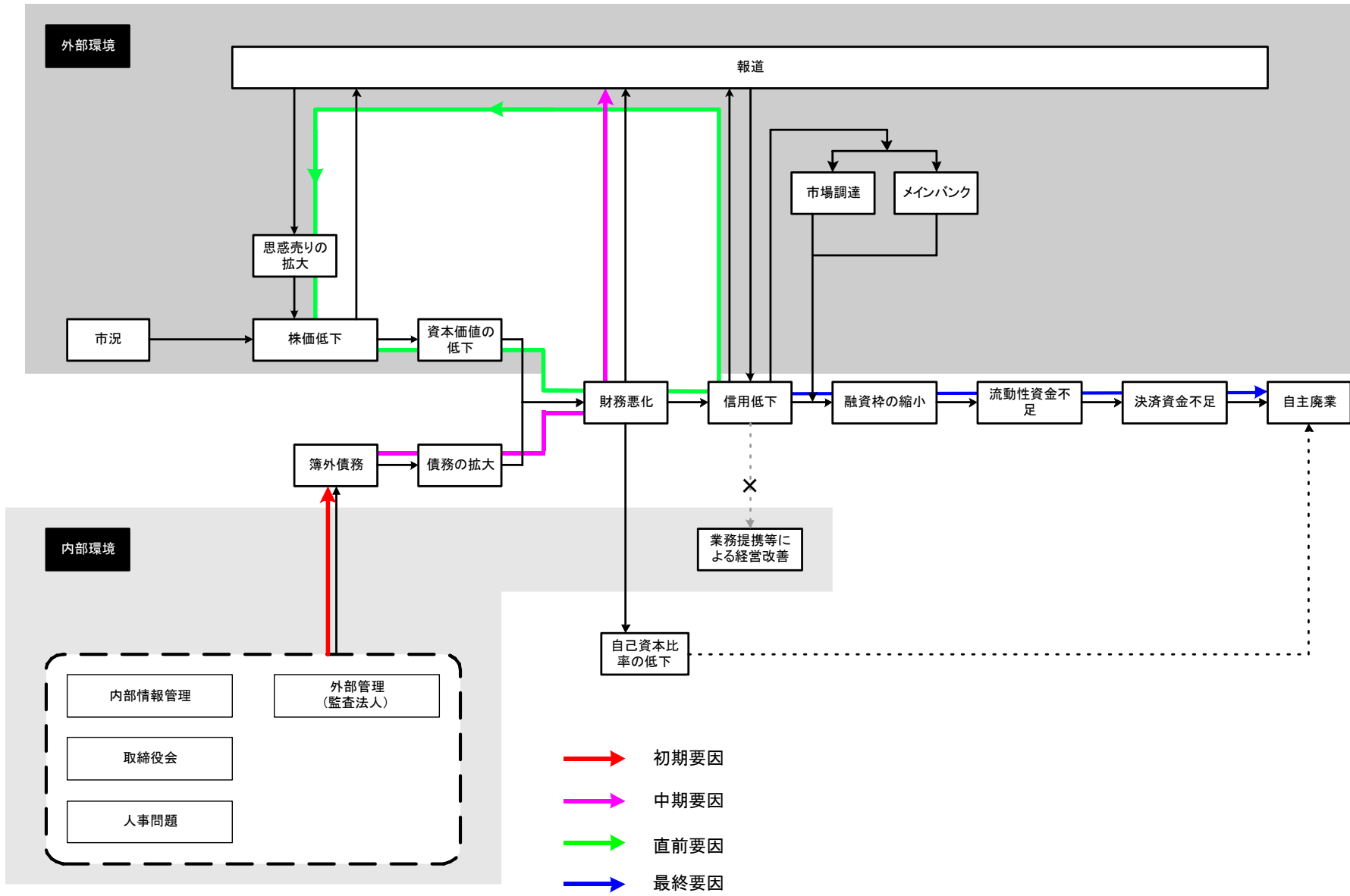
次に破綻した金融機関におけるファクターの連鎖を要因の発生したタイミングごとに見るために、山一証券の事例をみたものが図表 4-18 である。山一証券の場合には、上述のように、初期の経営判断として、損失補填問題から生じた社内の不良債務を簿外債務として取り扱ったものである。この簿外債務の発生を初期要因として捉えた場合に、こうした簿外債務のハンドリング（これに対する処理を進めないままにした結果としての財務の悪化）は中期的な要因として重要なファクターとして位置づけられる。このような中期的なファクターが、数年間、雑誌等の記事などの風評等を通じて市場の評価を落とすことにつながり、破綻という結果から見るとボディブロー的な効果があったものと考えられる。またこれらは基本的には内部環境問題であり、金融機関側で対応を決定できるファクターであるとも言える。

これに対して破綻の直前においては、外部環境要因が中心となってくる。すなわち市場の評価（株価評価や資金調達市場での評価）は、一定のタイミング（例えば経営不安の噂やおそれ）などを期に、急速に動きを示している。このような外部環境要因の急速な変化に対しては、金融機関側でコントロールすることは困難であり、結果としてこのことが山一証券の破綻に直結することとなる。

図表 4-18 の簿外債務を融資先の不良債権としてみた場合には、銀行や信金、信組でもほぼ同様のメカニズムが発生していると言える。

このように破綻要因の発生時期という点で見ると、経営不安の噂などが表面化する以前までが、金融機関側でコントロールできる要素であり、これ以降、金融機関側（行政機関であつてすら）コントロールできない危険性が高くなっている。

図表 4-18 山一証券における破綻に至るファクター



5. 金融機関における破綻リスク低減のあり方

前章までの調査結果に基づき、金融機関における破綻リスク低減のあり方について、以下の通り取りまとめる。

5.1 外部環境に関するリスクマネジメント

平成18年3月9日、日本銀行は量的金融緩和政策の解除を決定した。これにより、我が国の金融政策は、平成13年3月以来5年ぶりに正常化に向けた一歩を踏み出したといえる。近い将来にはゼロ金利政策の解除も予想されることから、長らく続いた低金利状態が終わり、今後は金利機能が復活することが想定される。こうした金利機能の復活に伴い、市場リスク管理の重要性が再び増すと同時に、国内景気の本格的な回復に伴い、企業の資金借入に対する需要が高まり、信用リスク管理の重要性もより一層高まるものと予想される。

今後、金融機関同士の競争がより一層激化すると考えられる中で、各金融機関においては、様々な外部環境の変化に対して自社が直面するリスクファクターを洗い出して、それに応じた適切なリスクマネジメントを確立する必要がある。

特に、今後各金融機関は、自身の顧客のニーズを反映して提供すべき金融サービスを選択する必要がある。それは必ずしも各業態の本来業務に留まらず、他業態の商品・サービスをも積極的に取り込む必要が生じる可能性も想定される。各金融機関は、適切な収益性とリスクとを勘案してサービス水準を決定すると同時に、そのサービス提供に見合ったリスク管理体制を構築してゆく必要がある。

5.2 内部環境に関するリスクマネジメント

金融機関の経営においては、市場からの信頼を勝ち得ることが、最も重要な経営課題のひとつとして挙げられる。過去の事例からも、コーポレートガバナンスの欠如から破綻への道筋を歩んだケースが多数見られることから、経営管理を一層充実させることが、今後非常に重要といえる。

現在、企業の会計不祥事やコンプライアンス欠如などの防止を目的とした、金融商品取引法（いわゆる「日本版SOX法」）が導入される見通しである。企業活動における内部統制の重要度は一層増しており、こうした動きは金融機関経営においても例外ではない。内部統制の具体的手法としては、業務フローの可視化が中心となるが、今後こうした手法を積極的に採用して、内部統制を強化してゆく必要がある。

また、過去の破綻事例においては、市場評価に対する憶測が必要以上の信用不安を発生させるケースが見られる。こうした事態を避けるためには、ディスクロージャーを充実させ、市場に対して経営情報の公開を積極的に行うことで、経営の透明性を高めてゆく必要がある。

6. 参考文献

- 財部誠一他（1998）『最新データ 危ない銀行・証券・生保』日本実業出版社
- 草野厚（1998）『山一証券破綻と危機管理 1965年と1997年』朝日新聞社
- 三井情報開発（株）総合研究所（1998）『実務入門よくわかる金融のしくみ』日本能率協会
マネジメントセンター
- 佐々木信二（1998）『山一証券 突然死の真相』出窓社
- 佐藤章（1998）『ドキュメント金融破綻』岩波書店
- 西尾邦男（1999）『銀行はこうして潰れた!!』株式会社鹿砦社
- 高橋彰（1999）『倒産しない経営 三洋証券破綻に学ぶ危機管理』太陽企画出版
- 竹内正敏（1999）『実録 長銀・部店長会議』オーエス出版社
- 共同通信社社会部（1999）『崩壊連鎖—長銀・日債銀粉飾決算事件—』共同通信社
- 佐藤隆文（2000）「わが国における金融破綻処理制度の変遷」IFMP Discussion Paper Series
- 深尾光洋・日本経済研究センター（2000）『検証 生保危機』日本経済新聞社
- 竹内宏（2001）『長銀はなぜ敗れたか』PHP 研究所
- 小野覚（2002）『金融リスクマネジメント』東洋経済新報社
- 深尾光洋（2003）『検証 銀行危機』日本経済新聞社
- 読売新聞金沢支局石川銀行問題取材班（2003）『石川銀行 破綻の航跡』梧桐書院
- 西村吉正（2003）『日本の金融制度改革』東洋経済新報社
- 飛田紀男（2004）「終戦直後の金融・銀行」豊橋創造大学紀要第8号
- 平成金融危機への対応研究会（2005）「平成金融危機への対応」預金保険研究第4号
- 吉藤茂（2005）『図説 金融工学とリスクマネジメント』金融財政事情研究会

参考資料 1 破綻金融機関個票

(1) 銀行 (15 行)

金融機関名	兵庫銀行	
破綻プロフィール	破綻年月日	平成7年8月30日
	破綻処理方法	営業譲渡

破綻に至る経緯

バブル経済期において本体及び関連ノンバンクを通じて積極的な不動産関連融資を行ってきたことから、バブル経済の崩壊に伴い資産内容が急激に悪化。H7.8の経営体制刷新以降、経営再建に向けて自助努力を重ねたが、不動産価格の持続的な下落、阪神・淡路大震災の影響等により資産内容が更に悪化し、H7.08に行われた大蔵省検査では実質債務超過状態が判明。自主再建を断念。H8.01救済金融機関として新設されたみどり銀行に不良債権を含む全ての資産・負債を継承(みどり銀行はH10.5に破綻)

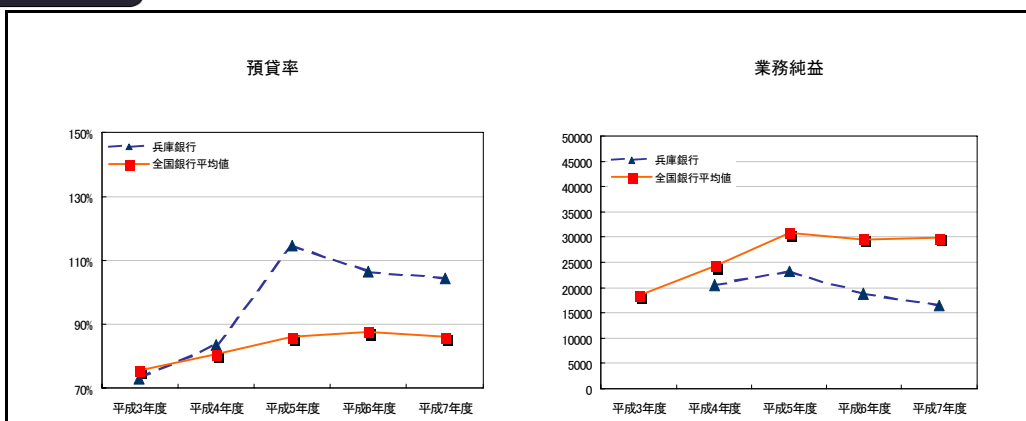
外部環境

・地価下落による不良債権額の増加

内部環境

【経営戦略】
 ・不動産融資偏重の経営
 【経営管理】
 ・取締役らによる放漫経営(特定企業へのずさんな融資により民事責任を追及された)

定量データ



金融機関名	太平洋銀行
--------------	--------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成8年3月29日
	破綻処理方法	営業譲渡

破綻に至る経緯

S63までの旧経営陣の下で量的拡大を狙った不動産融資偏重の経営を実施した結果、S63の大蔵省検査で大口融資規制抵触を指摘（最上恒産事件）。この解消のため、さくら、富士、東海、三和による4行支援が行われたが、バブル崩壊の影響でこれらの過剰融資の多くが不良債権化。H4.6に経営効率化計画の策定実施とともに、4行による第2次支援が行われたが、資産内容の悪化が一段と進み、実質債務超過状態に陥り再建を断念。H8.9救済金融機関として新設されたわかしお銀行に不良債権を含む全ての資産・負債を承継。

外部環境

- ・地価下落による不良債権額の増加

内部環境

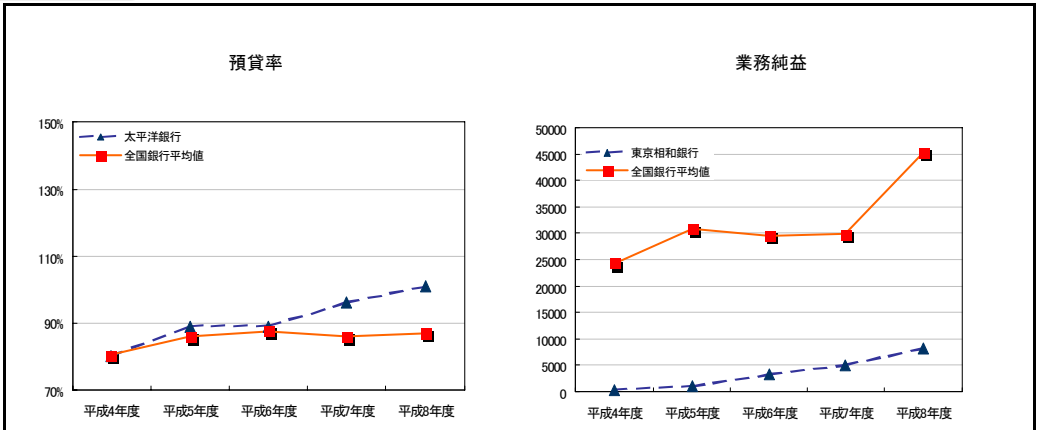
【経営戦略】

- ・不動産融資偏重の経営

【経営管理】

- ・第一相銀時代の経営陣による不動産会社への過剰融資
- ・都銀4行による再建の行き詰まり

定量データ



金融機関名	阪和銀行
--------------	-------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成8年11月21日
	破綻処理方法	新金融安定化基金から100億円出資(紀伊預金管理銀行へ営業譲渡)

破綻に至る経緯

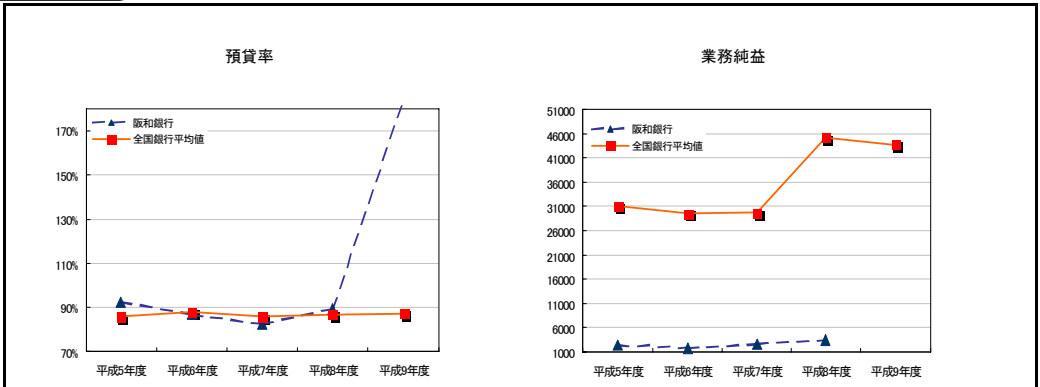
S50代後半から不動産関連向け融資を積極化させてきたが、バブル経済の崩壊とその後の不動産価格の低下等により資産内容の悪化が急速に進んだ。また、関連ノンバンク2社の不良債権問題に端を発した信用低下は、資金繰り悪化等、銀行経営に容易でない状況をもたらした。H7.3に関連ノンバンク2社に対する支援を打ち切り(H7.4特別清算申請)、H7.7には経営体制を一新し、合理化を進めるなど自主再建を目指したが、資産内容の改善は実現せず、H8の大蔵省検査を通じ、自主再建が困難な状況であることが判明した。

外部環境

- ・H5.8月に不良債権絡みとみられる副頭取射殺事件に巻き込まれたほか、大規模山林開発を巡る国土法違反事件で地元暴力団との癒着を取りざたされたり、住宅金融専門会社(住専)向けの巨額融資が問題化するなど難題が続出し、信用が低下した。
- ・阪和銀が地盤とする和歌山県は不況からの立ち直りが鈍く、地元金融機関の体力も落ちてきているうえ、都市銀行などの支援も期待できないため、解体以外の選択肢はなかった。

内部環境

定量データ



金融機関名	京都共栄銀行
--------------	---------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成9年10月14日
	破綻処理方法	営業譲渡

破綻に至る経緯

京都府は金融機関の競争が激しい地域であり、特に京都共栄銀行が本店を置く京都市は、都市銀行のほか強力な地方銀行や信用金庫などが本店を置く、いわゆる激戦区であった。そのためバブル期にはこうした中で業績を拡大するために、不動産業への貸付に傾斜し、これらが不良債権となった。この処理が進まないまま、不良債権は拡大し、H9.4の大蔵省検査では貸出金の分類率が41.7%に達し、実質的に大幅な債務超過となり、H9.9中間決算で多額の損失計上が免れない状況となり、幸福銀行に営業を譲渡するとともに、不良債権を整理回収機構が引き取った。

外部環境

不動産市況の悪化に伴う不良債権の増大。

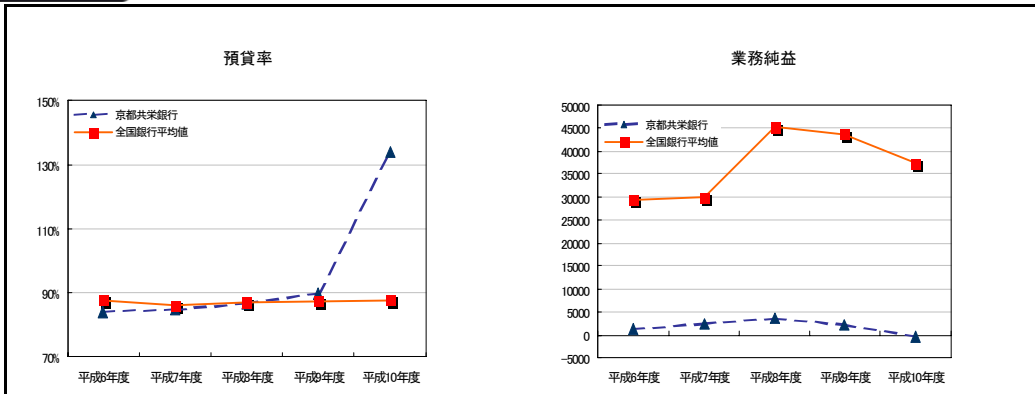
内部環境

【経営戦略】
 京都における金融機関間の競争が激しく、同行はニッチな市場を求めざるを得なかった。そこで当初は個人などを中心とする貸付によっていたが、バブル期には業績拡大のために不動産関連業種への偏重が進み、メーカへの融資が3%程度にしか過ぎないなどの偏りが見られた。

【リスク管理】
 不動産投資に対するリスクが存在したが、これに対する管理が十分でないままであった。また不動産投資以外の業種に貸付を行わないことに伴うビジネスリスクについても管理されていなかった。

【経営管理】
 経営体質としては、ワンマン経営型ではない。

定量データ



金融機関名	北海道拓殖銀行
--------------	----------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成9年11月17日
	破綻処理方法	営業譲渡

破綻に至る経緯

S60年代以降のいわゆるバブル期における業務運営の失敗とその後のバブル経済の崩壊、景気低迷もあり、結果として多額の不良債権を抱えることとなった。このため経営再建を図るべく、不良債権の整理・回収に注力するとともに、店舗の統廃合、所有不動産の売却、人員の大幅削減等、厳しいリストラに取り組んできたほか、H9.4に北海道銀行との合併準備に入ることで基本合意に至った。しかし、財務基盤をはじめとする経営の骨格について、北海道銀行との認識の差を解消できず、H9.9に合併期日を延期したことから、預金の減少、格付の低下、株価の下落という厳しい評価に直面し、金融市場からの資金調達に困難となり、資金繰りに重大な支障をきたす事態に陥った。すなわち、同行の株価は100円割れとなり、H9.10には格付け機関によって「投機的」水準へ格下げが行われ、H9.11.17に営業を行えば、資金が枯渇する恐れが生じたため、自主再建を断念することとなった。

外部環境

・「三洋証券の破綻で初めてコール市場で債務不履行が起こったことから短期市場での資金調達が急速に厳しくなった」との当時の河谷拓銀頭取の記者会見での説明であるように、資金繰りの悪化が直接的な原因といえる。

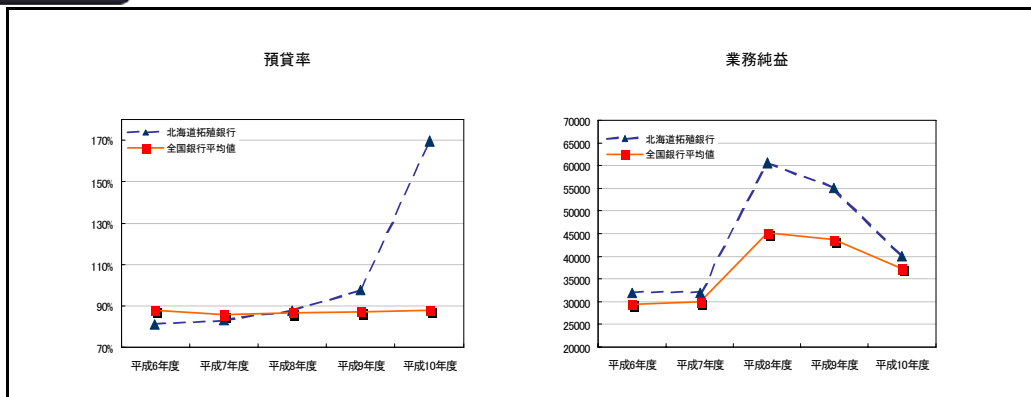
内部環境

【経営戦略】

【経営管理】

・不良債権処理を先送りしてきた点、経営陣の危機意識の欠如が原因。

定量データ



金融機関名	徳陽シティ銀行
--------------	----------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成9年11月26日
	破綻処理方法	営業譲渡

破綻に至る経緯

S54.9の簿外保証報道で明らかになった不良債権問題で低下していた顧客からの信頼の回復を図り、H2.8には普通銀行転換を果たしたが、H6.6には平成銀行構想の白紙撤回の過程で、不良債権額が大々的に報道されたことから信用不安が一気に高まり、業績は低迷を続けることになった。H8.3に経営改善計画を策定し、不良債権処理に道筋を付けるべくH8.3期に住専処理を含む145億円の貸出金償却を実施し、H9.3期も81億円の不良債権処理を行った結果2期連続赤字となった。リストラ策を推進してきたが、相次ぐ金融機関の破綻等の影響や、早期是正措置をいらんだ金融機関の再編・淘汰の憶測もあって、個人預金を中心に預金流出は大きく、特にH9.11は大手金融機関の経営破綻が続いたことから、株価が額面割れし、預金等の流出も著しく、資金繰りが行き詰まるに至った。

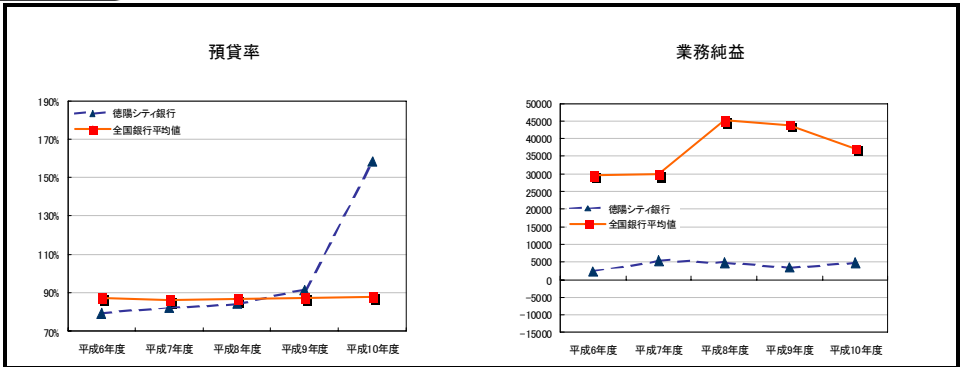
外部環境

・かねてから経営不安が取りざたされる中、平成9年11月の金融機関の経営破綻から株価が額面割れし、預金流出が加速

内部環境

【経営戦略】
 ・北日本銀行および殖産銀行と合併し『平成銀行』とする構想が、徳陽シティ銀行の財務内容から実現せず
 ・資金調達をコールローンなどの市場性資金に過度に依存しており、資金ポジションが構造的に脆弱

定量データ



金融機関名	日本長期信用銀行
--------------	-----------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成10年10月23日
	破綻処理方法	金融再生法に基づく特別公的管理開始決定 (ニュー・LTCB・パートナーズ社へ株式譲渡)

破綻に至る経緯

S50代後半に入り、金融の自由化が進んでいくと予想された中で、長期信用銀行法に守られてきた長信銀の業務は大きな曲がり角を迎えていた。バブル期には、貸出の量的拡大が容易な不動産関連融資に着目し、さらに国内案件のみならず海外不動産投資等にも拡大、その後の不動産市況悪化に伴って、不良債権増加の大きな原因となった。この動きや経営方針は、関連ノンバンク各社にも伝播していき、グループータルでの不良債権増加につながっていった。こうした不良債権に対して長銀では、H5年度から9年度までの5年間で関連会社への支援も含めて約2兆1千億円の不良債権処理を行った。これらの不良債権処理と株価の下落により自己資本ならびに保有株式の含み益は大きく減少せざるを得ず、財務面の脆弱さが表面化するに至った。H9以降、一部金融機関や大手証券の相次ぐ破綻により、市場では、次の対象を探る疑心暗鬼の状況が発生し、長銀の不良債権処理の遅れを指摘する声があった。H10.6、一部マスコミによる観測記事を契機として、長銀の風評が悪化。長銀株は売り圧力の標的となり、格付けも低下するという悪循環の事態に陥っていった。なお、H10.5には200円台であった長銀株価は、8月から9月にかけての金融再生関連法案の国会審議中には額面の50円を割り込み、さらに金融再生法案が参議院で可決されたH10.10.12には10円まで下落した。長銀は、今後、将来的に劇的な市場の信認改善は見込まれないと判断し、H10.10.23金融再生法の施行当日に、同法68条2項に基づき「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出を行い、同日、内閣総理大臣により、同法36条1項に基づき、特別公的管理の開始の決定が行われた。

外部環境

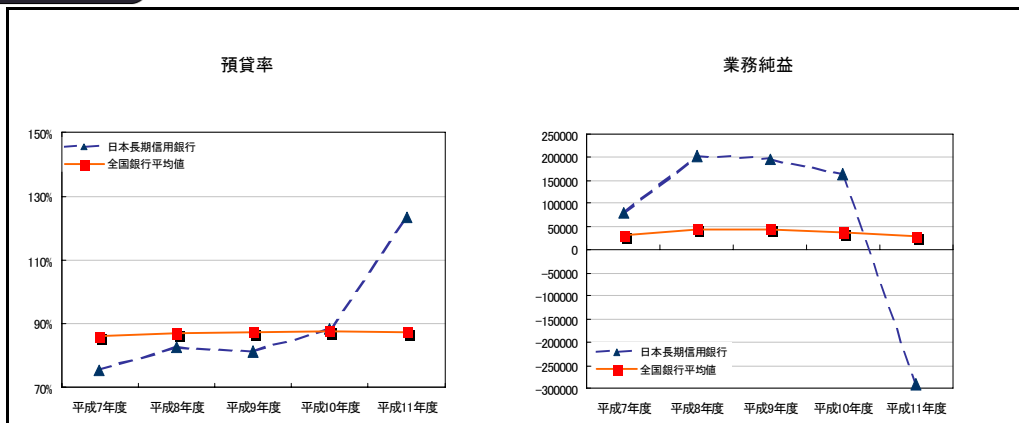
- ・金融自由化の流れを受けて、中小企業向けの融資開拓を目指したが、都市銀行との競争に苦戦を強いられた
- ・不良債権処理と株価の下落により自己資本ならびに保有株式の含み益が減少、財務面の脆弱さが表面化
- ・不良債権処理の遅れが報道される中、H9.11の金融機関の経営破綻から株価が急速に下落

内部環境

【経営戦略】

- ・バブル期に国内及び海外の不動産関連融資を拡大、その後の不動産市況悪化に伴って、不良債権が増加。関連ノンバンクでも同様の経営戦略であったため、グループ全体で不良債権が増加
- ・大企業を顧客の中心と据えていたスイス銀行(当時SBC)と、中小企業へのシフトを進める長銀との間で認識の相違が発生
- ・割引債の販売をはじめとする個人からの資金調達について、特にバブル以降「マーケットから条件次第でいくらでも調達できる」との認識が広まり、個人消化部門は整理の対象となり、人材が他部門に異動

定量データ



金融機関名	日本債券信用銀行
--------------	-----------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成10年12月13日
	破綻処理方法	金融再生法に基づく特別公的管理開始決定 (ソフトバンクグループへ株式譲渡)

破綻に至る経緯

金融自由化が進む中で、旧来型の長信銀業務だけでは収益性低下が進む恐れがあったことから、従来とは異なる融資先の開拓を進める必要があった。そこでバブル期には系列ノンバンクなどを活用しながら巨額の不動産融資を進めた。不良債権については積極的に償却を進めず、処理が進まないことからH8.11月頃より、経営不安説が流布されるようになった。H9年の金融危機の際には、日銀を含む大手金融機関から約2,900億円の第三者割当による増資を行ったものの、財務体質の大きな改善は見られず、金融監督庁がH10.10月に行った検査の結果、日債銀のH10.3月期時点の自己資本額は944億円の債務超過であること、さらに1,803億円の有価証券等の含み損を有していたことが示された。金融監督庁からは、日債銀に対し、銀行法24条に基づき、債務超過を解消するため採り得る資本充実策について逐次報告を求めたが、これに対する対応策が得られず、H10.12.13、内閣総理大臣により、金融再生法36条に基づき特別公的管理の開始の決定が行われるに至った。

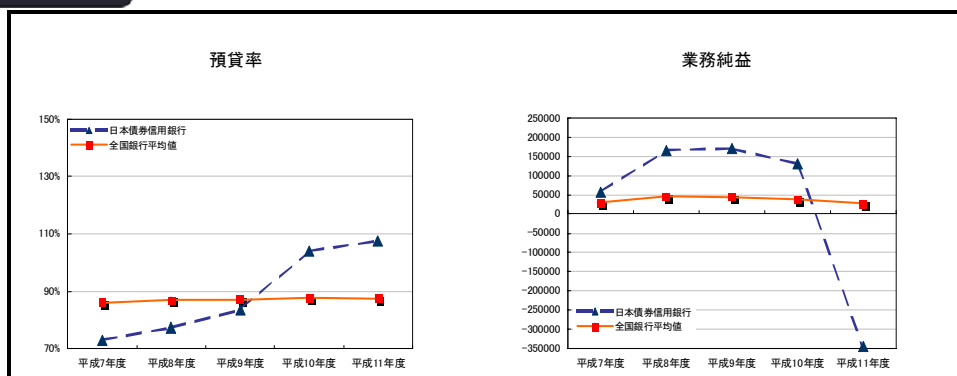
外部環境

金融自由化に伴う資金需要の変化、不動産価格の下落

内部環境

【経営戦略】
バブル期における新分野に対する貸付の出遅れを挽回するために、不動産向け貸付を急速に拡大したものの、結果として審査が不十分になることを容認するなど、不良債権につながる融資を促す結果となった。
【リスク管理】
不動産貸付時のリスク管理が不十分であった。特に貸付時における融資審査においては、バブル期には上限額がないなどの状況にあり、審査自体が形骸化していたケースが多いと指摘される。

定量データ



金融機関名	国民銀行
--------------	-------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成11年4月11日
	破綻処理方法	金融再生法に基づく管理を命ずる処分(八千代銀行へ営業譲渡)

破綻に至る経緯

S28.7に相互銀行として創業され、地域金融機関として、地域中小企業の振興や地域経済の発展に尽力してきた。もともと不動産・建設業、サービス業、ノンバンクに対する貸出比率が高く、バブル崩壊後の長引く不況の中で不良債権が拡大し続け、重い償却負担のため常に自己資本を圧迫されていた。この間、国際興業グループによる第三者割当増資を実施するなど経営の立直しを図ったが、新たな不良債権の発生もあり不良債権処理は進展しなかった。H11.4.12に通知された金融監督庁の検査結果(H10.9.30基準日、H11.1.19立入検査開始)についての同行側の認識では、要追加償却・引当額は762億円(自己資本額▲712億円)に達した。このため大株主の協力を受けることができず、資本増強を断念せざるを得ない状況となった。

H11.4.8財務内容等に係る報道がなされ、4月8・9日両日で679億円の預金が減少し、自力での資金調達は難しく、予想される預金流出に対応不可能と判断し、4月11日金融再生委員会に対して金融再生法68条1項の申出を行い、同日、金融再生委員会は当該申出及び当行の資金繰り状況等を踏まえ管理を命ずる処分を行った。

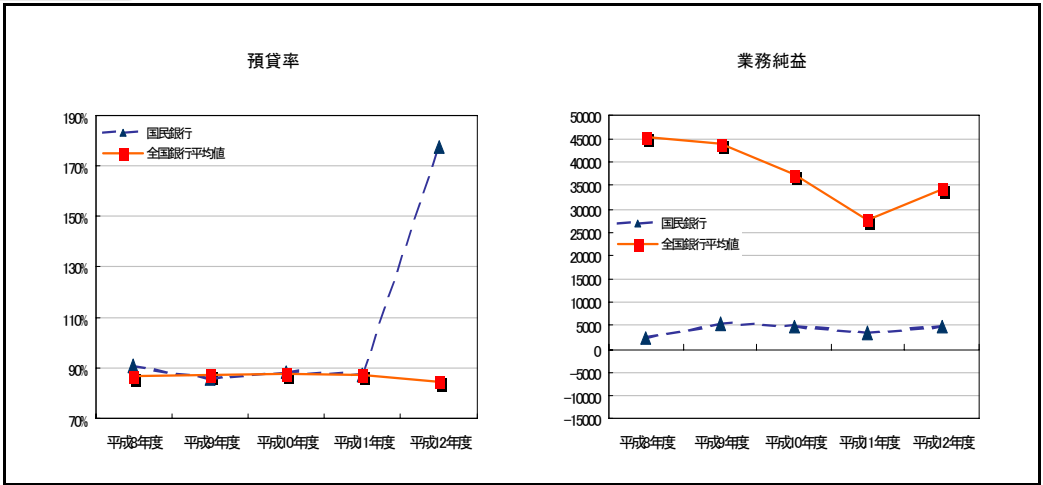
外部環境

・H11.4.8財務内容等に係る報道がなされ、4月8・9日両日で679億円の預金が減少した。

内部環境

・不動産・建設業、サービス業、ノンバンクに対する貸出比率が高く、バブル崩壊後の長引く不況の中で不良債権が拡大し続け、重い償却負担が生じた。

定量データ



金融機関名	幸福銀行
--------------	-------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成11年5月22日
	破綻処理方法	金融再生法に基づく管理を命ずる処分 (関西さわやか銀行へ営業譲渡)

破綻に至る経緯

バブル期に不動産・建設・金融業向けの融資拡大と東京地区での融資拡大を図るべく営業推進と貸出審査の一体化を行うなど体制面の整備を図ったが、バブル崩壊と長引く不況の中で不動産関連融資が不良債権化し、その処理も進展していなかった。H11.4.13に金融監督庁より検査結果通知(H10.9.30基準日、H11.1検査着手、自己資本額▲464億円)を受け、同時に銀行法24条1項に基づき指摘事項の回答を求められ、4.30に自己資本等の状況を報告した。5.10に至りH10年度の決算見込を記者発表するとともに公的資金による資本増強の以降表明を行った。5.13に近畿財務局長に対しH11.3期における自己資本比率は4%を大幅に下回る旨を報告、翌5.14銀行法26条1項及び早期健全化法3条3項の規定に基づき早期是正措置命令を受けた。資本増強の以降表明以降、預金の払出が急増し、5.20までに1,200億円が流出した。このため、5.21金融監督庁に対し早期是正措置命令によって示された選択肢の中から銀行業の廃止等の措置を選択する旨の報告を、また、同日、金融再生委員会に対して金融再生法68条2項に基づく申出を行い、5.22金融再生委員会は当該申出及び当行の財務状況を踏まえ管理を命ずる処分を受けた。

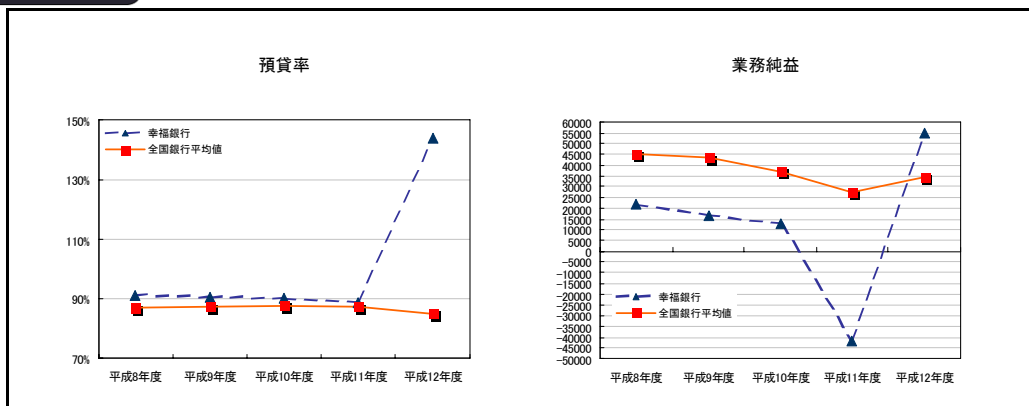
外部環境

・非上場を理由に情報開示に消極的な姿勢が、同行の信用力の低下に拍車をかけ、金融監督庁の検査を受け資本増強を迫られたH11.4月以降グループ会社以外の金融機関や取引先に増資を要請したが、反応は鈍く、増資を断念せざるを得なかった。

内部環境

・オーナー一族の関連企業への融資が集中した
・預金獲得に人的資源を集中し、与信審査管理が手薄で機能しなかった

定量データ



金融機関名	東京相和銀行
-------	--------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成11年6月12日
	破綻処理方法	金融再生法に基づく管理を命ずる処分 (東京スター銀行へ営業譲渡)

破綻に至る経緯

S25.2東京協和殖産無尽として創業し、H1普通銀行に転換したが、金融自由化とバブル崩壊が同時進行し、金融機関経営においてリスク管理の重要性が高まっていた時期に、経営トップの過度なワンマン経営を背景に、目先の収益性に着目し、信用リスクを軽視した融資の取扱い等、適切なリスク認識を欠いた貸出金運用等を行った結果、資産内容の著しい劣化を招くこととなった。破綻前の数年間、経営不振が進むにつれて特定顧客からの高利預金の導入(H11.3期の大口定期預金取入金利1.016%、第2地銀上位10行平均0.469%)の一方、高い運用利回りを求めて消費者金融向け貸出が急増した(H11.3期の貸出割合19.2%)。また不良債権処理のため自己資本に大幅な毀損をきたしたことから、H9.9以降、消費者金融業者向を經由した第三者割当増資を3回実施して経営の立て直しを図ったが、H11.5.28に発表したH11.3期決算では4期連続赤字となり、自己資本比率は2.42%に低下した。このため、銀行法26条1項の規定に基づき、5.31金融監督庁より早期に正措置命令が発出され、また、6.7金融監督庁の検査結果通知(H10.9.30基準日、自己資本額▲1,189億円)を踏まえたH11.3期決算での対応等について銀行法24条の規定に基づく報告が求められた。これに対して、6.11にH11.3期決算は大幅な債務超過となる旨の報告を、また、同日、金融再生委員会に対して金融再生法68条2項に基づく申出を行い、6.12金融再生委員会は当該申出及び当行の財務状況を踏まえ管理を命ずる処分を行った。

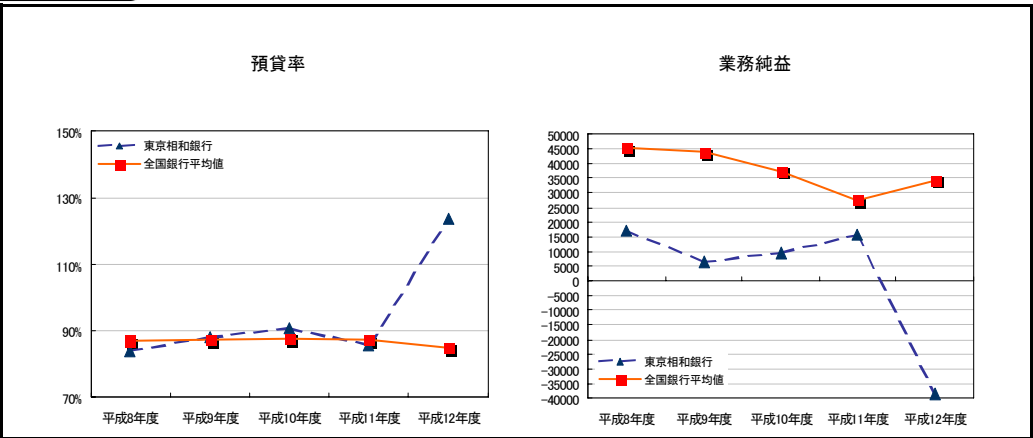
外部環境

- ・バブル崩壊で、取引の主力となっていた飲食店などの中小企業の業績が悪化した。
- ・自己資本比率が4%を下回ったと公表したH11.5.14から、預金流出の傾向が顕著になった。

内部環境

- ・過度のワンマン経営で大口と信審査について経営トップの意向が強く反映され、審査管理体制に厳格さを欠いていた。
- ・経営トップのファミリー企業に対し多額の経費支出を行い、またこれらの発行する施設利用権を多数購入した
- ・内部管理が不徹底であった。

定量データ



金融機関名	なみはや銀行
--------------	---------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成11年8月7日
	破綻処理方法	金融再生法に基づく管理を命ずる処分 (大和銀行、近畿大阪銀行へ営業譲渡)

破綻に至る経緯

なみはや銀行の前身である福徳銀行となにわ銀行の両行は、バブル期に不動産、建設、金融業向け貸出を中心に拡大を図り、バブル崩壊後の長引く不況の中でそれらの大宗が不良化することとなった。前者においては、経営状態が悪化した関連ノンバンク支援に経営資源を費消したため、銀行本体の不良債権処理は進展しなかった。後者においても関連ノンバンクの営業貸付金の劣化により支援負担が増大していた。H9.12改正預金保険法で整備された特定合併方式により、H10.10に設立されたなみはや銀行は、合併元の福徳・なにわ銀行の自己資本が不良債権の処理や株式、不動産等の含み損の償却により大きく毀損していたため、合併当初から過少資本でのスタートを余儀なくされた。H11.3期決算で連結自己資本比率が▲1.46%となる旨発表したことから、H11.6.17銀行法24条に基づく連結自己資本比率の向上策等に関する報告を受けた。これを受けて、6.24に第三者割当増資等の対策を報告したが、6.28連結自己資本比率の向上策等を踏まえ、金融監督庁から早期是正措置命令(第2区分)が発出されるとともに、8.4金融監督庁の検査結果(H11.3.31基準日、H11.5.25立入検査開始、単体自己資本額▲1,117億円)が通知された。こうした中、8.6金融再生委員会に対して金融再生法68条2項に基づく申出を行い、8.7金融再生委員会は当該申出及び当行の財務状況を踏まえ管理を命ずる処分を行った。

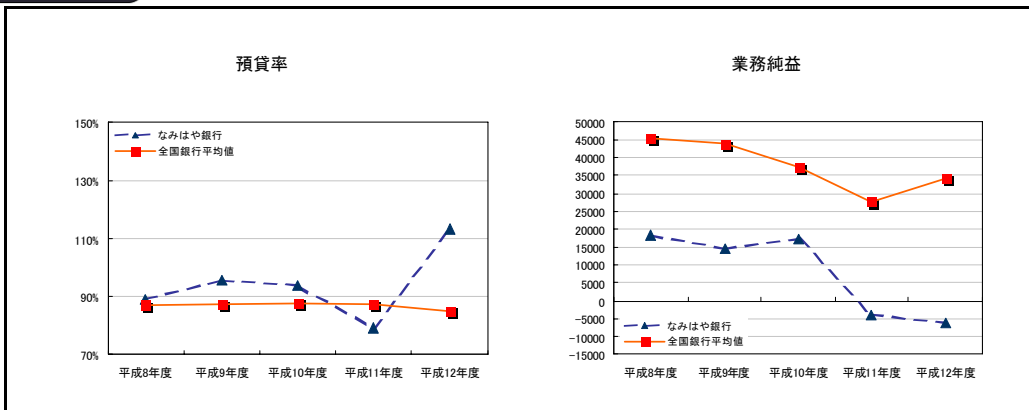
外部環境

・H11.6月の旧福徳銀行の元頭取らによる不正融資事件が市場や顧客の信頼を失い、預金流出のきっかけになった。

内部環境

- ・合併もとの旧福徳銀行において、ワンマン経営で組織経営がなされていなかった。
- ・営業推進と審査体制の一体化を図ったことから審査管理体制が厳格さを欠いていた。
- ・関連ノンバンクを含め体力を無視した業務拡大を図ったため、不動産、建設、金融業向け貸出が増加し、これらの大部分が不良化した。
- ・急激な貸出増加に対応するため高レートでの資金調達を行うなど、高コスト体質であった。
- ・既に特定合併時点で過少資本であった。

定量データ



金融機関名	新潟中央銀行
--------------	---------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成11年10月2日
	破綻処理方法	金融再生法に基づく管理を命ずる処分 (大光銀行等へ営業譲渡)

破綻に至る経緯

H1.2普銀転換以降、バブル期において首都圏を中心に不動産業、金融業、サービス業向けに積極的な業務拡大を図った。またゴルフ場やテーマパーク等の特定の案件が持ち込まれ、頭取が独断で決裁したものが多く、結果的にその大部分が不良債権となった。H11.3期決算(自己資本比率5.23%)の発表及びその後の関東財務局による検査結果に基づき自己査定を見直したところ、11.3期の自己資本比率が2.01%に低下する旨の決算修正を行い、これに伴い金融監督庁から早期是正措置命令(第1区分)が発出され、預金の流出が始まった。さらに同年9.20には第三者割当増資も中止するに至り、預金の流出及び株価の下落が進んだ。10.1金融再生委員会に対して金融再生法68条1項に基づく申出を行い、10.2金融再生委員会は当該申出及び当行の資金繰り状況を踏まえ管理を命ずる処分を行った。

外部環境

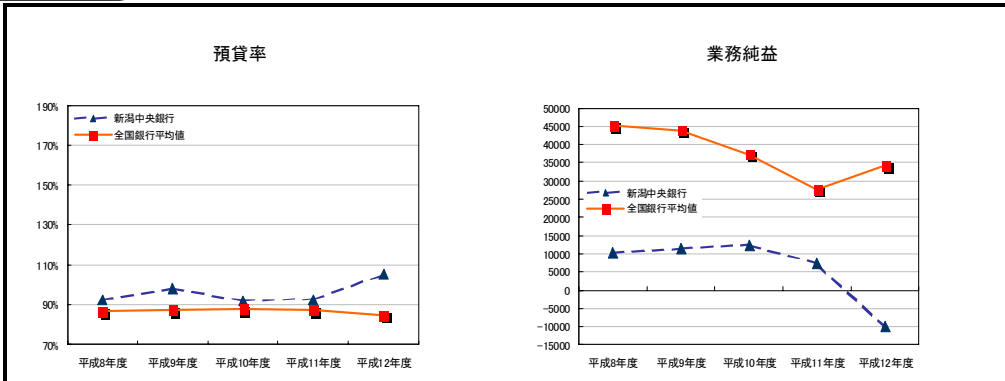
内部環境

【経営戦略】
バブル期の積極的な業務拡大において、計画性が十分確保されておらず、不動産投資のほか、テーマパーク投資、ゴルフ場投資などのリゾート開発会社への融資を行うが、これらがすべて失敗に終わった。また新潟県内には4つの銀行が存在していたため、競争が激しいことなどがあり、バブル期において、首都圏など県外にも融資の拡大を図ったものの功を奏しなかった。

【リスク管理】
不動産投資に対するリスクのほか、新規事業に対するビジネスリスクなどが存在したが、これらに対する管理が十分でないままであった。

【経営管理】
経営体質として頭取のワンマン経営であった。経営会議を設置するものの、実質的には頭取に権限が集中する構造となっており、機能しなかった。その結果、頭取の独断による大型プロジェクト融資などが発生し、加えてこれらの計画に対する十分なチェック機能が存在しなかった。

定量データ



金融機関名	石川銀行
--------------	-------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成13年12月28日
	破綻処理方法	預金保険法に基づく管理を命ずる処分(北陸銀行等へ営業譲渡)

破綻に至る経緯

融資面で、S60.4-H2.3にかけ中小企業への融資と個人ローンを積極的に拡大し、急増する貸出金に対応するため、高金利預金(譲渡性預金や大口定期預金等)による資金調達に依存した。そのため収益が圧迫され、貸出金の利回りを上げることで収益維持を図るも、地元での競争力が低下。大都市圏でサービス業、不動産業に偏重した融資を拡大することになる。また、無理に推進した個人向け融資に延滞が多発したため、これを挽回すべく運用先を一層大都市圏に頼ったが、取引先の実態把握が不十分のまま実行されていた。こうしたことから、不動産取引の部分多くが不良債権化し、自己資本比率が低下。自己資本比率上昇のために第三者割当てを募るも、結局、金融庁の検査を反映した自己査定の結果、債務超過となることが判明し、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行い、同日金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分となった。

外部環境

地域における資金需要の変化とバブル期における不動産価格の下落

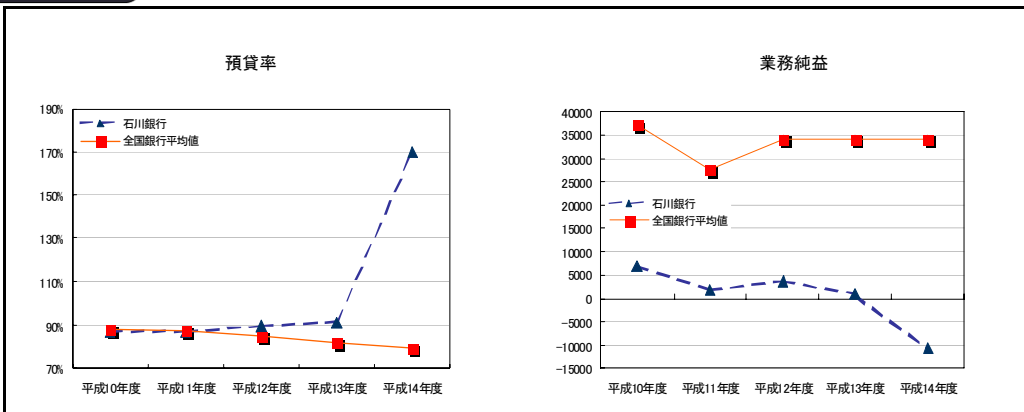
内部環境

【経営戦略】
 地元での経営基盤が脆弱であること、金融自由化に伴う譲渡性預金や大口定期に資金調達を行い、首都圏における不動産投資に対するシフトを進める。その結果、バブル崩壊に伴い、貸付金の多くが不良債権化。地元金融機関としての競争力が弱いことから、急速な経営方針の転換が困難。

【リスク管理】
 そもそも資金調達コストおよび運用収益、さらにそれらに資金量のマネジメントに関するリスクが十分でないことから、本来の経営基盤が脆弱になった。加えてこれを挽回するための首都圏への不動産貸付シフトは、不動産市況におけるリスクのほか、収益構造を首都圏に偏重することに伴うリスクを内包した。

【経営管理】
 経営体質としてオーナー企業であり、頭取の発言力が非常に強い。そのため、取締役会のチェック機能が十分でないという指摘がある。加えて東京支店における裁決権限については、店長専決権限枠が巨額であり(ピーク時新規融資枠10億円、既往20億円)、十分なチェック体制がとられていなかった。

定量データ



金融機関名	中部銀行
--------------	-------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成14年3月8日
	破綻処理方法	預金保険法に基づく管理を命ずる処分 (清水銀行等へ営業譲渡)

破綻に至る経緯

S28-H6まで約40年にわたり特定会社によるオーナー支配が継続。当該特定会社への過度な融資のほか、普銀転換後のバブル時代に特定業種(建設、不動産、サービス)への貸出の大口化などにより業容拡大を行った結果、バブル崩壊により不良債権が急増した。H5.6新頭取が就任し、オーナー経営から脱却し、本格的に不良債権を処理する方針を打ち出し不良債権の償却・引当を進めたが、収益力に限界があったことから、H8年度より隔年毎に赤字決算を余儀なくされ、減少した自己資本を増強するため、H11.3、H11.9、H13.3に第三者割当増資(合計104億円)を実施した。一方H12.10劣後ローンと株式の持合を行っていた協栄生命保険が破綻し自己資本を大きく損なった。

H13.12.25に通知された金融庁検査結果(H13.9.30基準日、H13.11.7立入検査開始)に基づきH13年度中間決算を修正し、その結果、自己資本比率が3.05%(単体)と4%を下回った。このため、H13.12.28銀行法26条に基づく早期是正措置命令(第1区分)が発出された。このような中、H14.1.14中間決算の修正の発表を行ったが、それ以降預金流出が急増し、H13.12頃より進めていた投資会社との増資交渉も不調に終わった。H14.2.20第三者割当増資(50億円)を行うことを公表したが、預金流出は止まらず、H14.3.5業務改善命令を受け、H14.3.7第三者割当増資の見込が目標の半分以下に止まることが明らかになると、預金流出が一段と加速し(H14.1.4-3.8の預金減少683億円)、H14.3.8預金保険法74条5項に基づく申出を行い、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた。

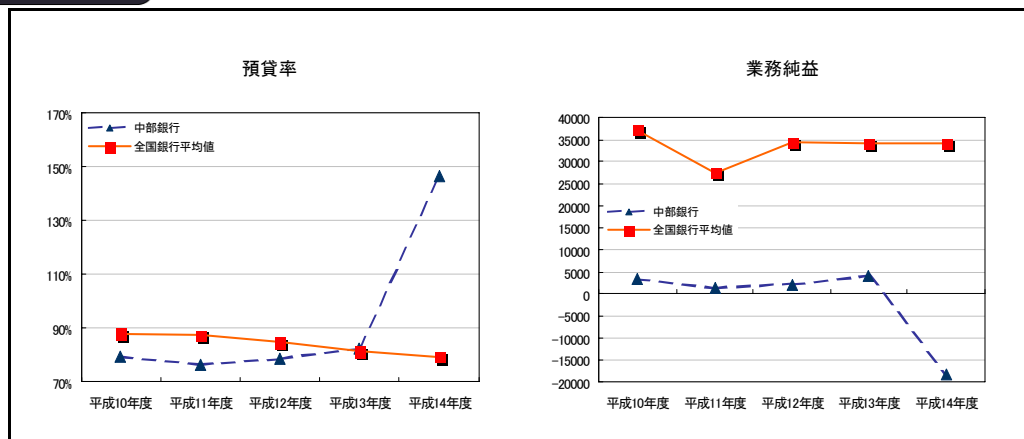
外部環境

- ・H12.10劣後ローンと株式の持合を行っていた協栄生命保険が破綻し自己資本を大きく毀損
- ・平成13年度中間決算修正後、経営不安に伴う預金流出とまらず

内部環境

- 【経営管理】
- ・H6まで約40年にわたり特定会社によるオーナー支配が継続。当該特定会社への過度な融資、特定業種(建設、不動産、サービス)への貸出の大口化などによる業容拡大の結果、バブル崩壊により不良債権が急増
- 【経営戦略】
- ・オーナー経営から脱却した後も収益力の向上が図れず、H8年度より隔年毎に赤字決算

定量データ



(2) 信用組合、証券、生命保険 (3 機関)

金融機関名	木津信用組合	
--------------	---------------	--

破綻プロフィール	破綻年月日	平成7年8月30日
	破綻処理方法	事業譲渡

破綻に至る経緯

・バブル期における不動産業向け融資の偏重、関連ノンバンクの買収ファイナンス機等を利用した社撰な審査による大口信用集中等のつけが影響し、H5には不良資産比率が8割を超えた。H6、10の大阪府検査で、長期的にも資産内容が改善される可能性が少ないと判断され、H7.7のコスモ信用組合経営破綻報道以降の多額の預金流出の中、H7.8に業務の一部停止命令が出された。

外部環境

・不動産市況の低下による不良債権の拡大が大きな要因として挙げられるが、加えて、後述のように紹介預金による多額の預金が、信金信組の経営改善措置(大蔵省)による資金の引き上げなどがある。

内部環境

【経営戦略】
木津信組の場合、バブル期に不動産投資を活発化させ、そのために高い利率で預金を獲得するという経営戦略をとった。特に特徴的なのは、紹介預金とよばれる形で預金を集めたことである。これは銀行が企業に対して、CPを発行させ、調達した資金を木津信組に対して預金するよう、紹介する仕組みである。これにより、銀行はCP発行手数料を、企業側はCPの調達コストと預金による利ざやを確保でき、木津信組は大口預金により、資金を効率的に集め、これを不動産投資に付けることができた。
しかし、バブルの破綻とともに、銀行側がこの紹介預金を解消したため、急速に預金量が不足する結果となり、これに対応するためにより高い利率で預金を募る必要があり、逆ザヤの資金が拡大することとなった。

【リスク管理】
本件で注目すべきリスクとしては、不動産投資に関するリスクのほか、紹介預金が解消した場合に生じる預金縮小等のリスクとこれに起因するビジネスリスク、さらに不動産価格が下落する等の資産市場が低調にある中で高い利率の預金を獲得することに伴うリスクなどが挙げられ、これらに対するマネジメントが十分でなかった。

【経営管理】
経営管理に関しては、破綻時の理事長のワンマン経営による乱脈経営が、破綻要因のひとつとして挙げられる。当時の理事長は、個人会社的な色彩の強いノンバンクを設立し、これに多額の資金を貸し付けるなどを行った。また大口の不動産投資に対して、理事長の決済を不要とするなどの、審査基準査定が甘いなども指摘される。

金融機関名	三洋証券	
--------------	-------------	--

破綻プロフィール	破綻年月日	平成9年11月3日
	破綻処理方法	会社更生法の適用申請

破綻に至る経緯

H2.10系列ノンバンクによる約八百億円の不良債権が表面化して以降、株式市場の低迷で本体の業績も悪化。H6期間利益と保有株式の益出してノンバンク向けの支援金を拠出する一方、東京三菱銀行、大和銀行、日本債券信用銀行の主力三行と大株主の野村証券などから支援を得て系列ノンバンクに対する融資金利減免を柱とする「経営改善計画」をまとめた。しかし、三洋本体の経営が一向に改善せず、ノンバンクへの支援金拠出も計画通り進まなかったため、生保各社が劣後ローンの返済期限延長に難色を示すようになった。大蔵省や日銀など金融当局は、三洋と同じ準大手証券の国際証券との合併による救済策を検討したが、関係者の合意が得られる前に一部の報道で表面化したため断念。劣後ローンの返済期限延長の交渉期限までに再建の抜本策が提示されなかったため、生保側は再延長に態度を留保したため、再建を断念

外部環境

・株式市場の低迷で本体業績が悪化

内部環境

【経営戦略】
・バブル期の過大投資が重荷(S63.5同社は東京・江東区に約八十億円を投じて、トレーディングセンターを設置)
・経営改善計画に沿った経営改善が進まず、市場の不信を買った

【経営管理】
・オーナー一族前経営陣が「総合金融機関」を標榜した拡大戦略が、ノンバンクの不良債権を拡大

金融機関名	千代田生命
--------------	--------------

破綻プロフィール	破綻年月日	平成12年10月9日
	破綻処理方法	更生特例法の適用申請

破綻に至る経緯

千代田生命は株式の含み損や為替差損の増大などで財務内容が悪化、新規契約の不振や解約の急増で経営難に陥った。このため、親密先である東海銀に資金面での支援を要請。同時に独大手保険グループのアリオンなど、複数の外資との提携を模索していたが、外資提携は交渉が難航しており、三和銀行や東洋信託銀行との経営統合を控える東海銀は資金支援を前向きに検討するとの姿勢を軌道修正したため、最終的に自力での経営再建を断念

外部環境

- ・株式市況低迷により運用環境が急激に悪化。逆ざやが収益を圧迫
- ・バブル期に拡大した融資が不良債権化

内部環境

・バブル期経営陣による拡大経営方針に伴い、貸金業、リゾート業への融資を拡大、不良債権の原因となった。特に、団体保険など法人向け保険販売を拡大する際に、相手企業が保険契約の見返りに要請する融資案件に十分な審査で応じていた

参考資料 2 金融機関の破綻要因比較表

- ①直接要因：破綻の直接的なきっかけ
- ②背景となる要因：直接要因を導いた主な事象
- ③副次的要因：直接要因を導いた副次的な事象

注) 各金融機関の要因の分類にあたっては、新聞記事検索の結果及び「平成金融危機への対応研究会（2005）『平成金融危機への対応』預金保険研究第4号」の記述を基に、三井情報開発(株)総合研究所が独自に判断した。

(1) 銀行 (16行)

業態	金融機関名	破綻年月	直接要因	背景となる要因	副次的要因
銀行	兵庫	平成7年8月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	阪神・淡路大震災
	太平洋	平成8年3月	債務超過	バブル期以前の過剰融資とその不良債権化	
	阪和	平成8年11月	資産内容の悪化	バブル期以前の過剰融資とその不良債権化及びこれらを背景とした市場評価の悪化(決済資金調達への不安)	
	京都共栄	平成9年10月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	地域金融サービス競争の激化
	北海道拓殖	平成9年11月	決済資金のショート	経営不安を背景にした市場評価の悪化(預金流出・株価低落)	提携問題の破綻
	徳陽シティ	平成9年11月	決済資金のショート	経営不安を背景にした市場評価の悪化(預金流出・株価低落)	
	日本長期信用	平成10年10月	債務超過	不良債権問題を背景にした市場評価の悪化(株価低落)	外資との提携の解消
	日本債券信用	平成10年12月	債務超過	不良債権問題とそれを背景にした市場評価の悪化(株価低落)	
	国民	平成11年4月	決済資金のショート	バブル期の融資の不良債権化とこれらを背景とする市場評価の悪化(預金流出)	特定業種への融資の偏り
	幸福	平成11年5月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化とこれらを背景とする市場評価の悪化(預金流出)	
	東京相和	平成11年6月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	
	なみはや	平成11年8月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	
	新潟中央	平成11年10月	決済資金のショート	不良債権問題を背景にした市場評価の悪化(株価低落)	
	石川	平成13年12月	債務超過	バブル期以前の高コスト資金調達とバブル期の融資の不良債権化	
	中部	平成14年3月	債務超過	バブル期以前の過剰融資とその不良債権化に対する市場評価の悪化(預金流出)	大手資本提携先(協栄生命)の破綻
	足利	平成15年11月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化とその処理の遅れ	税効果資産評価の相違

(2) 信用金庫 (22 金庫)

業態	金融機関名	破綻年月	直接要因	背景となる要因	副次的要因
信用金庫	玉野	平成11年4月	債務超過	バブル期以前の過剰融資とその不良債権化	融資管理不足、経営者の専横
	神田	平成11年4月	資産内容の悪化	バブル期の過剰融資とその不良債権化	融資管理不足、資金需要の急拡大
	龍ヶ崎	平成11年6月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	融資管理不足、特定業種への偏重
	小川	平成11年11月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	貸倒引当金対応の内部留保の枯渇
	日南	平成11年11月	債務超過	理事長による事件とこれに対する市場の評価(預金流出)	
	松沢	平成11年12月	債務超過	バブル期以前の過剰融資とその不良債権化	地域金融サービス競争における業務の停滞
	京都みやこ	平成12年1月	預金支払い業務不全のおそれ	救済合併による負担増大と特定業種融資の不良債権化	西陣信金の合併
	南京都	平成12年1月	預金支払い業務不全のおそれ	バブル期の融資の不良債権化	
	西相	平成12年1月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	特定業種への融資による問題(大口化)
	岡山市民	平成12年4月	債務超過	ポストバブル期の資金運用の失敗	運用に関するリスク管理体制の欠如
	わかば	平成12年4月	債務超過	不良債権処理問題と地場景気回復の遅れ	合併金庫のうちの一つの業績問題
	宇都宮	平成13年10月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	
	大阪第一	平成13年10月	債務超過	取引先の業績低迷に伴う不良債権化、有価証券の評価損等	
	沖縄	平成13年10月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	
	中津	平成13年11月	債務超過	取引先の業績低迷に伴う不良債権化、金利収入の低迷、有価証券の評価損等	特定業種の景気低迷
	臼杵	平成13年11月	債務超過	取引先の業績低迷に伴う不良債権化、金利収入の低迷、有価証券の評価損等	
	佐賀関	平成13年11月	債務超過	取引先の業績低迷に伴う不良債権化、有価証券の評価損等	地域経済の低迷と特定業種(建設)に対する不振
	佐伯	平成13年12月	債務超過	バブル期以前の融資の不良債権化、特定業種不振	海運業不振
	神栄	平成14年1月	債務超過	取引先の業績低迷に伴う不良債権化、有価証券の評価損等	阪神大震災と特定業種(不動産)に対する不振
	船橋	平成14年1月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化と有価証券の評価損	
	相互	平成14年1月	債務超過	景気低迷に伴う融資の不良債権化と有価証券の評価損	与信管理能力の欠如、資金運用リスク管理の欠如
	石岡	平成14年3月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化と有価証券の評価損	ワンマン体制

(3) 信用組合 (132 組合)

業態	金融機関名	破綻年月	直接要因	背景となる要因	副次的要因
信用組合	東京協和	平成6年12月	経営不安	バブル期の過剰融資と調達コストの逆ざや	ワンマン体制
	安全	平成6年12月	経営不安	バブル期の過剰融資と調達コストの逆ざや	
	友愛	平成7年2月	経営不安	バブル期の過剰融資	担保物件の換価性の低さ
	コスモ	平成7年7月	債務超過	バブル期以前の融資の不良債権化	ワンマン体制
	木津	平成7年8月	債務超過	バブル期の過剰融資と調達コストの逆ざや、預金流出	ワンマン体制、紹介預金による枠の拡大
	福井県第一	平成7年11月	経営不安	バブル期以前の融資の不良債権化と経営環境悪化に伴う市場評価(預金流出)	放漫経営、地域経済の不振
	大阪	平成7年12月	経営不安	バブル期の融資の不良債権化と他の信用組合の破綻	
	山陽	平成8年4月	経営不安	バブル期以前の融資の不良債権化と兵庫銀行の破綻	
	けんみん大和	平成8年4月	債務超過	合併前組合の不良債権と兵庫銀行の破綻	阪神・淡路大震災
	三福	平成8年11月	経営不安	虚偽報告等粉飾が度重なることによる業務停止	零細取引先中心による収益構造の悪化
	阪神労働	平成9年3月	債務超過	バブル期以前の融資の不良債権化とバブル後の収益悪化	
	土岐	平成9年4月	債務超過	バブル後の景気不振に伴う不要債権化	特定企業に対する融資の不良債権化と審査体制の欠如
	東海	平成9年4月	経営不安	バブル期以前の融資の不良債権化とバブル後の収益悪化	法令違反、与信管理
	北九州	平成9年4月	債務超過	バブル期以前の融資の不良債権化と資金運用の失敗	審査体制の欠如
	神奈川県	平成9年4月	経営不安	バブル期の融資の不良債権化と経営環境の悪化	融資における法令違反
	田辺	平成9年5月	債務超過	バブル期の融資急拡大と不良債権化	経営不安後の大口預金の流出
	朝銀大阪	平成9年5月	債務超過、決済資金のショート	バブル期の過剰融資とその不良債権化	バブル期の大口預金の受入、債権管理体制の欠如
	静岡商銀	平成10年1月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	審査体制の欠如、法令違反
	通信	平成10年3月	経営不安	職員の不正事件及び資金運用の失敗	
	豊	平成10年3月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	
	西南	平成10年3月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	不動産、建設業への融資の傾斜
品川	平成10年3月	債務超過	バブル後の取引先の経営不振による不良債権化	法令違反等	
東興	平成10年3月	債務超過	バブル期以前の融資の不良債権化	審査体制の欠如	

業態	金融機関名	破綻年月	直接要因	背景となる要因	副次的要因
信用組合	和歌山県商工	平成10年3月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	
	豊栄	平成10年3月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	
	長岡	平成10年5月	債務超過	バブル期以前の融資の不良債権化と資金運用の失敗	
	神奈川商工	平成10年5月	債務超過	不正大口融資不良債権化	債権管理体制の不備
	山口商銀	平成10年5月	決済資金のショート	バブル期の過剰融資とその不良債権化、信用不安への市場評価(預金引出)	審査体制の不備
	大阪弘容	平成10年5月	債務超過	バブル期以後の担保価値の下落及び取引先企業不振による不良債権化	大阪府民信組の救済合併の負担
	河内	平成10年5月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	
	福岡商銀	平成10年5月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	法令違反等
	北海商銀	平成10年5月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	地域経済の停滞
	湘南	平成10年5月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	法令違反
	島根商銀	平成10年5月	債務超過	バブル期以前の融資の不良債権化	
	太平	平成10年5月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	特定業種(建売建築事業者)向け融資の不良化
	大阪東和	平成10年5月	債務超過	バブル以降の融資先の不振による不良債権化	特定の業種(不動産・建設)向け融資の不良化
	西武	平成10年5月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	法令違反
	相模原	平成10年5月	債務超過	バブル前の不祥事による損害金とバブル期の融資の不良債権化	
	中国	平成10年5月	経営不安	バブル期の融資急拡大と不良債権化	経営不安後の大口預金の流出
	大和	平成10年5月	債務超過	大口取引先の破綻及び特定業種向け融資の不良債権化	
	興和	平成10年5月	債務超過	バブル以降の融資先の不振による不良債権化	特定の業種(不動産・建設)向け融資の不良化
	埼玉商銀	平成10年5月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	審査体制の欠如、法令違反
	奈良県	平成10年5月	経営不安	バブル期以前の融資の不良債権化と資金運用の失敗	木材関連産業の不振
	豊和	平成10年5月	債務超過	バブル以降の融資先の不振による不良債権化	特定の業種(不動産・建設)向け融資の不良化
	日本貯蓄	平成10年5月	経営不安	バブル期以後の担保価値の下落及び取引先企業不振による不良債権化	
	福寿	平成10年5月	債務超過	バブル以降の融資先の不振による不良債権化	特定の業種(不動産・建設)向け融資の不良化
	六甲	平成10年5月	経営不安	バブル以前からの業務拡大の失敗	阪神・淡路大震災

業態	金融機関名	破綻年月	直接要因	背景となる要因	副次的要因
信用組合	高島	平成10年6月	債務超過	資金運用の失敗と地域経済の不振による融資の不良債権化	時価評価による評価損
	大阪商銀	平成10年6月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	審査体制の欠如、法令違反
	紀北	平成11年3月	経営不安	バブル期の融資の不良債権化	
	共同	平成11年4月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	カプトデコムに対する融資の不良化
	千歳	平成11年4月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	
	台東	平成11年4月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	法令違反
	総武	平成11年4月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	審査体制の欠如、法令違反
	東京東和	平成11年4月	債務超過	バブル以降の融資先の不振による不良債権化	製造業、不動産向け融資の不良債権化、リスク審査体制の欠如
	高知商銀	平成11年4月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	審査管理体制の不備、相互けん制の欠如
	朝銀青森	平成11年5月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	審査体制の欠如
	三重県	平成11年5月	債務超過	バブル期の資金運用の失敗とその後の対応の失敗	与信管理能力の欠如、資金運用リスク管理の欠如
	朝銀福岡	平成11年5月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	
	足立総合	平成11年5月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	審査体制の欠如
	朝銀長野	平成11年5月	債務超過	バブル期の不動産分野への融資シフトとその不良債権化、市場評価(預金流出)	内部けん制の形骸化
	朝銀宮城	平成11年5月	債務超過	バブル期の特定分野への融資シフトとその不良債権化	
	朝銀島根	平成11年5月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	審査体制の欠如、法令違反
	朝銀長崎	平成11年5月	債務超過	バブル期以前の融資の不良債権化、特定業種の不振	
	平和	平成11年5月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	特定の業種(不動産・建設)向け融資の不良化
	朝銀福井	平成11年5月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	審査管理・債権管理体制の不備
	朝銀広島	平成11年5月	債務超過	バブル期の特定分野への融資シフトとその不良債権化	
	朝銀千葉	平成11年5月	債務超過	バブル期の不動産分野への融資シフトとその不良債権化、	債権管理体制の不備
	日本信販	平成11年5月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	不動産担保貸付に対する大幅な依存
	朝銀愛知	平成11年5月	債務超過	バブル期の特定分野への融資シフトとその不良債権化、高コストの資金調達	
	朝銀山口	平成11年5月	債務超過	バブル期の特定分野への過剰融資とその不良債権化	
朝銀東京	平成11年5月	債務超過	バブル期の不動産分野への融資シフトとその不良債権化、無謀な拡大路線	債権管理体制の不備	

業態	金融機関名	破綻年月	直接要因	背景となる要因	副次的要因
信用組合	朝銀新潟	平成11年5月	債務超過	バブル期の過剰融資(大口化)とその不良債権化	法令違反
	東京都教育	平成11年6月	債務超過	バブル期の資金運用の失敗	リスク管理体制欠如、貸付対象の制限
	富山商銀	平成11年10月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	管理体制の不備
	北兵庫	平成11年10月	債務超過	バブル期の資金運用の失敗、バブル期の融資の不良債権化	特定の業種(不動産・建設)向け融資の不良化
	振興	平成12年1月	債務超過	バブル期の資金運用の失敗とその後の対応の失敗	融資先が特定業種に限定(繊維)
	長崎第一	平成12年2月	債務超過	バブル期の不動産分野への融資シフトとその不良債権化、	管理体制の不備
	石川商銀	平成12年3月	債務超過	不良債権の増大等	体力の不足
	四国貯蓄	平成12年5月	預金支払い業務不全のおそれ	バブル以前からの放漫経営の影響、地域経済の停滞	
	三重商銀	平成12年5月	債務超過	バブル以前からの放漫経営の影響、市場の評価(預金流出)	内部管理体制の不備
	新潟商銀	平成12年8月	債務超過	バブル期の特定分野への融資シフトとその不良債権化、大口取引先の破綻等	ワンマン経営
	不動	平成12年10月	債務超過	バブル期の不動産分野への融資シフトとその不良債権化、	審査体制の欠如、ワンマン体制
	道央	平成12年12月	債務超過	バブル期以降の資金運用の失敗	地元経済の不振と融資先が限定
	関西興銀	平成12年12月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化、特定融資先への融資傾斜と不良債権化、市場評価(預金引出し)	合併金融機関との不良債権の負担
	瑞浪商工	平成12年12月	債務超過	バブル期の資金運用の失敗	地元経済の不振と融資先が限定
	輪島	平成12年12月	債務超過	バブル期の資金運用の失敗	地元経済の不振と融資先が限定
	東京商銀	平成12年12月	債務超過	バブル期の特定分野への融資シフトとその不良債権化	ワンマン経営
	朝銀近畿	平成12年12月	債務超過	バブル期の不動産分野への融資シフトとその不良債権化、	
	茨城商銀	平成13年2月	債務超過	バブル期の特定分野への融資シフトとその不良債権化、	
	神奈川県青果	平成13年3月	債務超過	融資先の景気停滞による不良債権化と資産の含み損の拡大	青果商に特化した融資
	だいしん	平成13年4月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化、地元景気の停滞	審査体制の欠如、法令違反、内部けん制の形骸化
加賀	平成13年4月	債務超過	バブル期以後の地元融資の不良債権化とその後の資金運用の失敗	不動産業、温泉業への融資の傾斜	
京都商銀	平成13年4月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	法令違反、内部けん制の形骸化	
千葉県商工	平成13年5月	債務超過	バブル期の大口融資とその不良債権化		

業態	金融機関名	破綻年月	直接要因	背景となる要因	副次的要因
信用組合	春江	平成13年5月	債務超過	バブル期以後の地元融資の不良債権化とその後の資金運用の失敗	
	東京中央	平成13年6月	債務超過	バブル期融資の不良債権化	高コスト資金の調達と資産を対象にした融資への傾斜
	せいしか	平成13年6月	債務超過	融資先の景気停滞による不良債権化と資産の含み損の拡大	青果商に特化した融資
	東京	平成13年6月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	審査体制の欠如、役員の責任回避による追い貸し
	旭川商工	平成13年6月	債務超過	資金運用の失敗とバブル以後の大口融資の不良債権化	地元企業の不振
	小樽商工	平成13年7月	債務超過	バブル期の特定分野への融資シフトとその不良債権化、バブル後の資金運用の失敗	
	朝銀関東	平成13年8月	債務超過	バブル期以後の融資の不良債権化	救済合併の負担
	常滑	平成13年10月	債務超過	バブル期の資金運用の失敗とその後の対応の失敗	地元経済の停滞
	大栄	平成13年11月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化、地元融資先の不振、資金運用の失敗	
	岩手	平成13年11月	債務超過	バブル以前からの不振とバブル以降の債権の劣化等	
	三栄	平成13年11月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	特定の業種(不動産・建設、サービス)向け融資の不良化
	東京富士	平成13年11月	債務超過	バブル後の資金運用の失敗	地元融資先の不振
	宮城県中央	平成13年11月	債務超過	バブル後の景気停滞による融資先の不良債権化、大口融資先の破綻	融資先である建設業、不動産業の不振
	秋田県中央	平成13年11月	債務超過	バブル期以後の地元融資の不良債権化とその後の資金運用の失敗、評価損	不祥事に伴う損失
	中津川	平成13年11月	債務超過	バブル期以後の地元融資の不良債権化とその後の資金運用の失敗	
	大日光	平成13年11月	債務超過	バブル期の特定分野への融資シフトとその不良債権化	ワンマン経営
	東京食品	平成13年11月	債務超過	バブル期以後の融資先債権の劣化	
	網走	平成13年11月	債務超過	融資先の景気停滞による不良債権化	救済合併の負担
	馬頭	平成13年11月	債務超過	バブル期以後の地元融資の不良債権化とその後の資金運用の失敗	
	第三	平成13年11月	債務超過	バブル後の景気停滞による融資先の不良債権化、有価証券の評価損	
	松島炭鉱	平成13年11月	債務超過	組合員の減少とバブル後の資金運用の失敗	
	栃木県中央	平成13年12月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化、バブル後の融資先の不振、資金運用の失敗	
	岡山県	平成13年12月	債務超過	バブル後の景気停滞による融資先の不良債権化、有価証券投資の失敗(ITバブル)	リスク管理体制欠如、内部けん制の失敗
小川	平成13年12月	債務超過	バブル後の景気停滞による融資先の不良債権化、資金運用の失敗	融資先である建設業、不動産業の不振	

業態	金融機関名	破綻年月	直接要因	背景となる要因	副次的要因
信用組合	池袋	平成13年12月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	
	両筑	平成13年12月	債務超過	バブル期以後の地元融資の不良債権化とその後の資金運用の失敗	温泉旅館業、木材業、建設業などの不振
	黒磯	平成13年12月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化、資金運用の失敗	
	島原	平成13年12月	債務超過	バブル期以後の地元融資の不良債権化とその後の資金運用の失敗	
	厚木	平成13年12月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化、資金運用の失敗	
	都民	平成13年12月	債務超過	バブル後の資金運用の失敗	ワンマン経営、内部けん制の欠如
	上田商工	平成13年12月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化と株式の評価損	
	永代	平成14年1月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	不良債権飛ばし等の粉飾
	千葉商銀	平成14年1月	債務超過	大口融資偏重とその不良債権化	特定業種への融資の傾斜
	石川たばこ	平成14年1月	債務超過	バブル期の資金運用の失敗とその後の対応の失敗	地元経済の停滞
	紀南	平成14年2月	債務超過	バブル後の地域経済の停滞と資金運用の失敗	
	大分商銀	平成14年3月	債務超過	バブル期の過剰融資とその不良債権化	
	暁	平成14年3月	債務超過	バブル期の融資の不良債権化	